

宗像市こども計画

(令和7年度～令和11年度)



はじめに



こどもの健やかな成長を保障し、こどもにやさしいまちづくりを推進するため、宗像市が平成24年に「宗像市子ども基本条例」を制定して十余年が経過しました。この間、この条例の行動計画を兼ねた「第2期宗像市子ども・子育て支援事業計画」（令和2年度～令和6年度）に基づき、「こどもの健やかな育ちが守られるまち」の実現に向けて様々な取組を進めてまいりました。

一方で、少子化の進展や子育て家庭の孤立化など、社会情勢が大きく変化する中、児童虐待やいじめ・不登校の増加、こどもの貧困の問題など、こどもを取り巻く状況はますます多様化し、相互に関連し合っています。私たち行政には、これまで以上にこどもに関する複合的な課題への対応が求められています。

このことを踏まえ、令和7年3月に「第2期宗像市子ども・子育て支援事業計画」が終了するにあたり、従前からの取組を継承するとともに、改めて「宗像市子ども基本条例」に掲げる理念に立ち返りながら、こども・子育て家庭を取り巻く環境の変化や課題に対応した、こどもや子育て家庭に寄り添う総合計画として「宗像市こども計画」を策定いたしました。

本計画の推進にあたっては、こどもの声に耳を傾け、こどもの最善の利益を最優先に考えて取り組んでまいります。また、「市」「保護者」「市民（地域）」「子育て関係施設」がそれぞれの役割を認識し、それを果たすとともに、お互いの立場を尊重し、責任を押しつけ合うことなく、社会全体ですべてのこどもの育ちと子育て家庭を応援する環境づくりを推進し、本計画の基本理念である「こどもの権利が保障され、健やかで自分らしい育ちが守られる、こどもにやさしいまち むなかた」の実現を目指してまいります。

結びに、本計画の策定にあたり、宗像市次世代育成支援対策審議会の委員の皆様をはじめ貴重なご意見をお寄せいただいた多くの皆様に心から感謝申し上げますとともに、引き続きご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和7年3月

宗像市長 伊豆 美沙子

目 次

第1章 計画策定の趣旨	1
1 計画策定の背景とねらい	1
2 計画の位置付け	2
3 計画の期間	4
4 計画の対象	5
第2章 こどもと子育て家庭を取り巻く現状と課題	6
1 国における近年の状況	6
2 データからみる現状	9
3 こどもや保護者等の意識・意向	23
4 第2期子ども・子育て支援事業計画の実施状況	59
5 今後の課題	62
第3章 計画の基本的な考え方	68
1 基本理念	68
2 基本的な視点	69
3 基本方針	70
4 施策体系	71
第4章 計画の推進に向けた施策の展開	73
基本方針1 こどもの権利保障と自分らしい育ち	73
基本方針2 社会全体でこどもの健やかな成長が支えられ、 安心してこどもを産み育てることができる環境づくり	74
基本方針3 誰一人取り残さない、きめ細かな支援の充実	84
基本方針4 結婚・子育ての希望の形成支援と子育てに伴う喜びを実感できる環境づくり	88
第5章 子ども・子育て支援事業の量の見込みに対する確保方策	92
1 教育・保育提供区域の設定	92
2 教育・保育の量の見込みと確保方策	92
3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策	96
4 教育・保育の一体的提供と体制の確保	104
第6章 計画の推進	105
1 計画の推進体制	105
2 進行の管理	105
資料編	106
1 宗像市次世代育成支援対策審議会委員名簿	106
2 宗像市次世代育成支援対策審議会 審議経過	107
3 市民意見提出手続（パブリック・コメント）	107
4 宗像市子ども基本条例	108

計画策定の趣旨

1 計画策定の背景とねらい

国は、児童福祉法や児童虐待防止法、教育基本法など、こどもに関する法律に基づき各種の施策を行ってきましたが、少子化の進行や人口減少に歯止めがかかっていません。また、児童虐待相談や不登校の件数が過去最多となるなど、こどもを取り巻く状況は深刻で、コロナ禍がそれに拍車をかけています。

このような状況を踏まえ、常にこどもの最善の利益を第一に考え、こどもに関する取組を社会の真ん中に据えて強力に進めていくため、令和5年にこども基本法を施行し、こども大綱を閣議決定して今後5年程度のこども施策に関する基本方針や重要事項を一元的に定めています。

こども基本法において市町村は、こども大綱及び都道府県こども計画を勘案して市町村こども計画の作成に努めるとされています。

既存の法令に基づくこども関連計画と一体のものとしてこども計画を策定することにより、すべてのこども施策に横串を刺し、住民にとって一層分かりやすいものとするのが期待されます。

本市では、平成27年3月に「宗像市子ども・子育て支援事業計画（以下「第1期計画」という。）」を策定し、「子どもの未来が育つまち むなかた」を基本理念として、こどもの最善の利益の保障と、一人ひとりのこどもが健やかに成長することができる社会の実現を目指し、各事業を進めてきました。第1期計画は、「次世代育成支援対策行動計画」と平成27年施行の「子ども・子育て支援法」に基づく「子ども・子育て支援事業計画」、平成24年施行の「宗像市子ども基本条例」に基づく「子ども基本条例行動計画」を包含する内容となっています。その後、平成26年に施行された「子どもの貧困対策の推進に関する法律」に基づく「宗像市子どもの未来応援計画」を平成30年3月に策定し、第1期計画と合わせて進めてきました。

令和2年3月には、第1期計画と「宗像市子どもの未来応援計画」を包含した「第2期宗像市子ども・子育て支援事業計画（以下「第2期計画」という。）」を策定し、「子どもの健やかな育ちが守られるまち むなかた」の実現に向けて、こども施策を推進しているところです。

このたび、第2期計画の期間が終了することから、社会情勢や国の動向、本市のこどもを取り巻く状況等を踏まえ、こどもの権利保障や、こども、子育て当事者の視点の尊重、ライフステージに応じた切れ目ない支援など「こども大綱」に示される方針等を勘案しながら第2期計画の内容を見直したうえで、こども基本法に基づく「こども計画」、子ども・若者育成支援推進法に基づく「子ども・若者計画」を新たに加え、こども施策に関する総合的な計画として「宗像市こども計画」を策定します。

2 計画の位置付け

(1) 法律上の位置付け

本計画は、次に掲げる6つの計画を包含した、こどもや子育て支援に係る総合的な計画として位置付けます。

① 「こども基本法」に基づくこども計画

こども基本法第10条に基づく市町村こども計画。

こども大綱を勘案し、「こどもまんなか社会（全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会）」の実現を目指して施策を推進するための計画です。

② 「子ども・子育て支援法」に基づく事業計画

子ども・子育て支援法第61条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画（策定義務有）。

教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量を確保するために必要な施策を定めた計画です。

③ 「次世代育成支援対策推進法」に基づく行動計画

次世代育成支援対策推進法第8条に基づく市町村行動計画。

同法は、平成27年3月までの時限立法でしたが、一般事業主行動計画の更なる推進の観点から2度にわたりそれぞれ10年間、延長されました。これを受け、今後も継続してこども・子育て事業を進めるため定める行動計画です。

④ 「宗像市子ども基本条例」に基づく行動計画

宗像市子ども基本条例第13条に基づく行動計画（策定義務有）。

こどもの権利及び健やかな成長の保障を目的とする「宗像市子ども基本条例」に掲げる「子どもにやさしいまちづくり」を推進するための行動計画です。

⑤ 「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」に基づく計画

こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条に基づく市町村計画。

貧困により、こどもが適切な養育、教育、医療を受けられないことの他、社会から孤立することのないようにするため、こどもの貧困の解消に向けた対策に関する計画です。

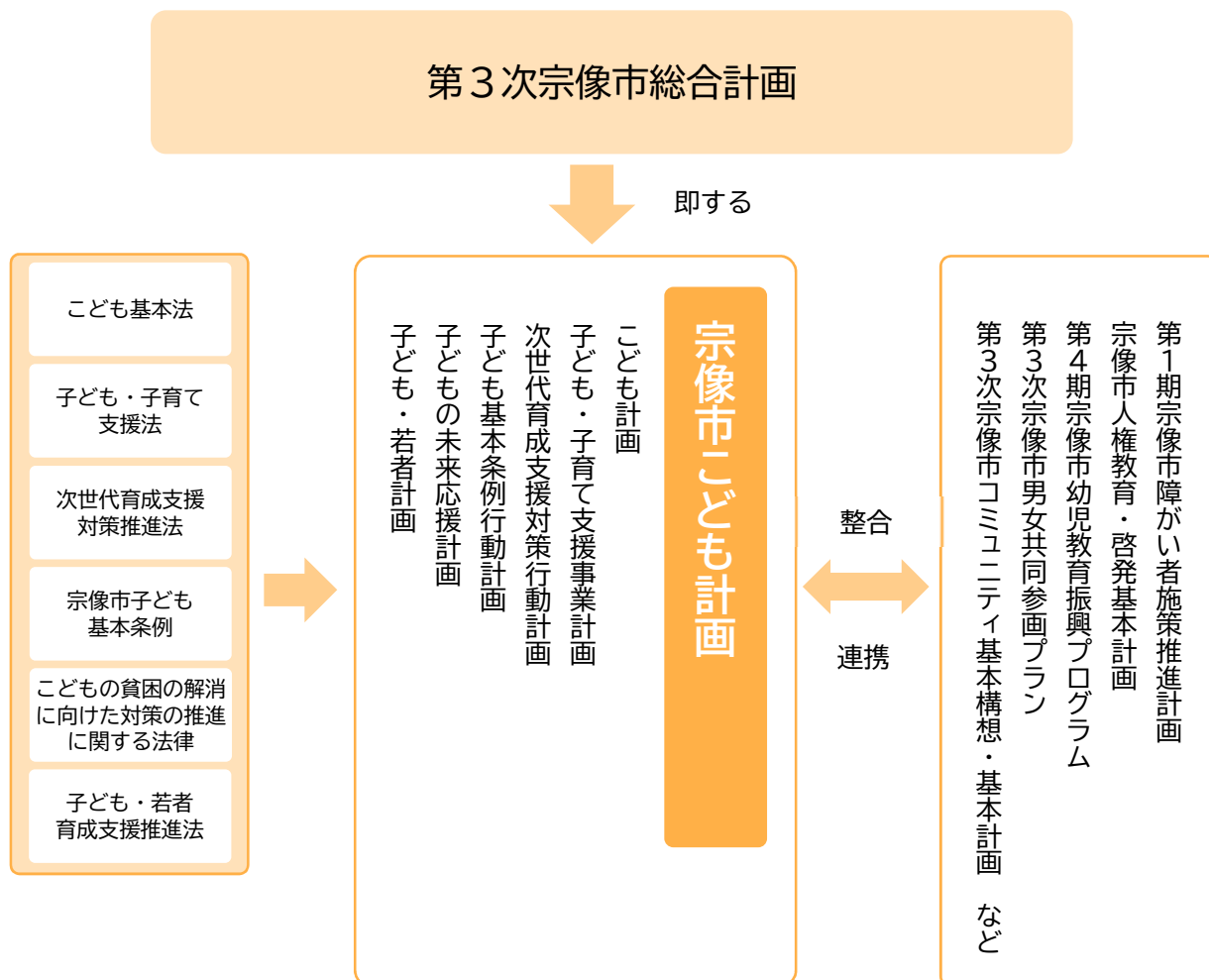
⑥ 「子ども・若者育成支援推進法」に基づく子ども・若者計画

子ども・若者育成支援推進法第9条に基づく市町村子ども・若者計画。

「子ども・若者の健やかな育成、子ども・若者が社会生活を円滑に営むことができるようにするための支援その他の取組」を推進するための計画です。

(2) 他計画等との関係

本計画は、第3次宗像市総合計画をはじめ、その他の関連計画との整合を図り、策定しています。



3 計画の期間

本計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

なお、中間年にあたる令和9年度に、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策等を検証し、計画値と実績値の乖離が大きい場合は、令和10年度以降の計画値を見直します。

また、本計画の最終年度である令和11年度には、計画の達成状況の確認と次期計画の策定を行います。

年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度
計画名	第2期宗像市子ども・子育て支援事業計画		宗像市こども計画					次期宗像市こども計画 (令和12年度～)		
	改定									
					中間見直し					

4 計画の対象

本計画は、以下の者及び施設を対象とします。

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 市内の事務所又は事業所に勤務する者
- (3) 市内の学校に在学する者
- (4) 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- (5) こども関係施設 市内の以下の施設
 - ア 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）に規定する児童福祉施設（保育所など）
 - イ 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に規定する学校（幼稚園・小学校など）
 - ウ 社会教育法（昭和 24 年法律第 207 号）に規定する各種施設（宗像市民図書館など）
 - エ その他こどもが関係する施設

本計画における「こども」とは、こども基本法の定義と同様に「心身の発達の過程にある者」とします。

同法の基本理念として、すべてのこどもについて、その健やかな成長が図られる権利が等しく保障されること等が定められており、その期間を一定の年齢で画することのないよう、「こども」表記をしています。

これを踏まえ、次の基準により、本計画においても「こども」表記を使用します。

- (1) 特別な場合を除き、平仮名表記の「こども」を用いる。
- (2) 特別な場合とは例えば以下の場合をいう。
 - ア 法令に根拠がある語を用いる場合
 - イ 固有名詞を用いる場合
 - ウ 他の語との関係で「こども」表記以外の語を用いる必要がある場合

なお、計画に記載している事業名については、令和 7 年 3 月末時点での名称等であるため、「子ども」表記を用いています。

第2章

こどもと子育て家庭を 取り巻く現状と課題

1 国における近年の状況

① 子育て支援

平成29年6月に公表された「子育て安心プラン」では、25歳から44歳の女性就業率の上昇や保育の利用希望の増加が見込まれることから、令和2年度までに女性就業率80%に対応できる約32万人の保育の受け皿を整備することが示されました。

令和元年10月からは、3～5歳のすべてのこども及び0～2歳の住民税非課税世帯のこどもについて教育・保育施設の利用料が無償化されました。

令和2年12月には、「新子育て安心プラン」が公表され、待機児童の解消をめざすとともに、女性の就業率の上昇に対応し、令和3年度から令和6年度末までの4年間で約14万人の保育の受け皿を整備することとされています。

また、平成30年9月に公表された「新・放課後子ども総合プラン」においては、女性の就業率の上昇等により、共働き家庭の児童の増加が見込まれるため、放課後児童クラブのさらなる受け皿の整備を進めていくことが示されました。同プランは令和5年度をもって終了しましたが、放課後児童対策の一層の強化を図るため、令和5年に「放課後児童対策パッケージ」をとりまとめ、継続的かつ計画的な取組を推進することとしています。

さらに、こども未来戦略（令和5年12月22日閣議決定）において加速化プランに盛り込まれた施策を着実に実行するため、ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化、すべてのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充、共働き・共育ての推進に資する施策の実施に必要な措置を講じるとともに、こども・子育て支援特別会計とこども・子育て支援金制度を創設し、こども・子育て政策の全体像と費用負担の見える化を進めることとしました。

＜加速化プランにおいて実施する具体的な施策＞

- ・児童手当の抜本的拡充～すべてのこどもの育ちを支える制度へ～
- ・妊娠期からの切れ目ない支援の拡充 ～伴走型支援と産前・産後ケアの拡充～
- ・幼児教育・保育の質の向上 ～75年ぶりの配置基準改善と更なる処遇改善～
- ・すべての子育て家庭を対象とした保育の拡充～「こども誰でも通園制度（仮称）」創設～
- ・新・放課後子ども総合プランの着実な実施～「小1の壁」打破に向けた量・質の拡充～
- ・育児期を通じた柔軟な働き方の推進 ～利用しやすい柔軟な制度へ～
- ・多様な働き方と子育ての両立支援 ～多様な選択肢の確保～ など

② 子ども・若者支援

平成22年4月、こども・若者育成支援施策の総合的推進のための枠組みを整備し、社会生活を円滑に営む上で困難を有するこどもを支援するネットワーク整備を進めるため「子ども・若者育成支援推進法」が施行されました。また、法第26条に基づき、内閣府に特別の機関として設置された、子ども・若者育成支援推進本部において、「子ども・若者ビジョン」が策定され、若年無業者やひきこもりなどに悩む若者が自立できないまま年齢を重ねている現状から、特定の分野の施策については、30歳代も対象となりました。

同ビジョンの策定から5年が経過したことを受け、平成28年2月に「子供・若者育成支援推進大綱」が策定され、「全ての子供・若者の健やかな育成」、「困難を有する子供・若者やその家族の支援」などに重点的に取り組むことが基本的な方針とされました。

その後、新型コロナウイルス感染症が流行し、こどもを取り巻く環境が更に大きく変化したことを踏まえ、令和3年に新たな「子供・若者育成支援推進大綱」が策定され、「全ての子供・若者の健やかな育成」「困難を有する子供・若者やその家族の支援」「創造的な未来を切り拓く子供・若者の応援」「子供・若者の成長のための社会環境の整備」「子供・若者の成長を支える担い手の養成・支援」という5つの柱を基本的な方針として、子供・若者育成支援を総合的に推進するとされました。

ここでは、近年、家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うような責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている18歳未満のこども（ヤングケアラー）が増加し、こども自身の時間が持てずに、友人関係や学校生活、進路、就職等に支障をきたすなど、人生に大きな影響を及ぼす可能性が指摘されていることから、ヤングケアラーの支援体制の構築・強化が示されています。令和5年12月に同大綱は「少子化社会対策大綱」及び「子供の貧困対策に関する大綱」とともに「こども大綱」に一本化されました。

③ 児童虐待防止

平成28年の児童福祉法の改正では、住民により身近な機関の拡充をめざして、中核市や特別区に対し児童相談所の設置の推進を位置づけ、平成30年7月に「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」、同年12月に「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」が策定されました。

令和元年6月には改正児童虐待防止法及び改正児童福祉法が成立し、親権者等による体罰の禁止、児童相談所の機能強化などが盛り込まれました。

④ こども家庭センターの設置

令和4年6月に成立した「児童福祉法等の一部を改正する法律」により、市区町村は、子ども家庭総合支援拠点（児童福祉）と子育て世代包括支援センター（母子保健）の設立の意義や機能は維持したうえで組織を見直し、すべての妊産婦、子育て世帯、こどもに対して一体的に相談支援を行う機能を有する機関（こども家庭センター）の設置に努めることとなりました。

児童及び妊産婦の福祉に関する把握・情報提供・相談等や支援を要するこども・妊産婦

等へのサポートプランの作成、保健指導、健康診査等が、こども家庭センターで行わなければならない業務として位置づけられています。

⑤ こども基本法の成立とこども家庭庁の創設

令和4年6月に、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、こどもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現をめざしてこども施策を総合的に推進するために、「こども基本法」が成立しました。

さらに、令和5年4月に「こども家庭庁設置法」が施行され、これまで各省庁ごとに行われてきたこどもに関する政策を一本化して専門的に取り組む機関として、こども家庭庁が創設されました。同庁は、こどもまんなか社会の実現に向けた政府の司令塔として、幼児期までのこどもの健やかな成長のための環境づくりや家庭における子育て支援等に関する基本的な政策を企画立案・推進しています。

⑥ こども大綱の閣議決定

令和5年12月に閣議決定された、「こども大綱」は、従来の「少子化社会対策大綱」、「子供・若者育成支援推進大綱」、「子供の貧困対策に関する大綱」を一本化し、必要なこども施策を盛り込むことで、これまで以上に総合的かつ一体的にこども施策を進めることを目的としています。ここでは、全てのこどもが、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会の実現に向けて、こども施策を総合的に推進するための方針が示されています。

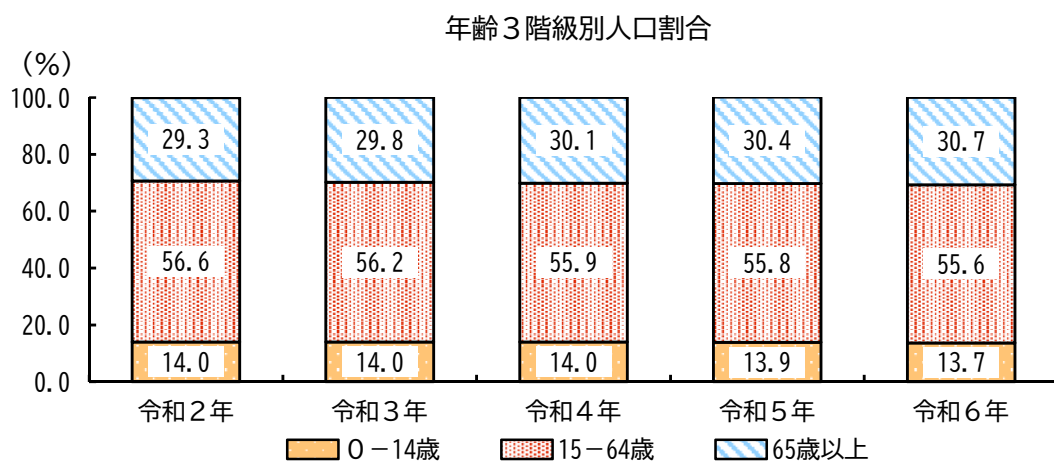
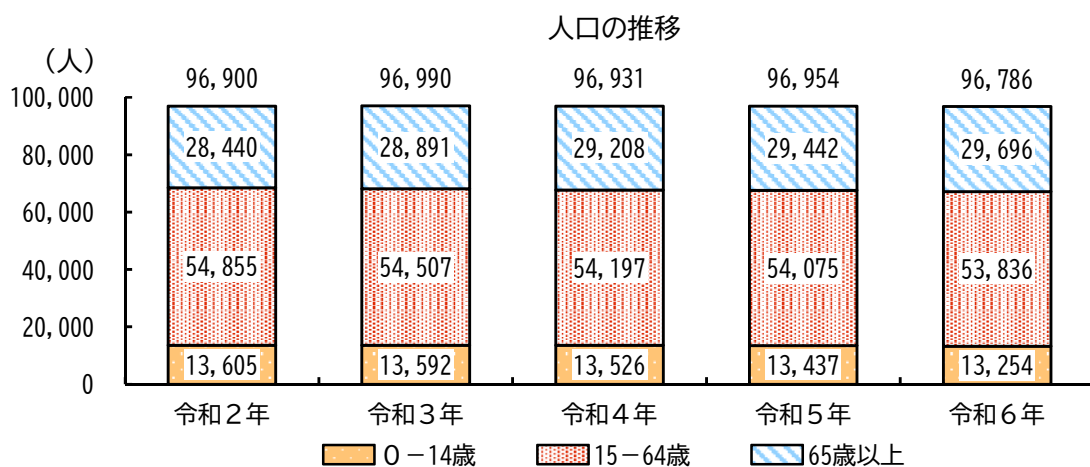
2 データからみる現状

(1) 人口の状況

① 人口の推移

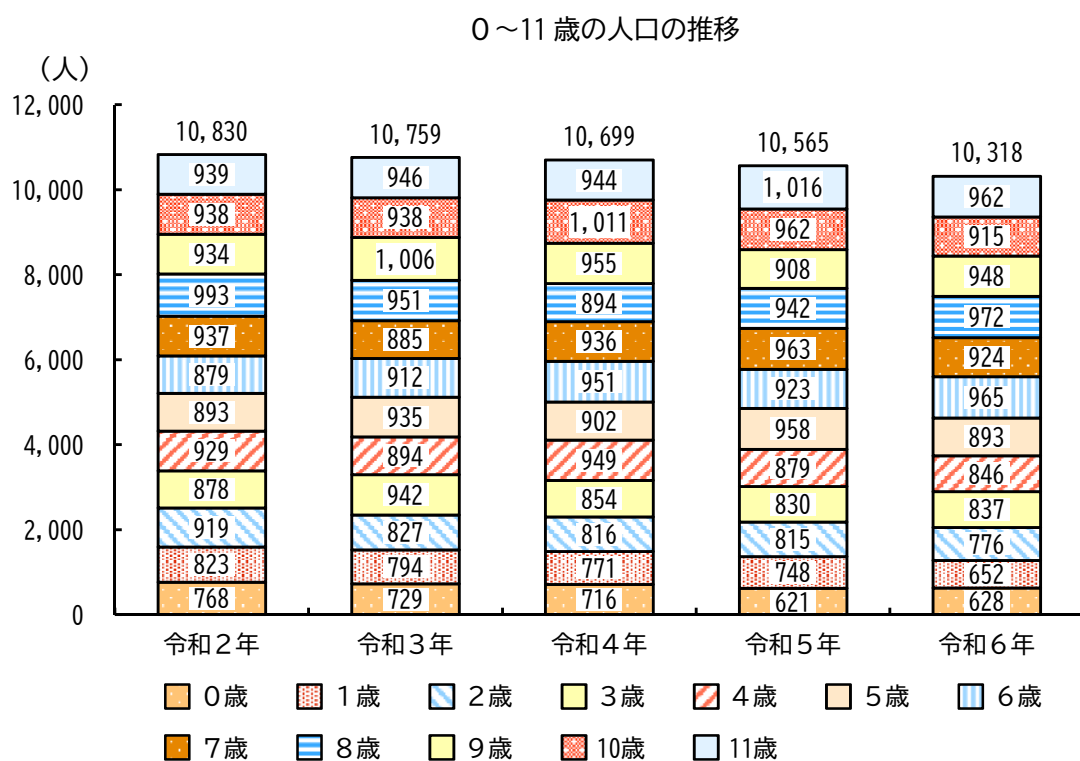
本市の人口は、約97,000人で推移しています。年齢3階級別にみると、年少人口（0～14歳）はおおよそ13,000人で推移しています。生産年齢人口（15歳～64歳）は減少、老年人口（65歳以上）は増加しています。

年齢3階級別の割合をみると、年少人口と生産年齢人口は減少し、老年人口は増加しています。



② 0～11歳の人口の推移

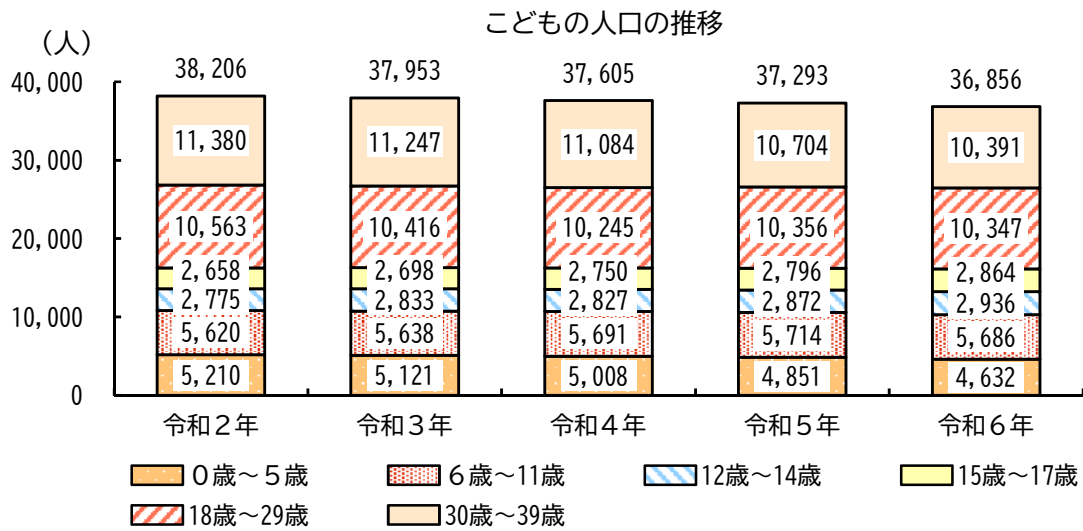
本市の0～11歳の人口は年々減少し、令和6年3月末現在で10,318人となっています。6～11歳はいずれの年齢も900人前後で推移していますが、0～5歳の人口が減少しています。



資料：住民基本台帳（各年3月31日時点）

③ こどもの人口の推移

本市のこどもの人口は年々減少し、令和6年3月末現在で36,856人となっています。特に、30歳～39歳、0歳～5歳の人口が大きく減少しています。

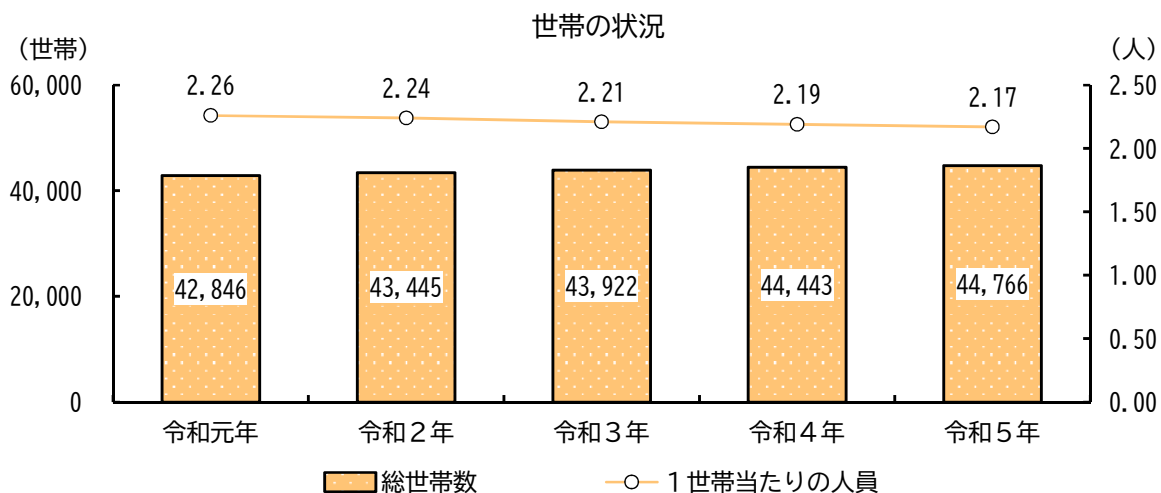


資料：住民基本台帳（各年3月末現在）

(2) 世帯の状況

① 総世帯数と1世帯当たりの人員

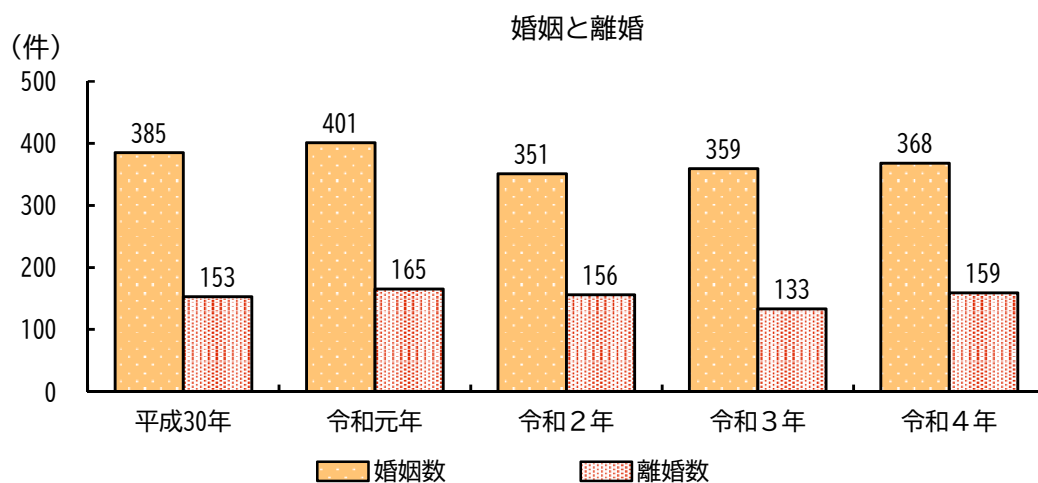
本市の総世帯数は増加しており、令和5年9月末時点で44,766世帯となっています。一方、一世帯当たりの人員は減少しています。



資料：宗像市ホームページ 人口・世帯数状況表（毎年9月末時点）

② 婚姻と離婚

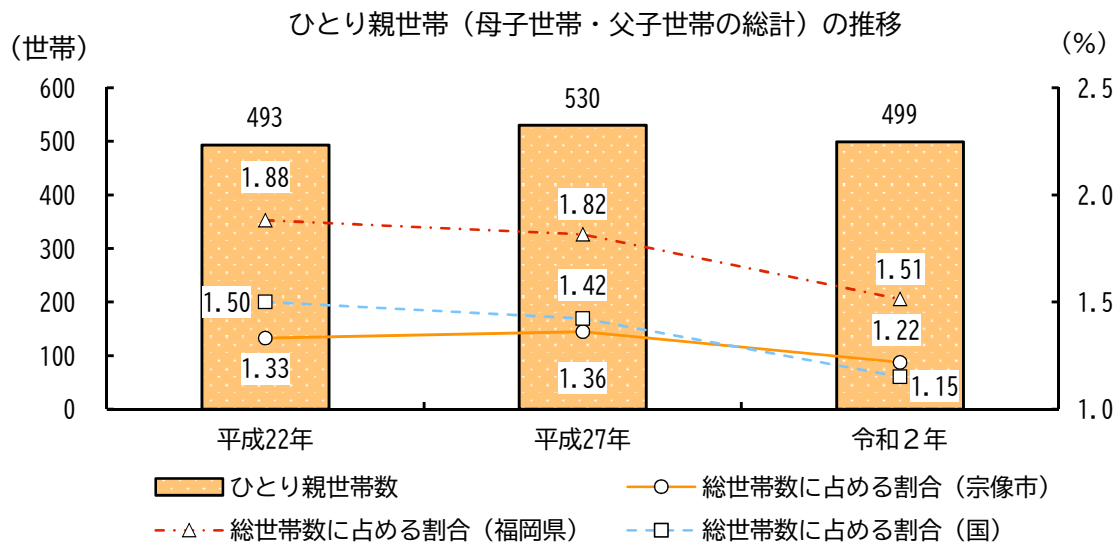
本市の婚姻数と離婚数は増減を繰り返しており、婚姻件数は350～400件前後、離婚件数は150件前後で推移しています。令和4年で婚姻件数は368件、離婚件数は159件となっています。



資料：人口動態調査

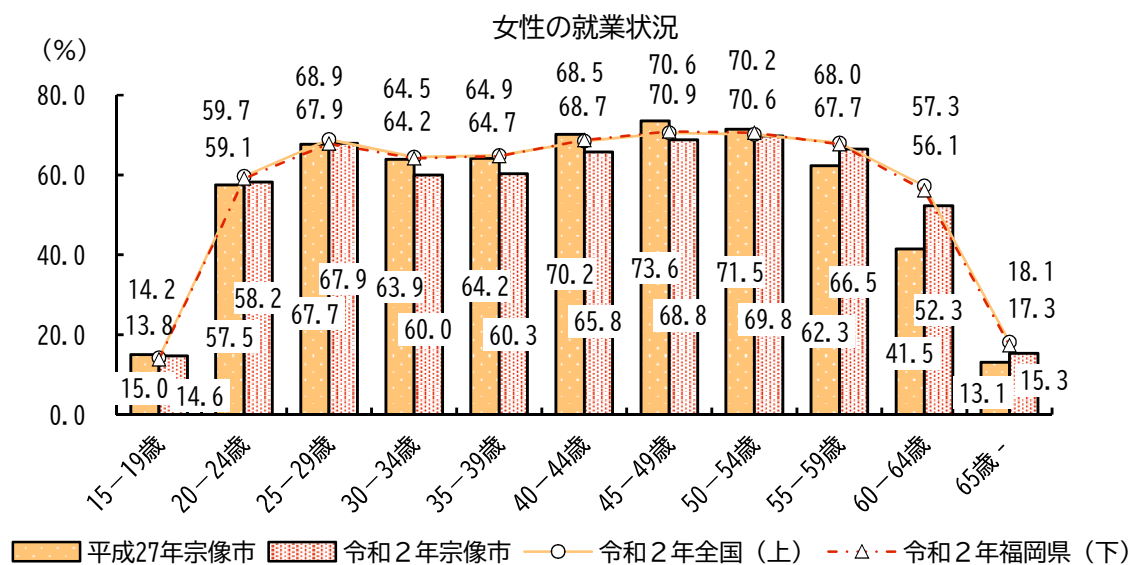
③ ひとり親世帯（母子世帯・父子世帯の総計）の推移

本市の18歳未満の子どもがいるひとり親世帯数は500世帯前後で推移しており、令和2年で499世帯となっています。ひとり親世帯の割合は、国と同水準、福岡県より低い水準となっています。



(3) 女性の就業状況

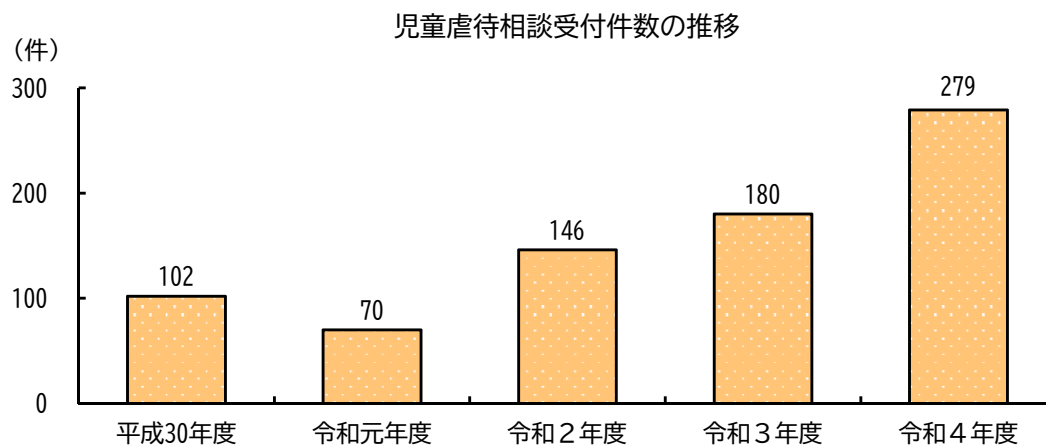
本市の令和2年の女性の就業率は、いずれの年齢も全国及び福岡県とおおむね同水準となっています。



(4) こどもの状況

① 福岡県児童相談所の児童虐待相談受付の状況(宗像市のみ)

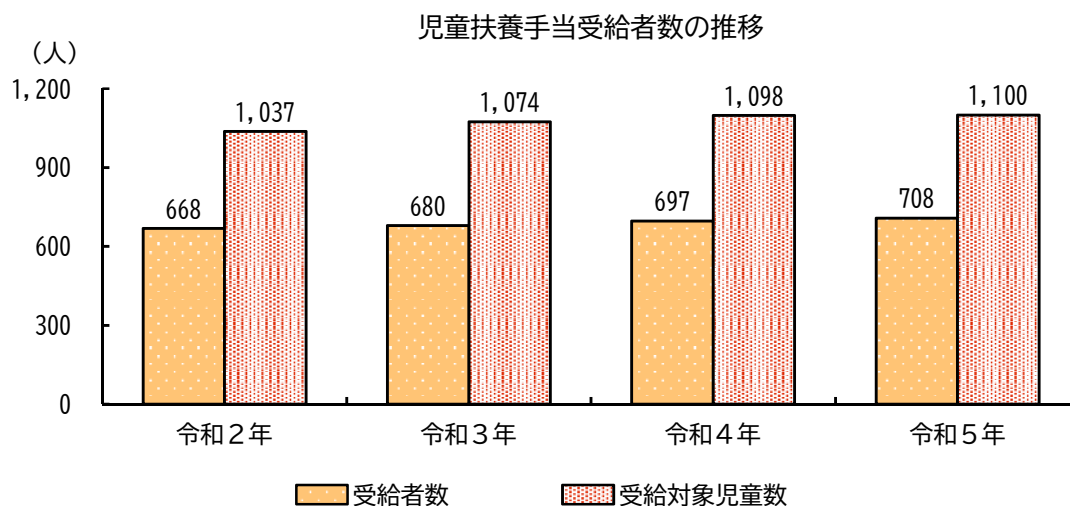
本市の児童虐待相談受付件数は令和元年度以降、増加しており、令和4年度に279件となっています。



資料：福岡県児童相談所 業務概要 第4表 相談種別・市郡別相談受付の状況

② 児童扶養手当受給者数の推移

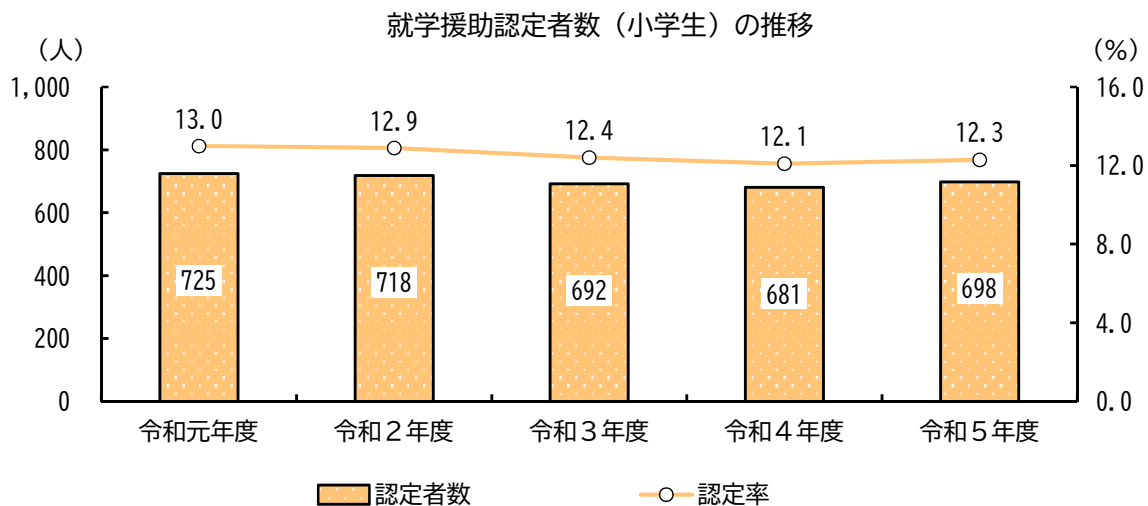
本市の児童扶養手当受給者数・受給対象児童数は年々増加しており、令和5年で受給者数が708人、受給対象児童数が1,100人となっています。



資料：庁内資料

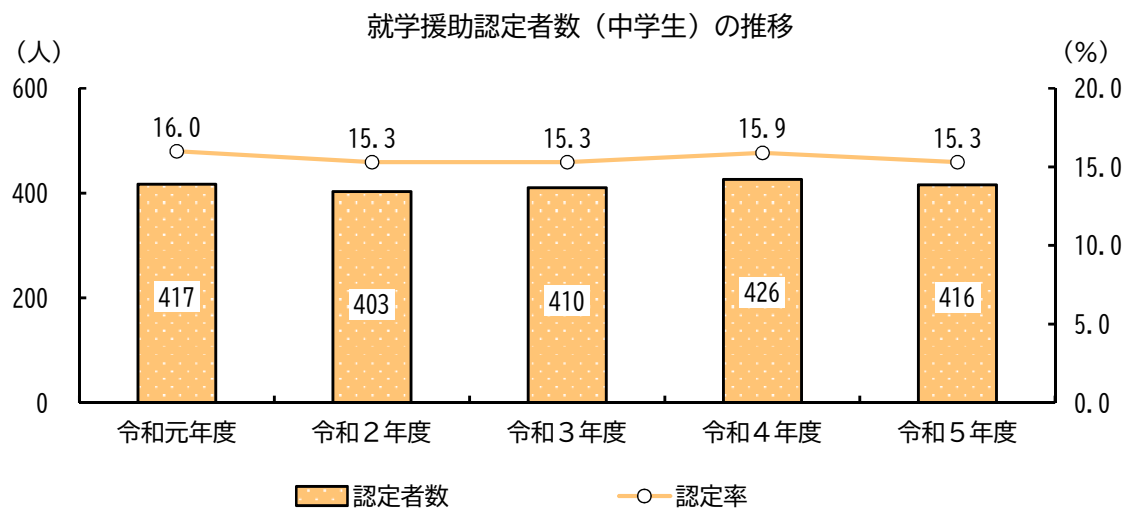
③ 就学援助認定者数（小学生）の推移

本市の小学生における就学援助認定者数は700人前後で推移しており、令和5年度で認定者数は698人、認定率は12.3%となっています。



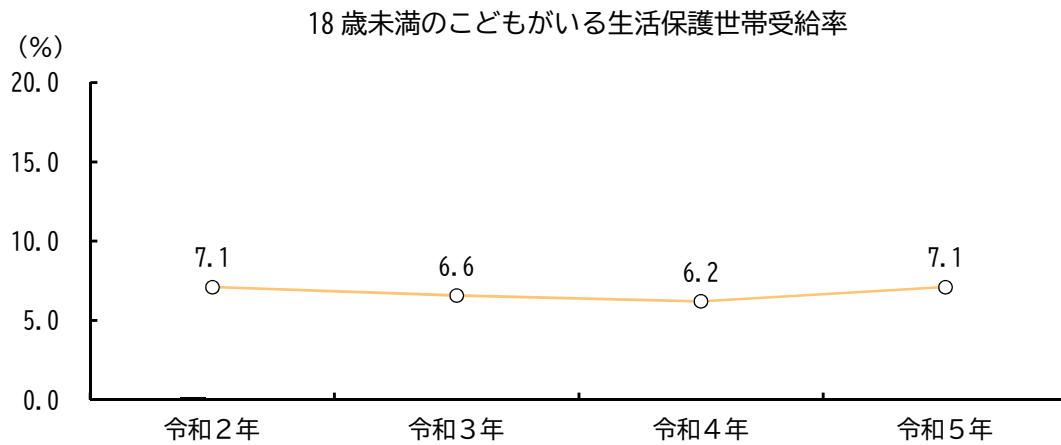
④ 就学援助認定者数（中学生）の推移

本市の中学生における就学援助認定者数は400人程度で推移しており、令和5年度で認定者数は416人、認定率は15.3%となっています。



⑤ 18歳未満のこどもがいる生活保護世帯受給率

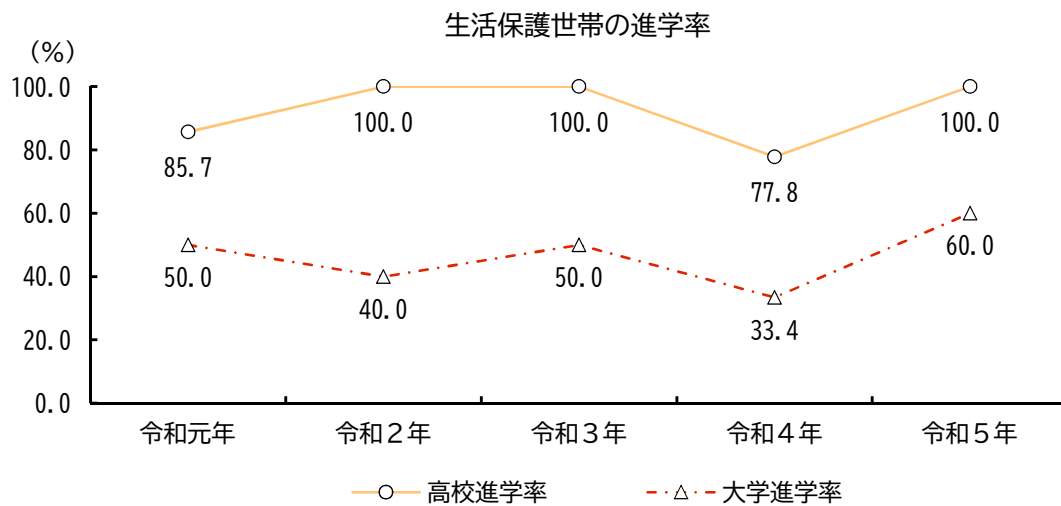
本市の18歳未満のこどもがいる生活保護世帯受給率は7%前後で推移しており、令和5年は7.1%となっています。



資料：庁内資料

⑥ 生活保護世帯のこどもの進学率

本市の生活保護世帯におけるこどもの進学率は増減を繰り返しながら推移しており、令和5年で高校進学率は100.0%、大学進学率は60.0%となっています。



資料：庁内資料

(5) 幼児期の教育・保育の提供状況

① 1号認定(2号認定の教育希望を含む)：3歳～5歳の幼児期の学校教育を受けるこども

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み (必要利用希望総数)	人	1,975	1,980	1,895	1,870	1,816
確保の量(総定員数)	人	1,803	1,823	1,825	1,778	1,724
受入実績 (各年4月1日時点)	人	1,544	1,535	1,426	1,333	1,219

② 2号認定：3歳～5歳の保育の必要性のあるこども

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み (必要利用希望総数)	人	740	799	805	835	862
確保の量(総定員数)	人	1,091	1,101	1,125	1,149	1,197
受入実績 (各年4月1日時点)	人	1,084	1,178	1,196	1,241	1,274

③ 3号認定(0歳)：保育の必要性のあるこども

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み (必要利用希望総数)	人	121	122	90	125	129
確保の量(総定員数)	人	187	194	202	196	200
受入実績 (各年4月1日時点)	人	111	115	89	92	104

④ 3号認定(1～2歳)：保育の必要性のあるこども

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み (必要利用希望総数)	人	794	746	751	754	769
確保の量(総定員数)	人	714	747	765	765	777
受入実績 (各年4月1日時点)	人	726	703	723	760	764

(6) 地域子ども・子育て支援事業の提供状況

① 利用者支援事業

事業概要	子育て家庭や妊産婦が、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業、保健・医療・福祉等の関係機関を円滑に利用できるように、身近な場所での相談や情報提供、助言等必要な支援を行うとともに、関係機関との連絡調整などを実施する事業
市の現状	市の窓口利用者支援専門員（保育コンシェルジュ）を配置している。子育て世代包括支援センター（令和5年度から子ども家庭センター）が妊産婦や乳幼児の健康保持に関する包括的な支援から個々の家庭に応じた支援まで切れ目なく対応している。

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	か所	2	2	2	2	2
確保の量	か所	2	2	2	2	2
受入実績	か所	2	2	2	2	-

② 時間外保育事業

事業概要	保育認定を受けた児童について、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所などで保育を実施する事業
市の現状	保育所全園で、18時までの通常保育時間以降に1時間又は2時間延長して預かる事業を実施している。保育所2園で日曜、祝日における休日保育を実施している。

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み （利用者数）	人	475	473	464	457	448
確保の量	人	1,830	1,830	1,830	1,830	1,830
受入実績（利用者数）	人	416	428	394	404	-

③ 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

事業概要	児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応に資することを目的として、子どもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）の機能強化を図る事業
市の現状	相談員の資質向上のため関連する研修の受講を進めるとともに、関係機関との連携強化を目的とした研修会などを開催している。また、地域住民へ取組に関する周知を図っている。

④ 実費徴収に係る補足給付を行う事業

事業概要	低所得で生計が困難である者等のこどもが特定教育・保育等または特定子ども・子育て支援を受けた場合において、保護者が支払うべき実費徴収に係る費用の一部を助成する事業
市の現状	幼稚園に対し給食費（副食材料費）の補助給付を実施している。

⑤ 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

事業概要	特定教育・保育施設などへの民間事業者の参入の促進に関する調査研究や、その他の多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設などの設置又は運営を促進するための事業
市の現状	未実施

⑥ 放課後児童健全育成事業

事業概要	保護者が労働などにより昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館などを利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業
市の現状	離島を除く市内全小学校区で小学1年生から6年生までを対象に、学童保育事業を実施している。

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み (必要利用希望総数)	人	1,070	1,103	1,159	1,216	1,259
1年生	人	316	335	371	365	383
2年生	人	287	289	311	350	349
3年生	人	221	213	210	221	243
4年生	人	130	144	138	135	141
5年生	人	80	85	90	102	101
6年生	人	36	37	39	43	42
確保の量 (総定員数)	人	1,285	1,285	1,285	1,285	1,285
受入実績 (各年5月1日時点)	人	1,104	1,118	1,198	1,281	1,426

⑦ 子育て短期支援事業

事業概要	保護者の疾病などの理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設などに入所させ、必要な保護を行う事業（短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）及び夜間養護等事業（トワイライトステイ事業））
市の現状	乳児院1か所、児童養護施設2か所、障害福祉サービス事業所1か所で、最長7日間の範囲で児童を預かるショートステイを実施している。

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み (必要利用希望総数)	人日	12	12	11	11	11
確保の量 (ショートステイ)	人日	84	84	84	84	84
受入実績	人日	56	58	114	121	-

⑧ 乳児家庭全戸訪問事業

事業概要	生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境などの把握を行う事業
市の現状	訪問助産師や保健師が生後2～3か月未満の乳児の家庭を訪問して、母子の健康管理や予防接種に関する相談対応を行い育児不安の軽減を図っている。 また、地域の民生委員・児童委員が家庭を訪問して、子育てサロンなどの地域の子育て支援活動に関する情報提供や育児に関する相談支援を行っている。

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み (必要利用希望総数)	人	809	798	787	776	765
確保の量	人	810	810	810	810	810
実績	人	662	668	594	644	-

⑨ 養育支援訪問事業

事業概要	養育支援が特に必要な家庭に対して、訪問により指導助言等を実施することで個々の家庭の抱える養育上の諸問題の解決・軽減を図る事業
市の現状	発達や養育に課題がある乳幼児とその家庭に対して、他機関と連携しながら家庭訪問を行い、育児支援や栄養指導、養育相談・支援等必要な支援を行っている。

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み (必要利用希望総数)	人	282	282	282	282	282
確保の量	人	300	300	300	300	300
実績	人	281	344	309	442	-

⑩ 地域子育て支援拠点事業

事業概要	子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や子育ての不安・悩みを相談でき、地域の子育て関連情報を得られる場を提供する事業
市の現状	0歳から就学前までの乳幼児とその保護者を対象として、宗像市子育て支援センター「ふらこっこ」で保護者同士の交流促進、育児相談、子育て講座等を実施している。

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み (必要利用希望総数)	人回	21,552	21,012	21,012	20,712	20,424
確保の量	か所	1	1	1	1	1
受入実績	人回	3,482	3,517	5,265	11,498	-

⑪ 一時預かり事業（幼稚園における在園児を対象とした一時預かり）その他の一時預かり事業

事業概要	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認可保育所、幼稚園、認定こども園、地域子育て支援拠点その他の場所で一時的に預かり、必要な保護を行う事業
市の現状	認可保育所・認定こども園 15 園で一時預かりを実施している。また、私立幼稚園・認定こども園 9 園で預かり保育を実施している。

		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	1号認定	人日	7,473	7,613	7,377	7,238	7,036
	2号認定	人日	12,145	12,267	11,993	11,899	11,667
	上記以外	人日	16,577	16,408	16,205	15,961	15,668
合計		人日	36,195	36,288	35,575	35,098	34,371
確保の量		人日	36,814	36,814	36,814	36,814	36,814
受入実績		人日	44,355	48,833	73,697	73,253	-

⑫ 病児保育事業

事業概要	病児・病後児について、病院などに付設された専用スペースで看護師等が一時的に保育を実施する事業
市の現状	病児保育施設めばえ及び病後児保育施設すくすくらぶで、昼間家庭で保育できない病児や病後児を保育している。

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み (必要利用希望総数)	人日	494	493	485	477	467
確保の量	人日	3,430	3,430	3,430	3,430	3,430
受入実績	人日	709	873	1,156	3,325	-

⑬ 子育て援助活動支援事業（就学児）

事業概要	小学生を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かりの援助を受けたい者と、その援助を行いたい者との相互援助活動に関する連絡、調整等を行う事業
市の現状	未実施

⑭ 妊婦に対する健康診査

事業概要	妊婦の健康の保持及び増進を図るため、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業
市の現状	妊婦に対する健康診査 14 回分の費用の一部を補助している。

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み (必要利用希望総数)	人日	9,685	9,685	9,685	9,685	9,685
確保の量	人日	10,500	10,500	10,500	10,500	10,500
実績	人日	8,652	8,495	7,625	7,565	-

3 こどもや保護者等の意識・意向

(1) こどもや保護者に対する調査

1 調査概要

こどもと子育て家庭を取り巻く現状と課題を把握するため、「子ども・子育て支援に関するニーズ調査」(下表①、②)、「子どもの生活に関する実態調査」(下表③、④、⑤、⑥)、「子ども・若者育成支援に関する意識調査」(下表⑦)を、令和6年2月に実施しました。

2 調査対象及び配布・回収数等

調査対象者		年齢	配布数	回収数	回収率
保護者	① 就学前児童の保護者	0～5歳	500	304	60.8%
	② 小学生の保護者	6歳～11歳	500	284	56.8%
	③ 小学校5年生の保護者	10歳	954	818	85.7%
	④ 中学校2年生の保護者	13歳	909	687	75.6%
こども	⑤ 小学校5年生本人	10歳 (上記③のこども)	954	931	97.6%
	⑥ 中学校2年生本人	13歳 (上記④のこども)	909	682	75.0%
	⑦ 市民	15歳～39歳	1,000	335	33.5%

3 調査結果

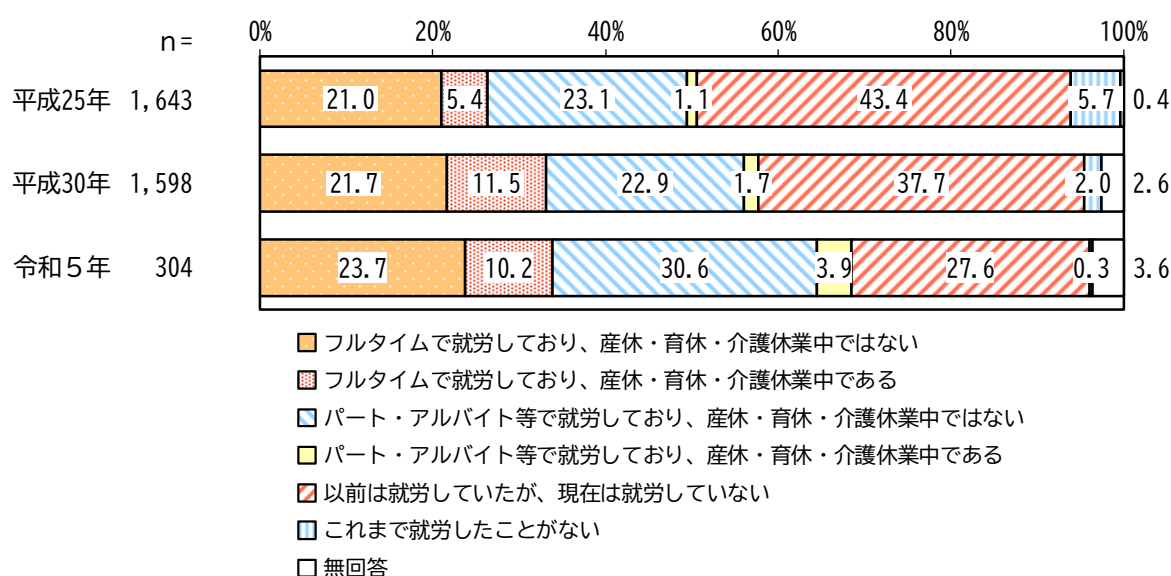
① 仕事と子育ての両立に関する意識

○ 保護者（母親）の就労状況

就学前児童の保護者（母親）が就労している割合は年々増加しており、令和5年で約7割となっています。

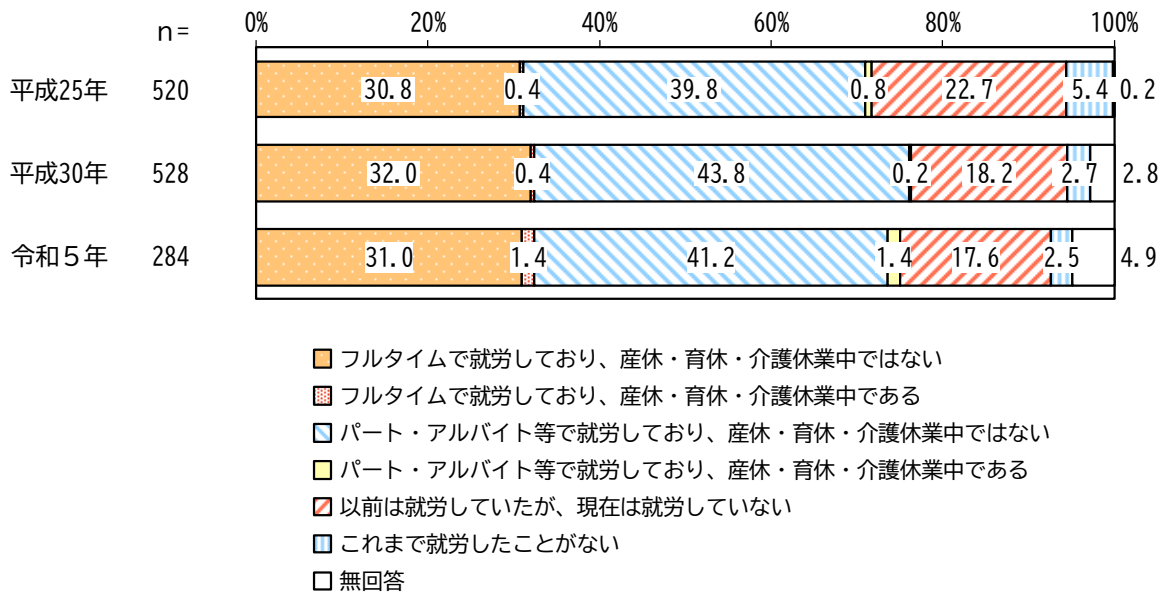
一方、小学生の保護者（母親）については、7割を超える人が就労しており、ほぼ横ばいで推移しています。

就学前児童の保護者（母親）の就労状況（経年比較）



資料：子ども・子育て支援に関するニーズ調査（令和5年度）

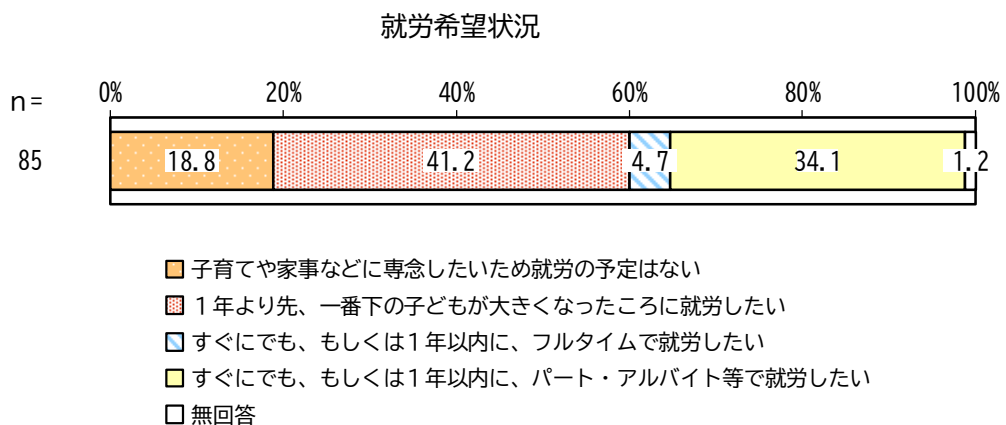
小学生の保護者（母親）の就労状況（経年比較）



資料：子ども・子育て支援に関するニーズ調査（令和5年度）

○ 未就労保護者（母親）の就労希望状況

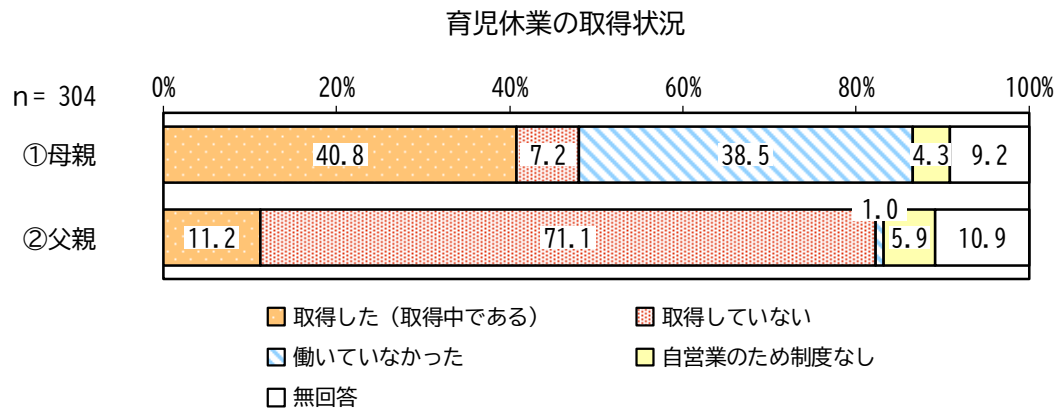
就学前児童の保護者（母親）のうち、現在就労していない、またはこれまでに就労したことがない場合、「すぐにでも、もしくは1年以内に、パート・アルバイト等で就労したい」が34.1%、「すぐにでも、もしくは1年以内に、フルタイムで就労したい」が4.7%となるなど、すぐにでも働く希望がある母親が4割程度います。



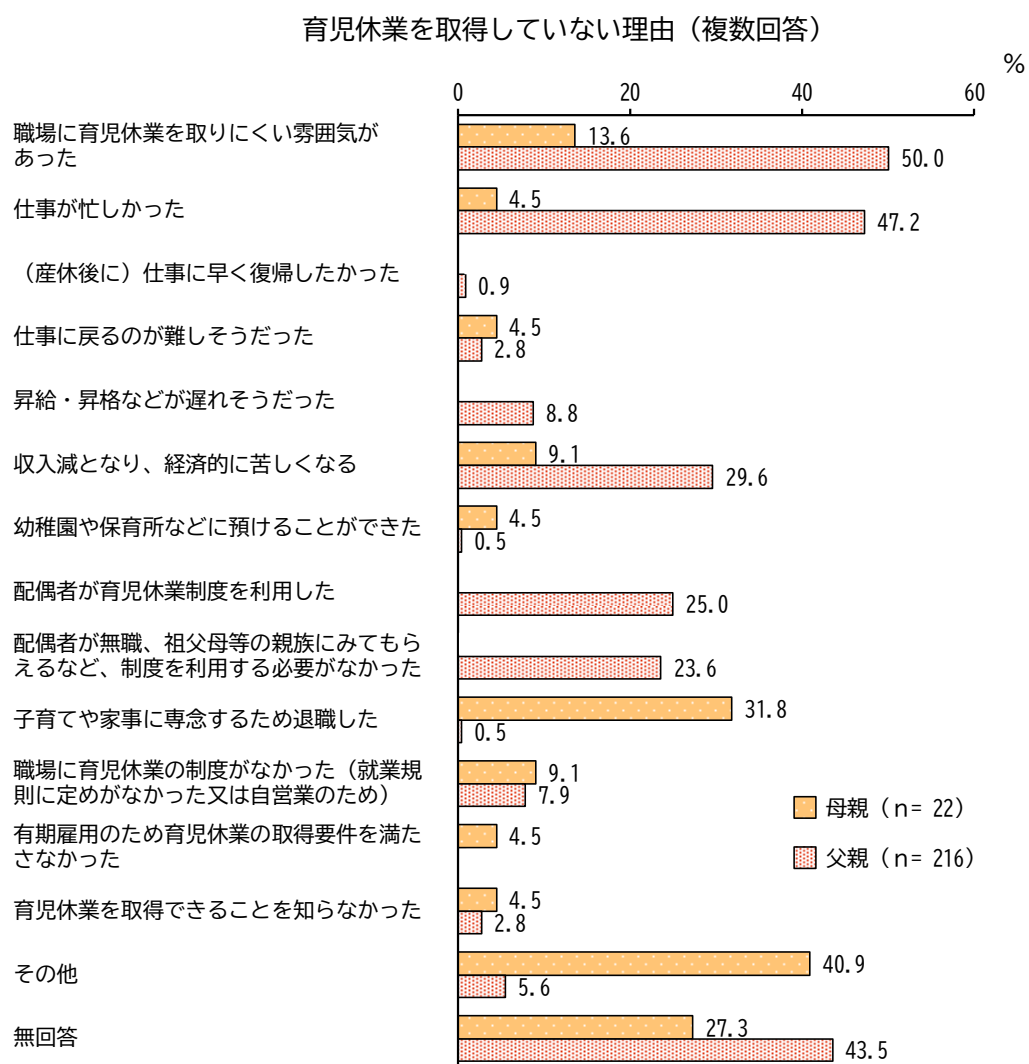
資料：子ども・子育て支援に関するニーズ調査（令和5年度）

○ 育児休業取得状況等

父親の育児休業取得率は1割程度で、取得していない理由として、職場の雰囲気や仕事の忙しさに加え、収入減による経済的な影響があります。



資料：子ども・子育て支援に関するニーズ調査（令和5年度）



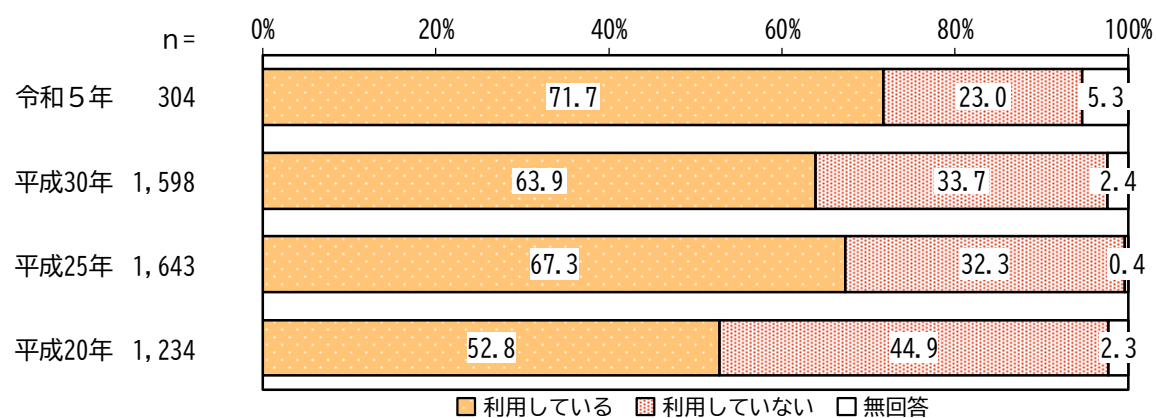
資料：子ども・子育て支援に関するニーズ調査（令和5年度）

② 教育・保育施設等の利用状況

○「定期的な教育・保育事業」の利用状況

幼稚園や保育所、認定こども園など平日に定期的な保育事業を「利用している」の割合は、令和5年で7割を超えており、増加傾向にあります。

就学前児童の保護者による「定期的な教育・保育事業」の利用状況

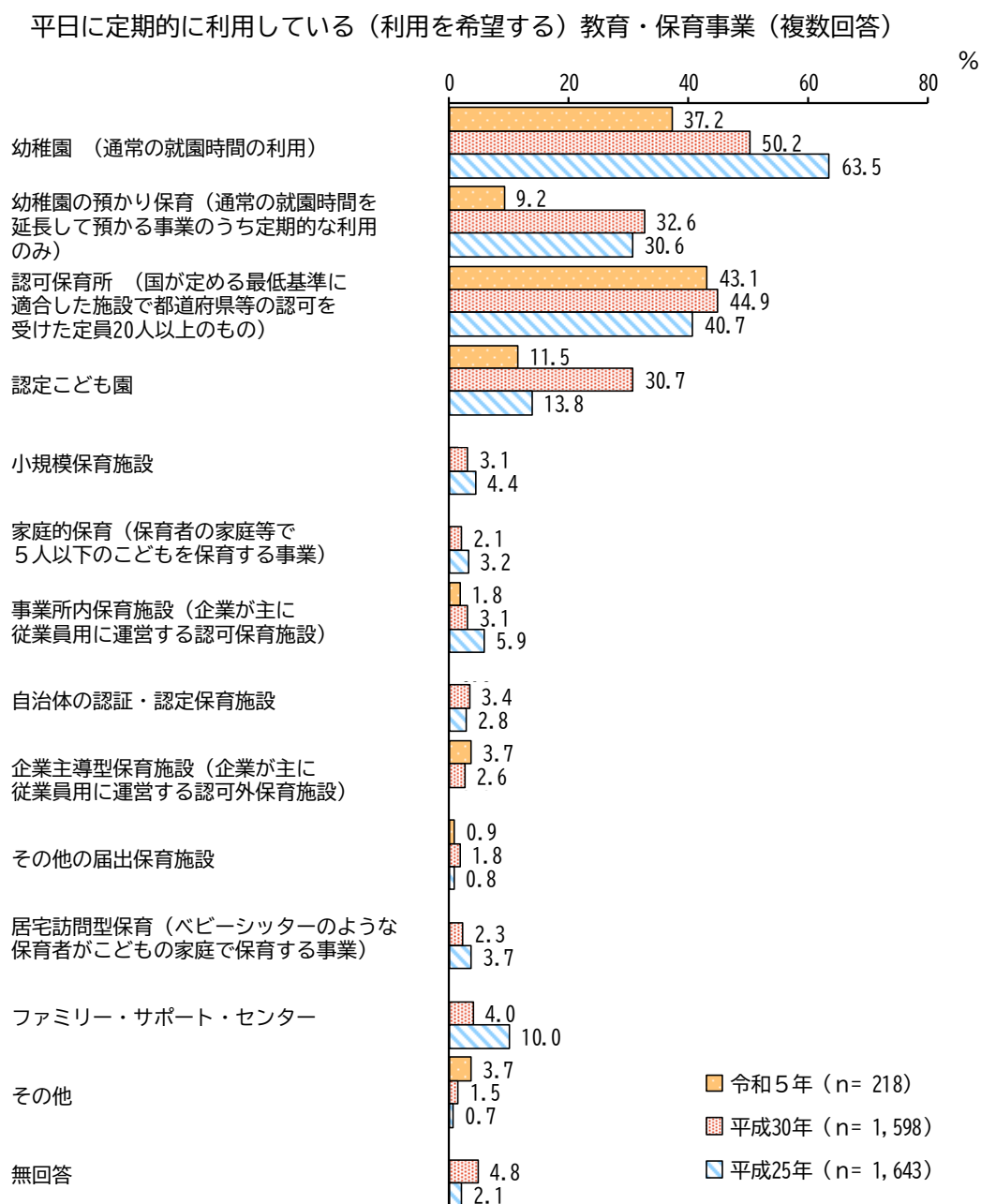


資料：子ども・子育て支援に関するニーズ調査（令和5年度）

○ 定期的に利用している（利用を希望する）平日の教育・保育事業

※平成25年、平成30年調査は利用希望の割合

過去調査における利用希望と今回調査の利用実績を比較すると、「幼稚園」の利用割合が著しく減少しており、平成30年と令和5年を比べると、令和5年が10ポイント以上下回っています。

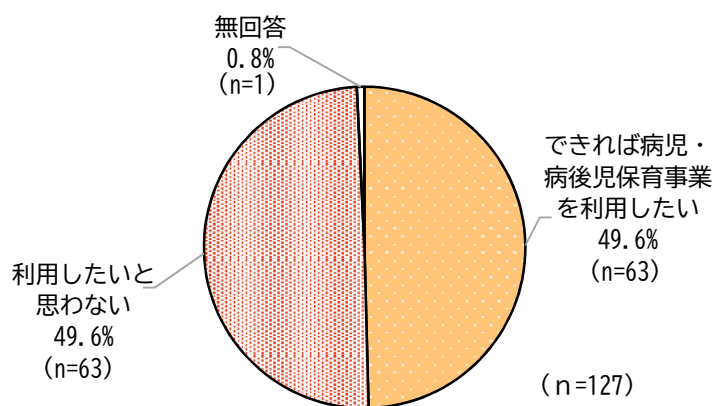


資料：子ども・子育て支援に関するニーズ調査（令和5年度）

○ 病気の際の対応について

「病児・病後児のための保育事業」を利用したいと回答した就学前児童の保護者は、約半数に上ります。

就学前児童の保護者による病児・病後児のための保育事業の利用希望

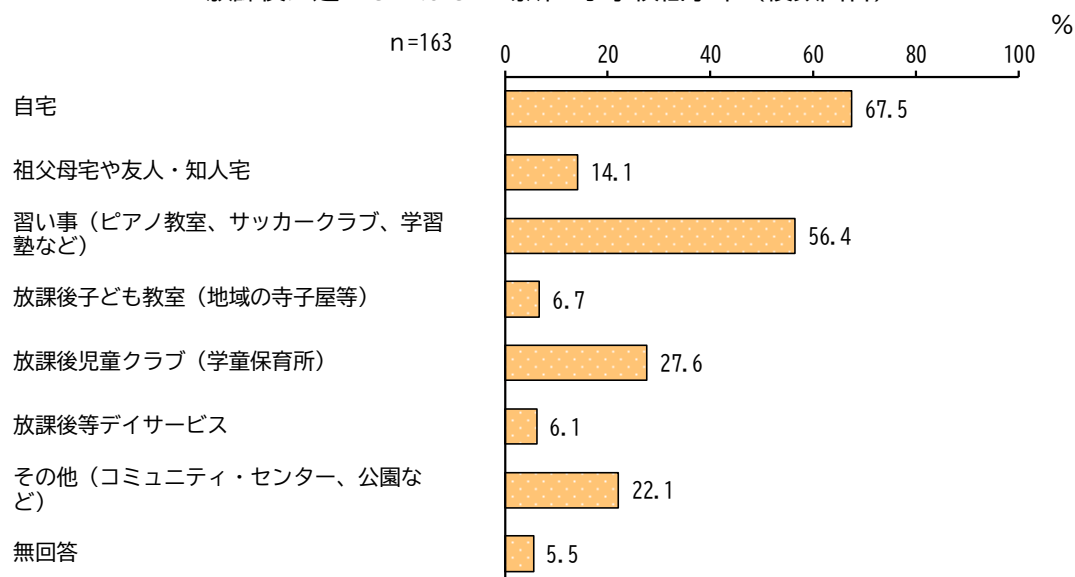


資料：子ども・子育て支援に関するニーズ調査（令和5年度）

○ 放課後の過ごし方

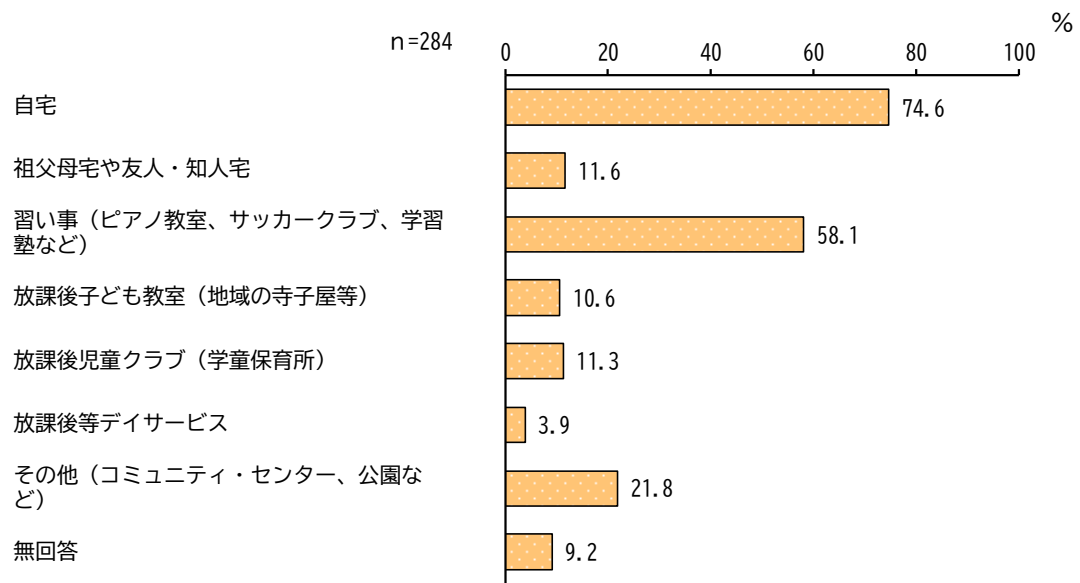
小学生の保護者によると、放課後にこどもが過ごして欲しい場所として、自宅または習い事が多くなっています。放課後児童クラブ（学童保育所）を利用したいと回答した割合は、低学年で27.6%、高学年で11.3%と低学年のニーズが高くなっています。

放課後に過ごしてほしい場所 小学校低学年（複数回答）



資料：子ども・子育て支援に関するニーズ調査（令和5年度）

放課後に過ごしてほしい場所 小学校高学年（複数回答）



資料：子ども・子育て支援に関するニーズ調査（令和5年度）

③ 子育てに関する意識

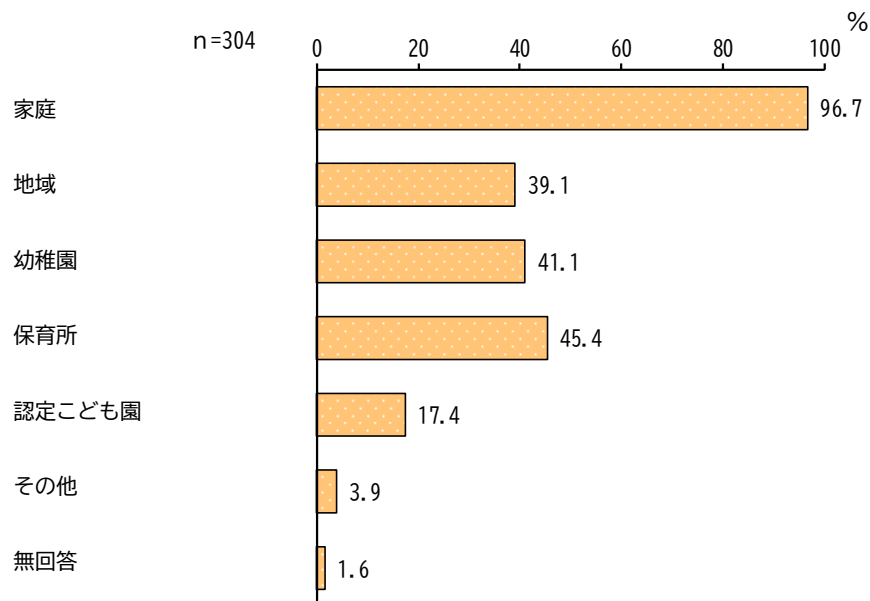
○ こどもの育ちをめぐる環境

就学前児童の保護者が、子育て（教育を含む）に大きく影響すると思う環境は、「家庭」が最も高く、次に「保育所」、「幼稚園」となっています。

こどもをみてもらえる親族・知人が「いずれもない」が17.8%、気軽に相談できる人や場所が「いない・ない」が8.2%である一方で、気軽に相談できる相談先として、市の相談窓口を選択する割合が3～5.5%程度と低くなっています。

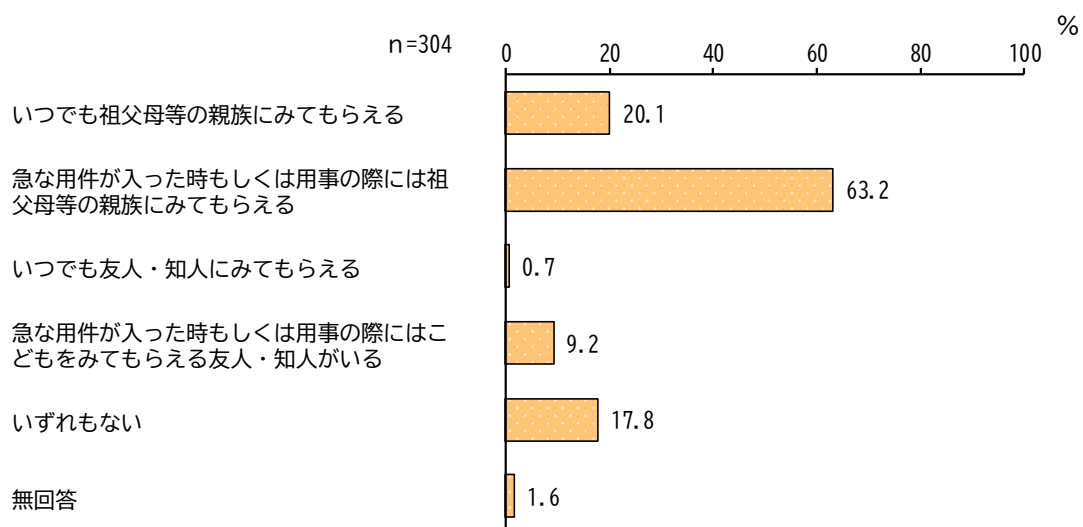
また、祖父母等の親族にみてもらう場合に、約半数の保護者が「負担や制約を心配することなく安心してみてもらえる」と回答しています。

子育て（教育を含む）に大きく影響すると思われる環境（複数回答）



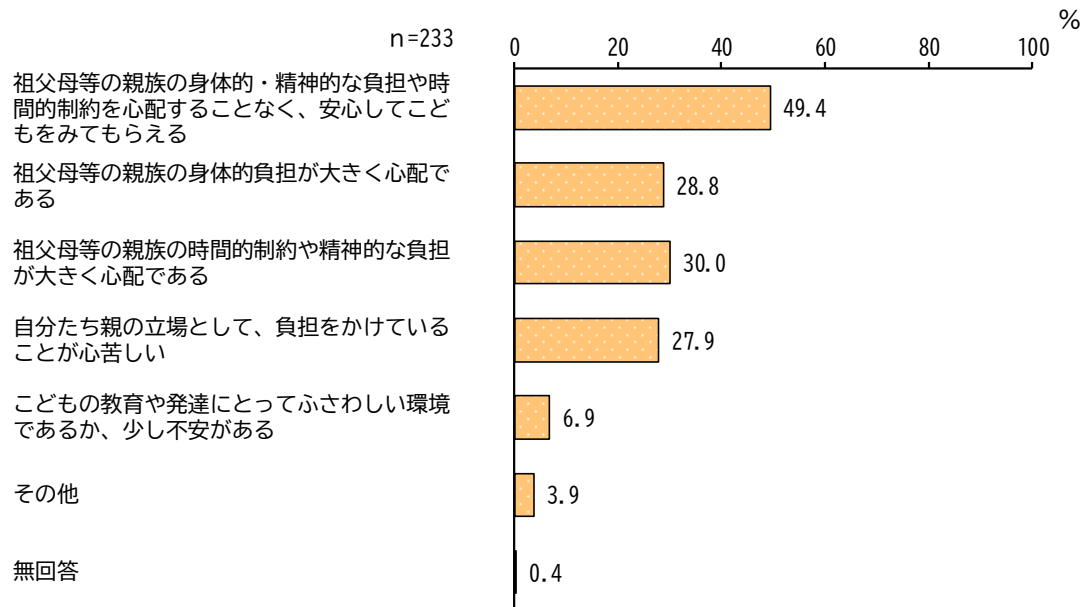
資料：子ども・子育て支援に関するニーズ調査（令和5年度）

こどもを見てもらえる親族・知人（複数回答）



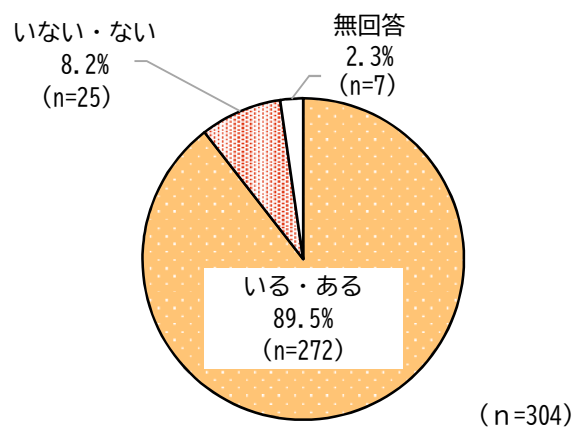
資料：子ども・子育て支援に関するニーズ調査（令和5年度）

祖父母等の親族に子どもをみてもらっている状況（複数回答）



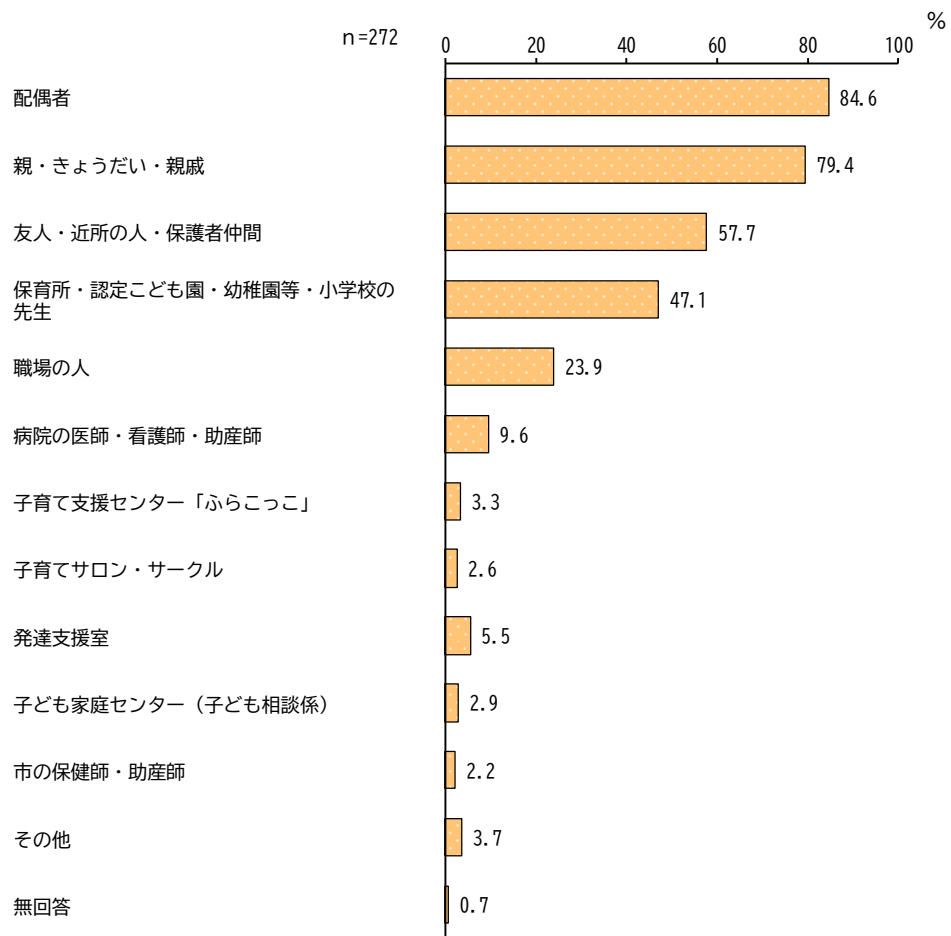
資料：子ども・子育て支援に関するニーズ調査（令和5年度）

子育てをする上での相談先の有無



資料：子ども・子育て支援に関するニーズ調査（令和5年度）

子育てについての相談先（複数回答）

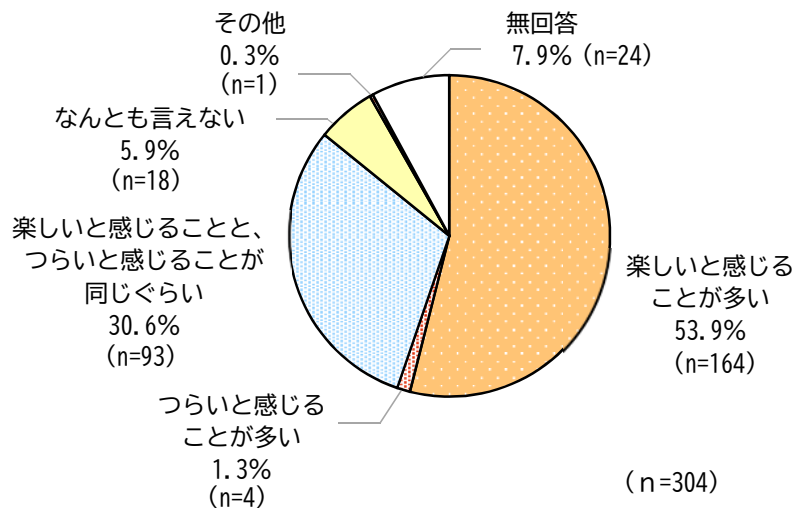


資料：子ども・子育て支援に関するニーズ調査（令和5年度）

○ 子育てに対する感じ方

30.6%の就学前児童の保護者が「楽しいと感じることと、つらいと感じることが同じくらい」と回答し、「つらいと感じることが多い」と回答した保護者が1.3%となっています。

就学前児童の保護者の子育てに対する感じ方

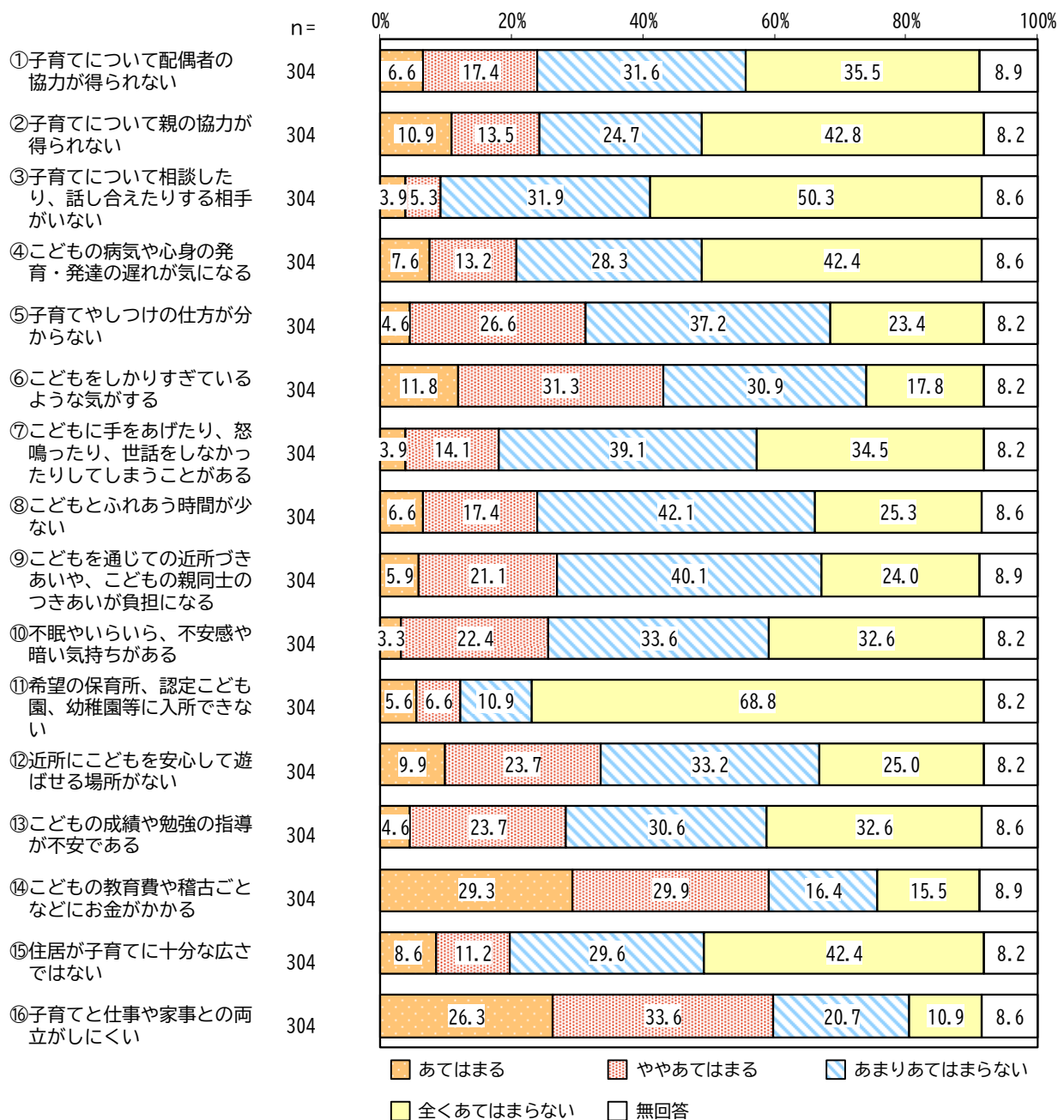


資料：子ども・子育て支援に関するニーズ調査（令和5年度）

○ 子育てに関する悩みや不安感

就学前児童の保護者の回答では、『⑩子育てと仕事や家事との両立がしにくい』の「あてはまる（あてはまる＋ややあてはまる）」が最も高く、次いで『⑭こどもの教育費や稽古ごとなどにお金がかかる』となっています。

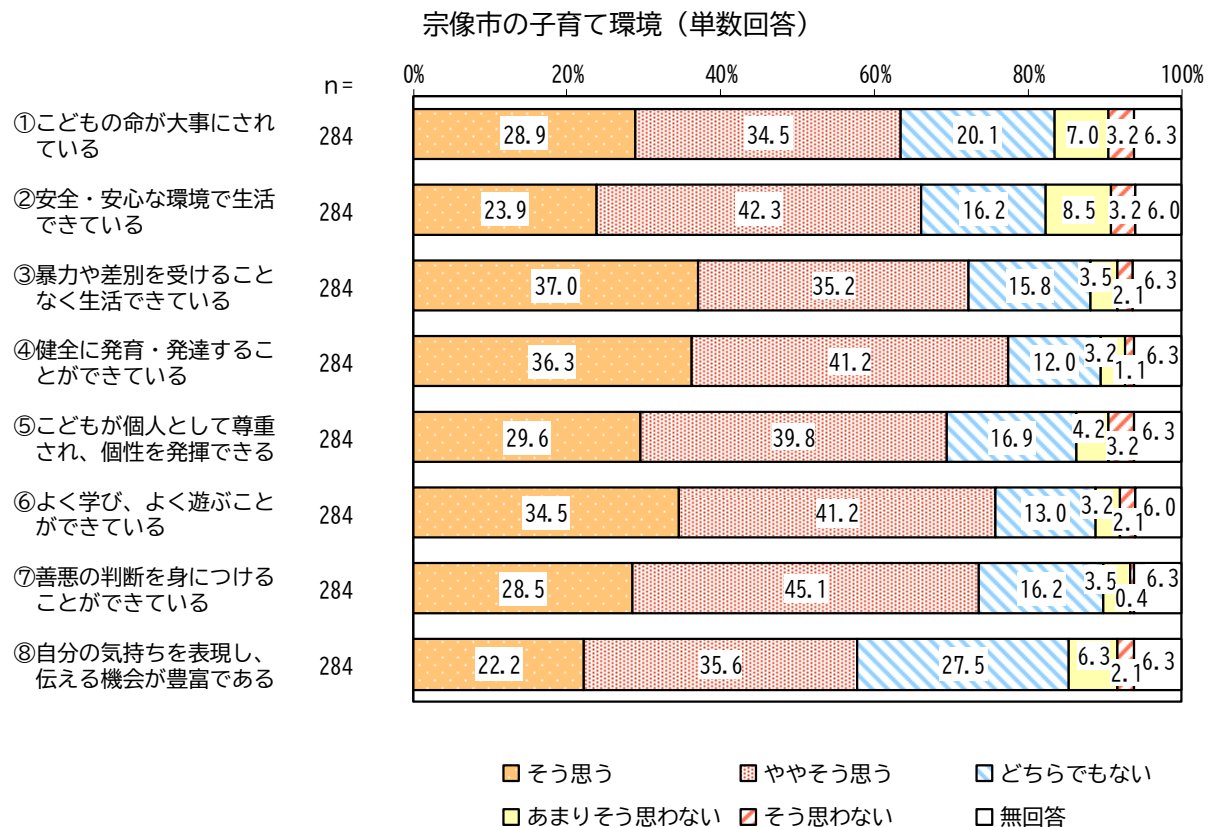
就学前児童の保護者の子育てに関する悩みや不安感



資料：子ども・子育て支援に関するニーズ調査（令和5年度）

○ 子育て環境について

本市の子育て環境について、『④健全に発育・発達することができている』に「そう思う（そう思う＋ややそう思う）」と回答した小学生の保護者が最も多く、次いで『⑥よく学び、よく遊ぶことができている』となっています。

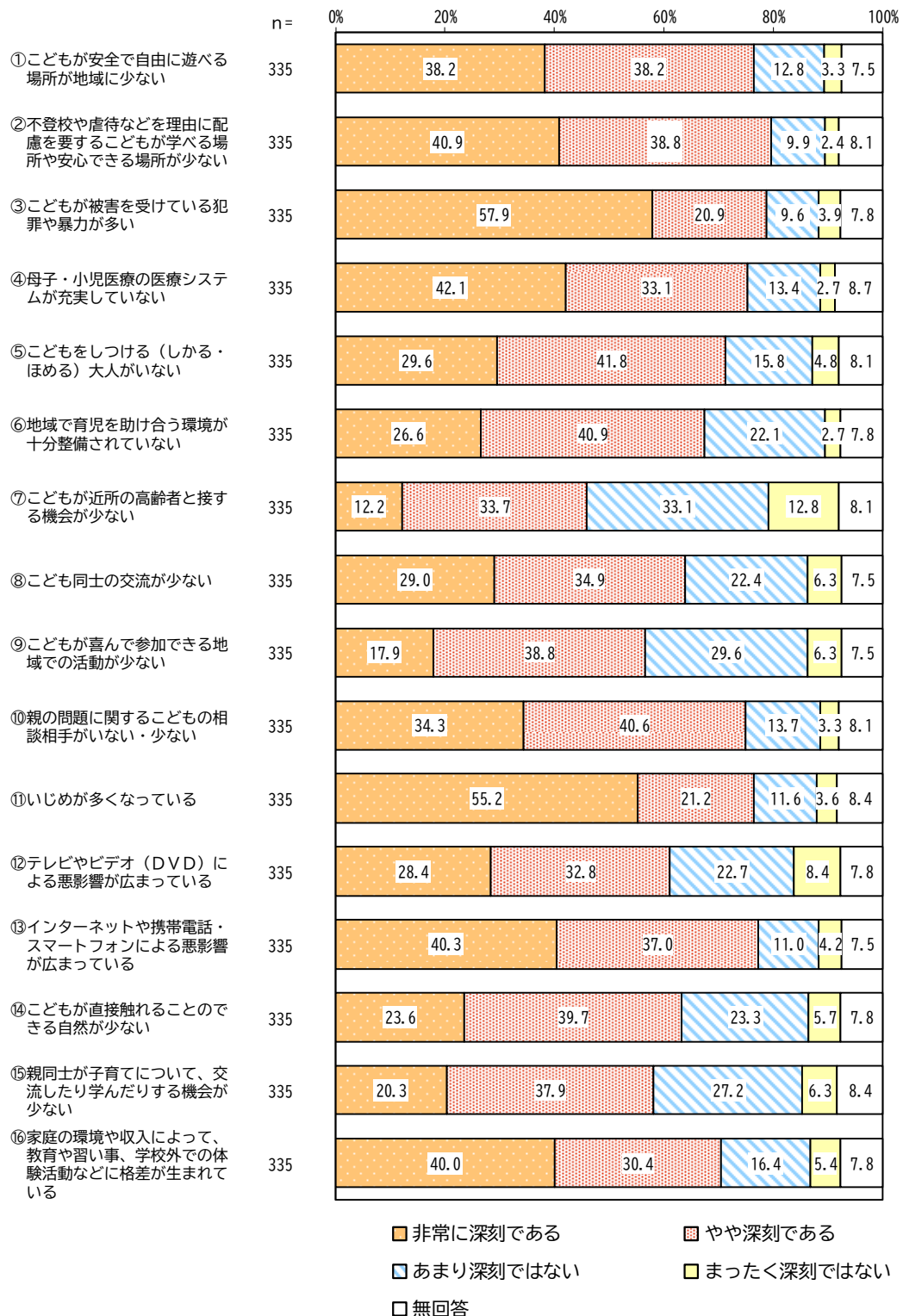


資料：子ども・子育て支援に関するニーズ調査（令和5年度）

○ 子育て環境についての問題の深刻度

子育て環境について、「深刻（非常に深刻＋やや深刻）な問題」と回答した割合で最も高いのは、『②不登校や虐待などを理由に配慮を要する子どもが学べる場所や安心できる場所が少ない』で、次いで『③子どもが被害を受けている犯罪や暴力が多い』が高くなっています。

子育て環境についての問題の深刻度（単数回答）



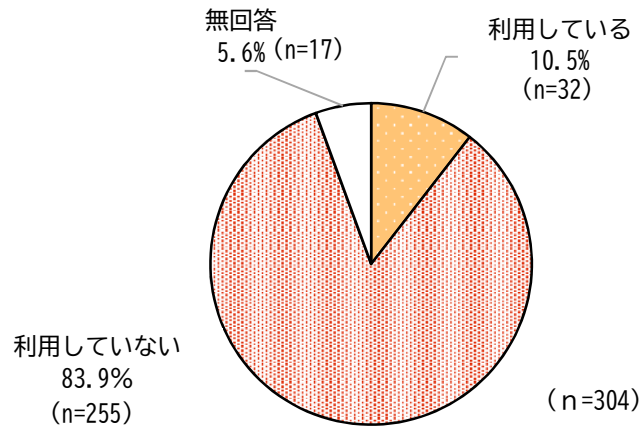
資料：子ども・若者育成支援に関する意識調査（令和5年度）

④ 子育て支援に関する意識

○ 地域の子育て支援事業の利用状況

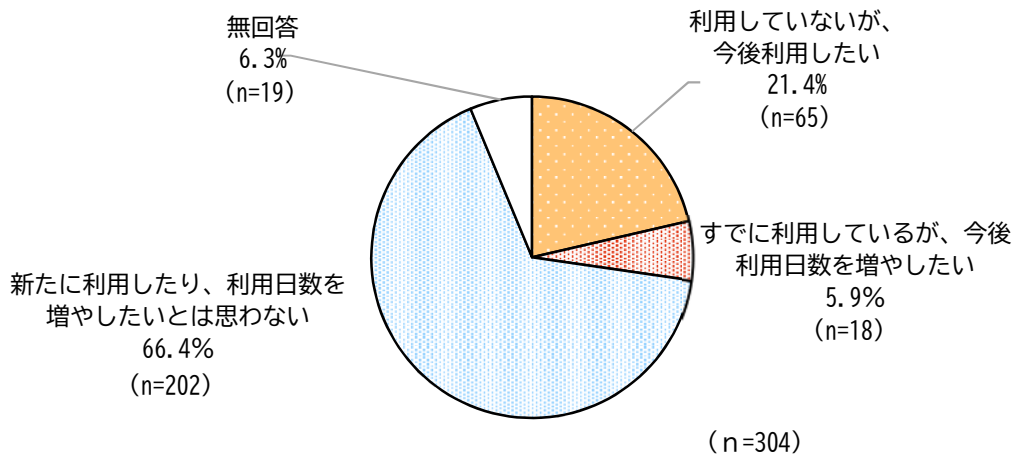
子育て支援センター「ふらこっこ」を「利用している」は1割程度ですが、「利用していないが、今後利用したい」と回答した人が2割以上います。

子育て支援センター「ふらこっこ」の利用状況



資料：子ども・子育て支援に関するニーズ調査（令和5年度）

「ふらこっこ」の今後の利用希望

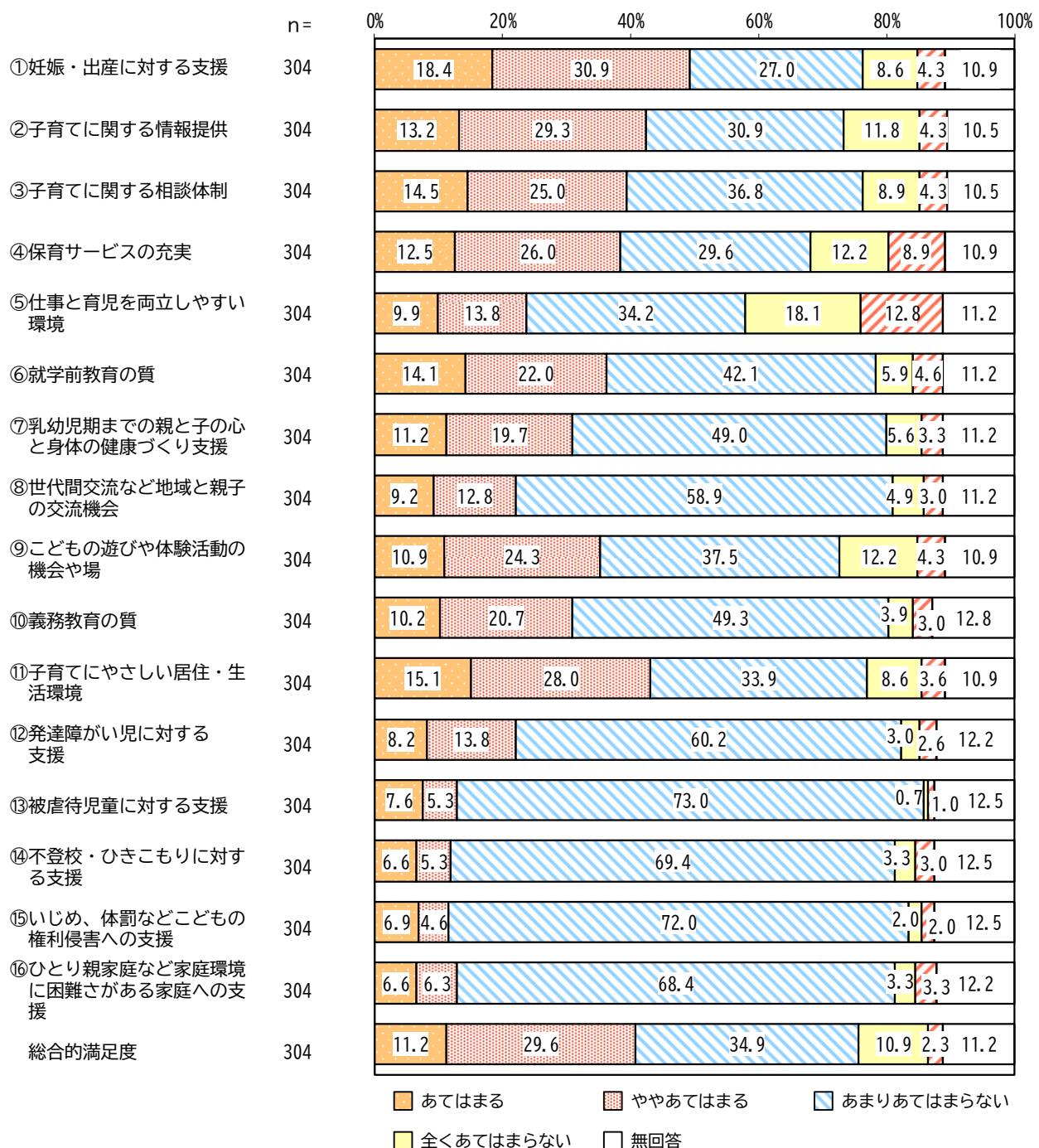


資料：子ども・子育て支援に関するニーズ調査（令和5年度）

○ 子育てに関する満足度

就学前児童の保護者について、「妊娠・出産に対する支援」と「子育てにやさしい居住・生活環境」の満足度が総合的満足度より高くなっています。

就学前児童の保護者の子育てに関する満足度

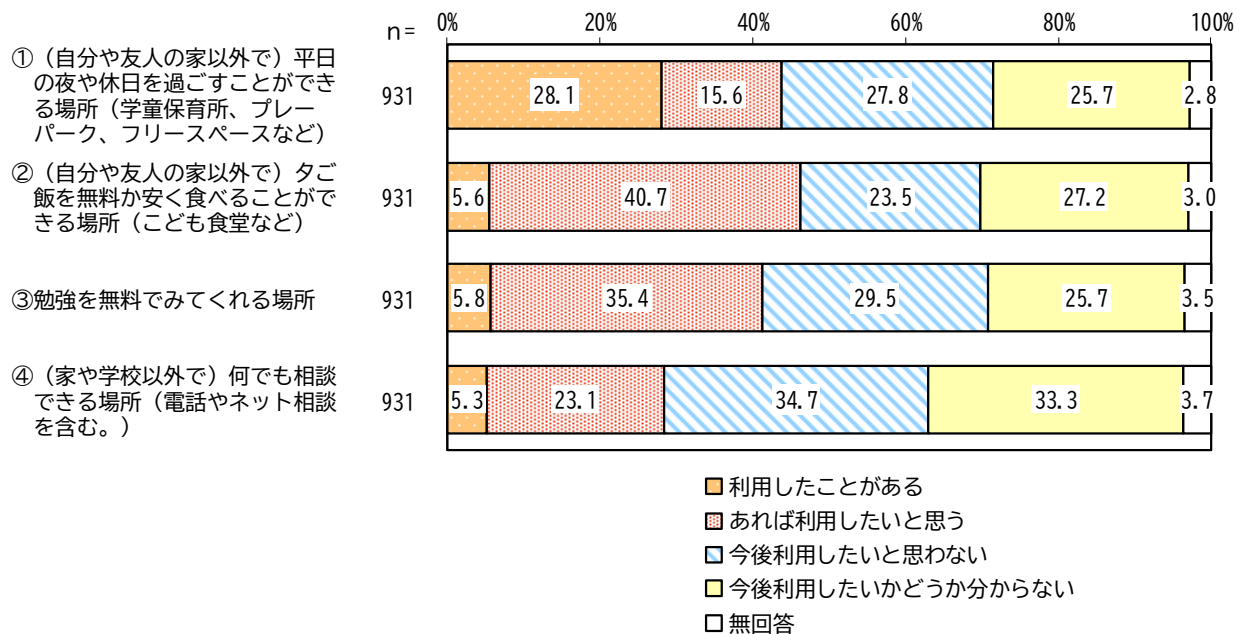


資料：子ども・子育て支援に関するニーズ調査（令和5年度）

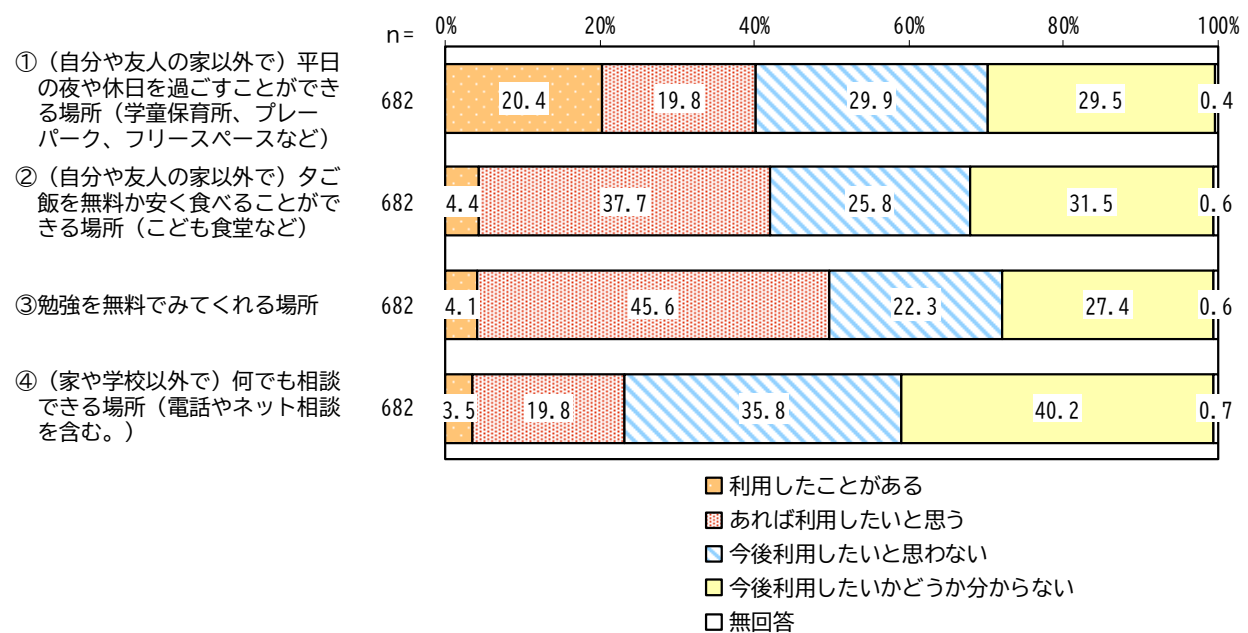
○ 子育て支援施設等の利用状況

あれば利用したい場所として、「(自分や友人の家以外で) 夕ご飯を無料か安く食べることができる場所 (こども食堂など)」と「勉強を無料でみてくれる場所」のニーズが高いことがわかります。

子育て支援施設等の利用状況 (小学5年生) (単数回答)



子育て支援施設等の利用状況 (中学2年生) (単数回答)



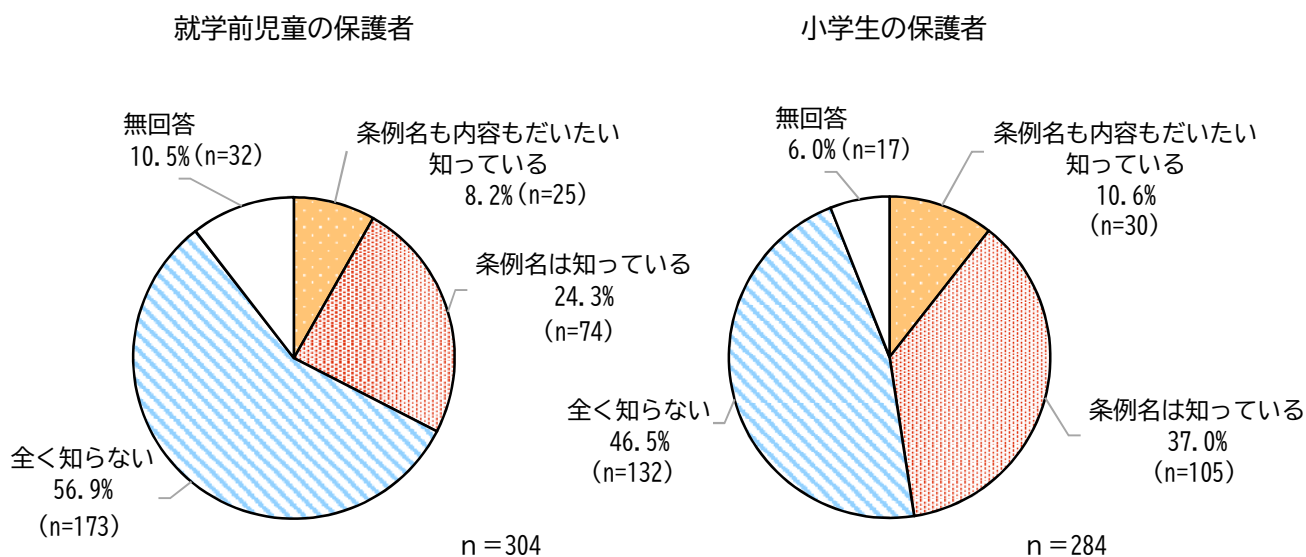
資料：子どもの生活に関する実態調査 (令和5年度)

⑤ こどもの権利に関する意識

○ 「宗像市子ども基本条例」の認知度

就学前児童の保護者の5割以上、小学生の保護者の4割以上が、宗像市子ども基本条例を「全く知らない」としています。

「宗像市子ども基本条例」の認知状況

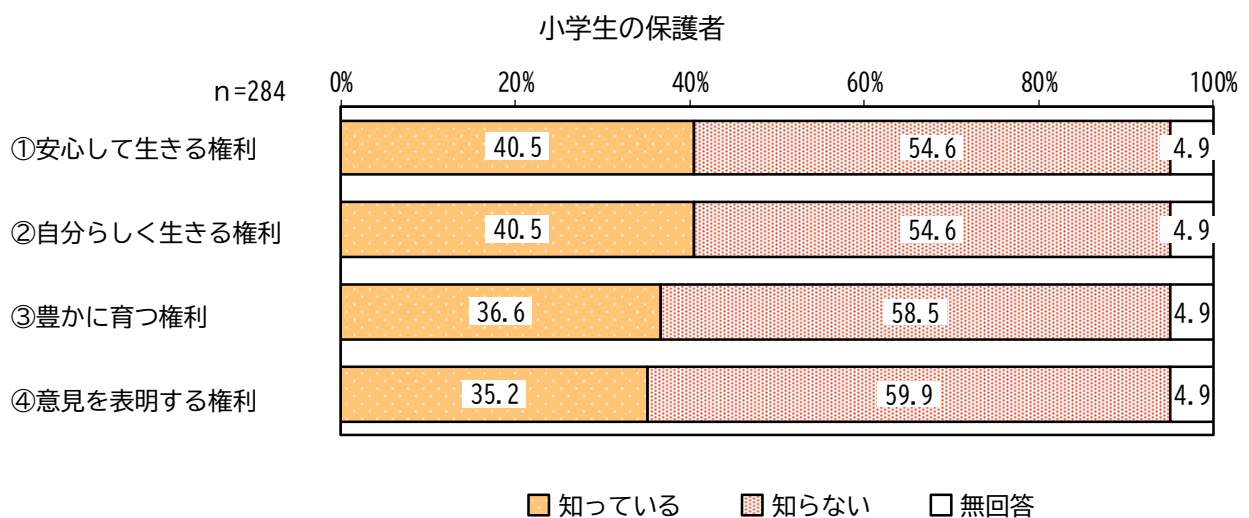
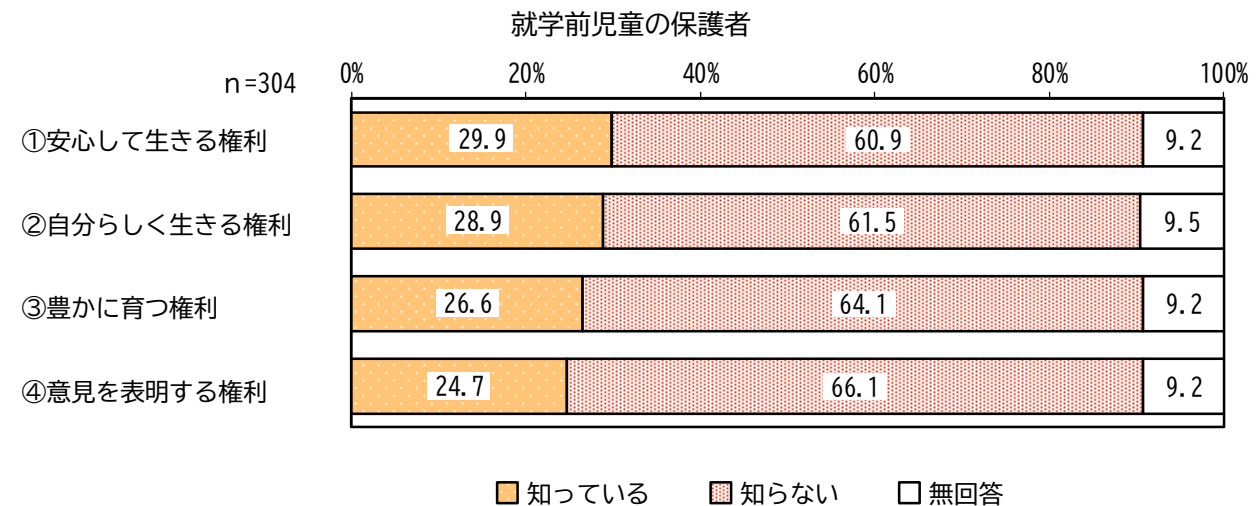


資料：子ども・子育て支援に関するニーズ調査（令和5年度）

○ 「宗像市子ども基本条例」の4つの権利の認知状況

就学前児童の保護者及び小学生の保護者のいずれも「意見を表明する権利」の認知度が最も低くなっています。

宗像市子ども基本条例の4つの権利の認知状況

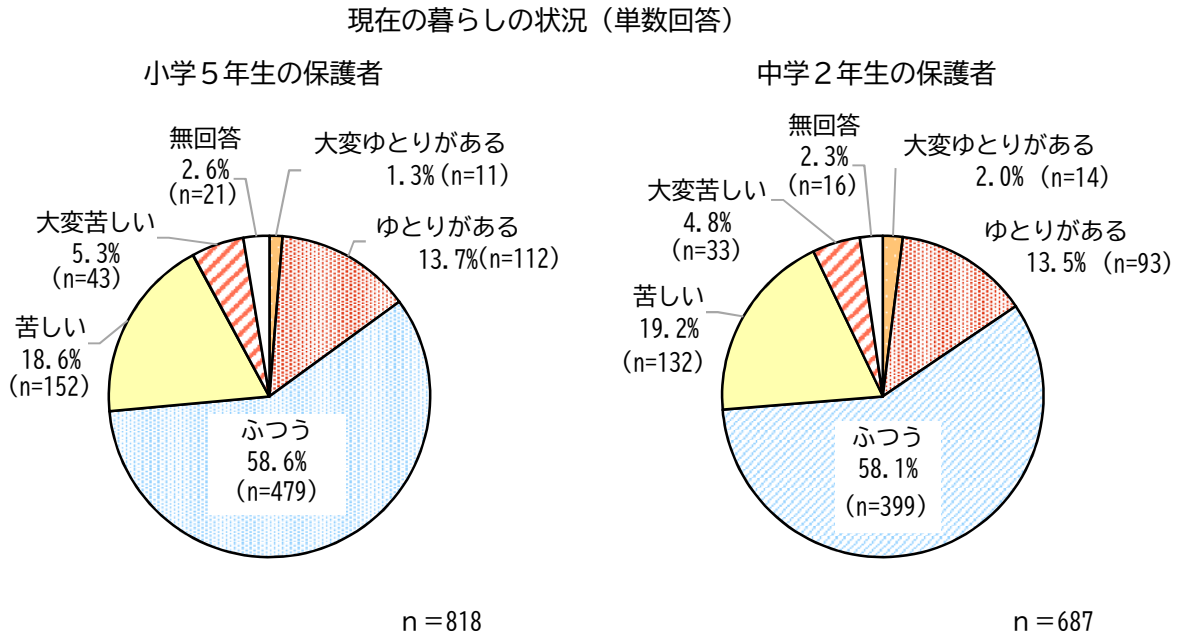


資料：子ども・子育て支援に関するニーズ調査（令和5年度）

⑥ こどもの生活や家族の世話などの状況

○ 現在の暮らしの状況

現在の暮らしについて、小学5年生の保護者及び中学2年生の保護者のいずれも、約4人に1人が「苦しい」または「大変苦しい」と回答しています。



○ 勉強について

資料：子どもの生活に関する実態調査（令和5年度）

中学2年生の保護者で現在の暮らしを「大変苦しい」と感じている家庭のこどもの約3割が、「授業がわからないことが多い」または「ほとんどわからない」と回答しています。

暮らし向き×授業の理解度（中学2年生）

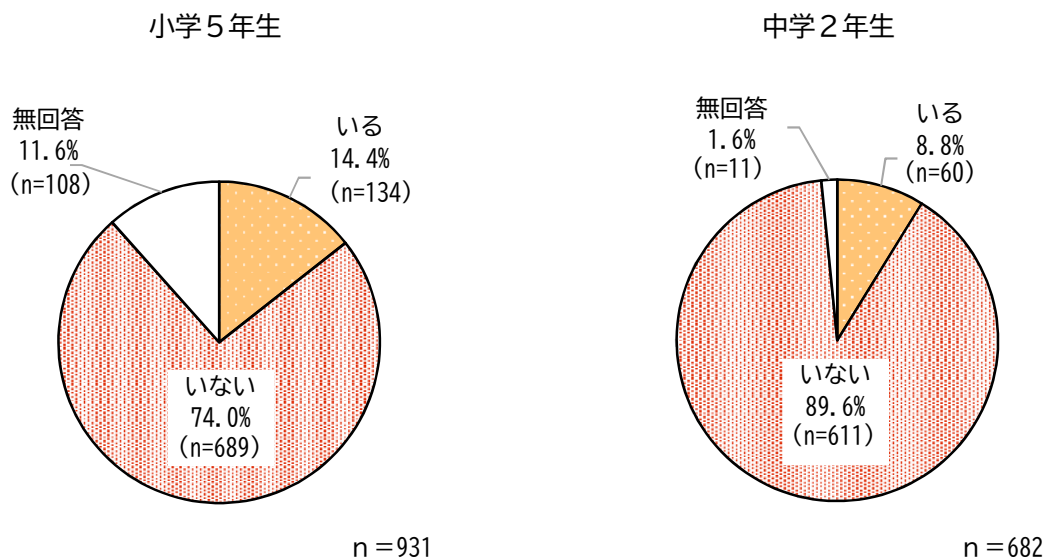
	全体	いつもわかる	だいたいわかる	教科によってはわからないことがある	わからないことが多い	ほとんどわからない	無回答
全体	661 (100.0%)	69 (10.4%)	251 (38.0%)	276 (41.8%)	53 (8.0%)	11 (1.7%)	1 (0.2%)
大変ゆとりがある	14 (100.0%)	5 (35.7%)	4 (28.6%)	4 (28.6%)	1 (7.1%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
ゆとりがある	88 (100.0%)	15 (17.0%)	39 (44.3%)	32 (36.4%)	1 (1.1%)	1 (1.1%)	0 (0.0%)
ふつう	384 (100.0%)	38 (9.9%)	150 (39.1%)	161 (41.9%)	27 (7.0%)	7 (1.8%)	1 (0.3%)
苦しい	129 (100.0%)	9 (7.0%)	46 (35.7%)	59 (45.7%)	15 (11.6%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
大変苦しい	33 (100.0%)	1 (3.0%)	5 (15.2%)	17 (51.5%)	7 (21.2%)	3 (9.1%)	0 (0.0%)
無回答	13 (100.0%)	1 (7.7%)	7 (53.8%)	3 (23.1%)	2 (15.4%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)

資料：子どもの生活に関する実態調査（令和5年度）

○ 世話をしている家族の有無

家族の世話をしている小学5年生が14.4%、中学2年生が8.8%います。

世話をしている家族の有無（単数回答）



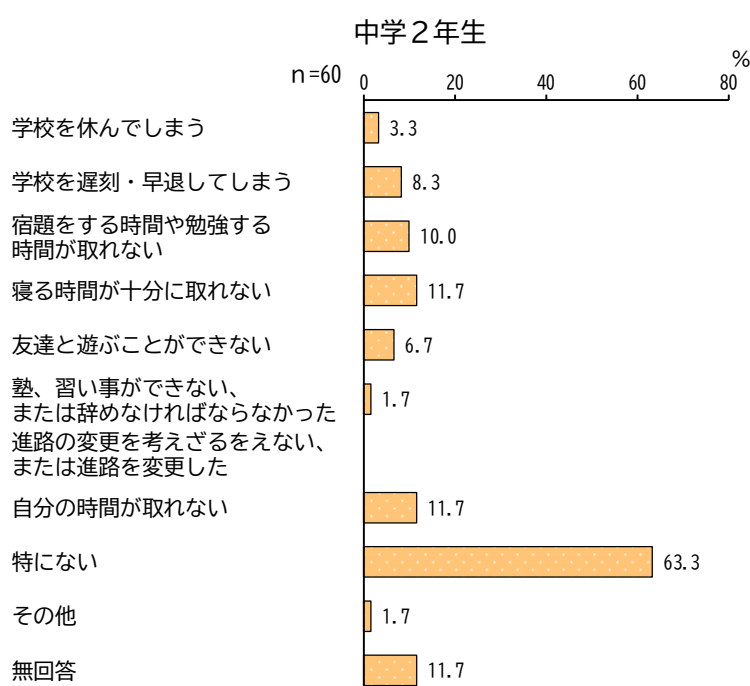
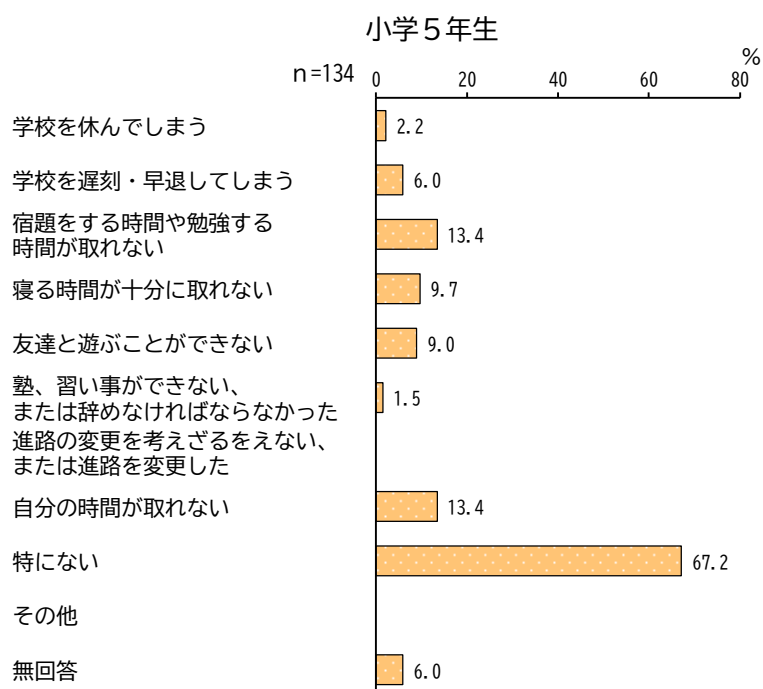
資料：子どもの生活に関する実態調査（令和5年度）

○ 家族の世話をすることによる影響

家族の世話をする影響として、寝る時間や自分の時間、勉強のための時間が確保できないという回答が1割以上あります。また、世話をしているこどもの4～5人に1人が心や身体が疲れて大変と回答しています。その一方で、誰かに相談したことがある人が1～2割程度であり、多くのこどもが相談したことがない状況です。

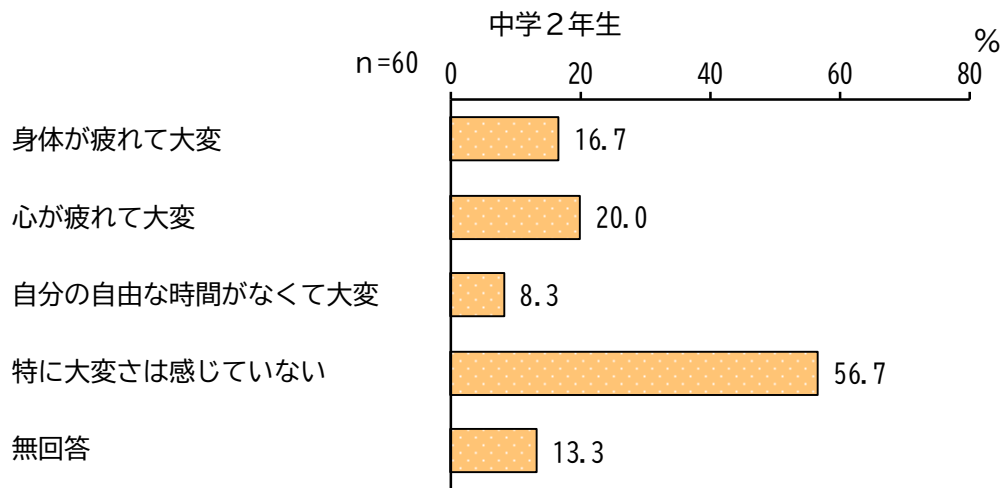
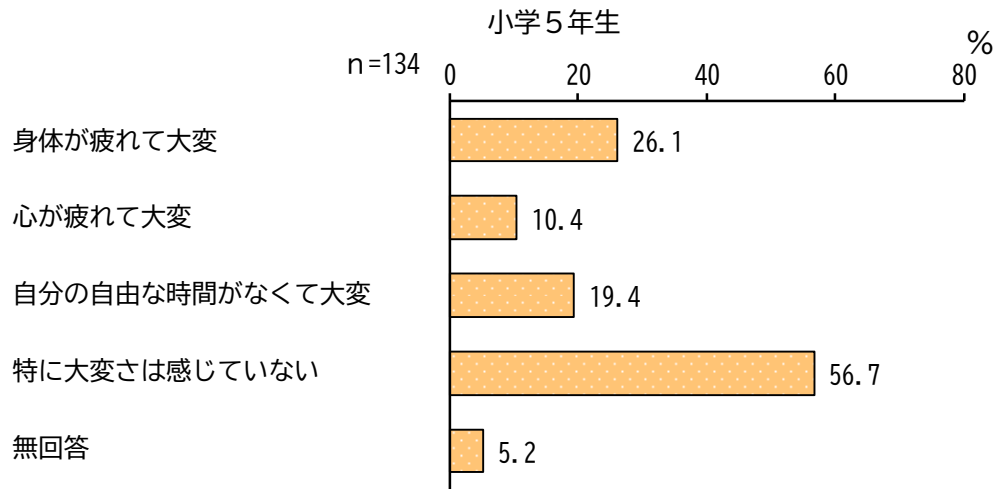
学校や周りの大人に助けてほしいことや手伝ってほしいこととして、「学校の勉強や受験勉強など学習のサポートをしてほしい」「相談にのってほしい」「話を聞いてほしい」の割合が高くなっています。

家族の世話をすることにより生じた影響（複数回答）



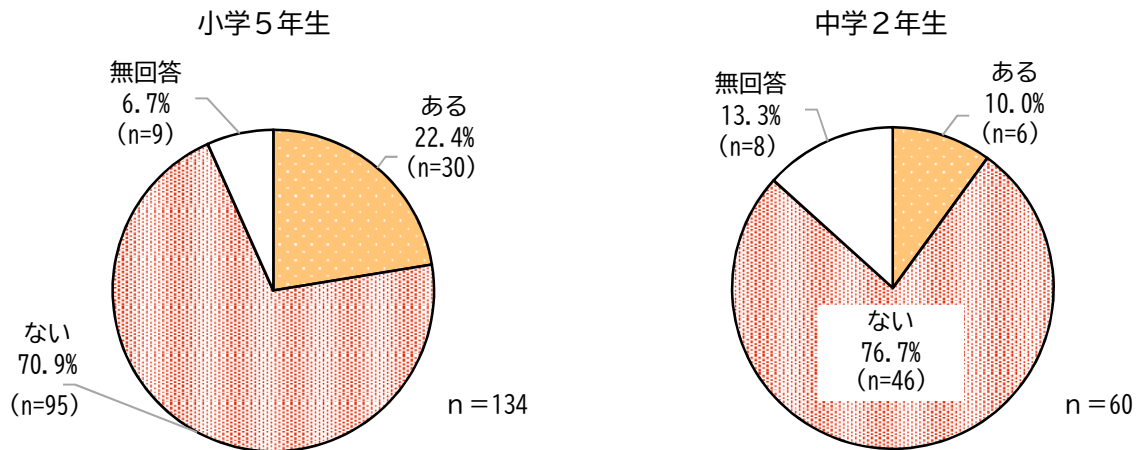
資料：子どもの生活に関する実態調査（令和5年度）

家族の世話をすることで大変と感ずること（複数回答）



資料：子どもの生活に関する実態調査（令和5年度）

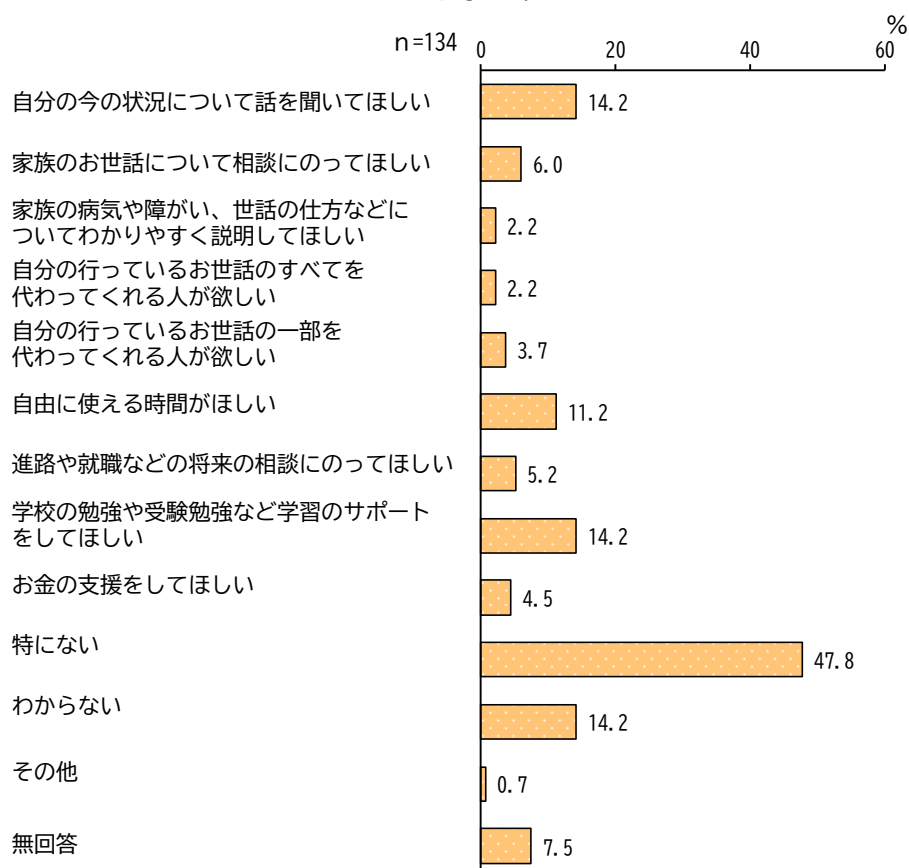
家族の世話についての相談状況



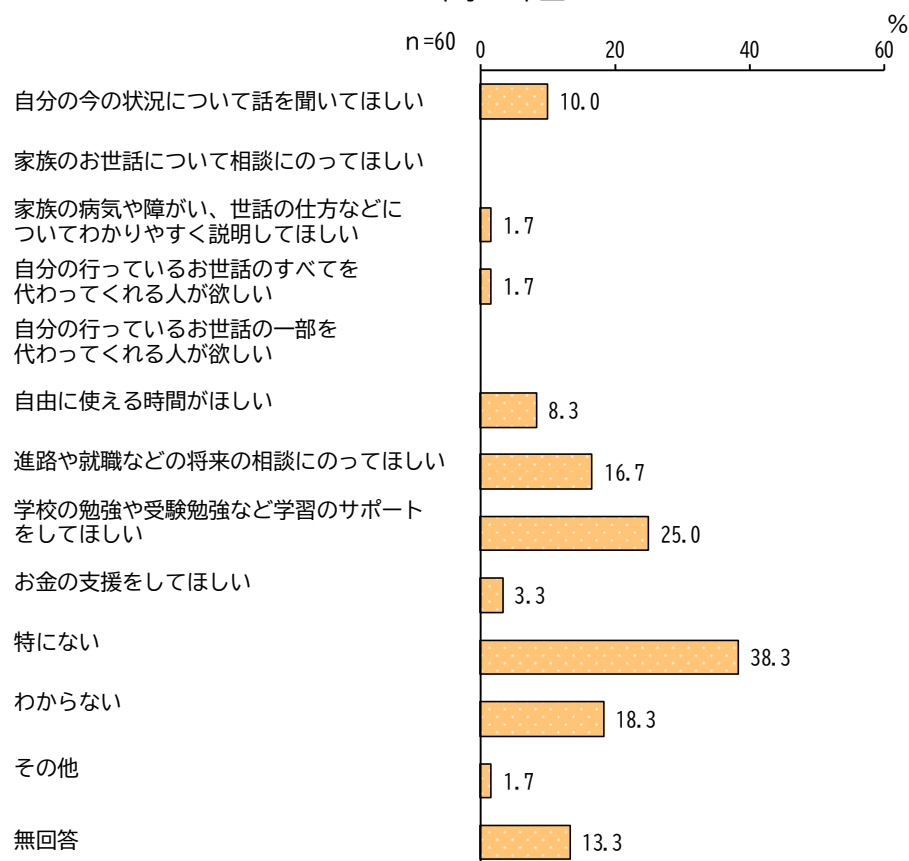
資料：子どもの生活に関する実態調査（令和5年度）

学校や周りの大人に求めること（複数回答）

小学5年生



中学2年生

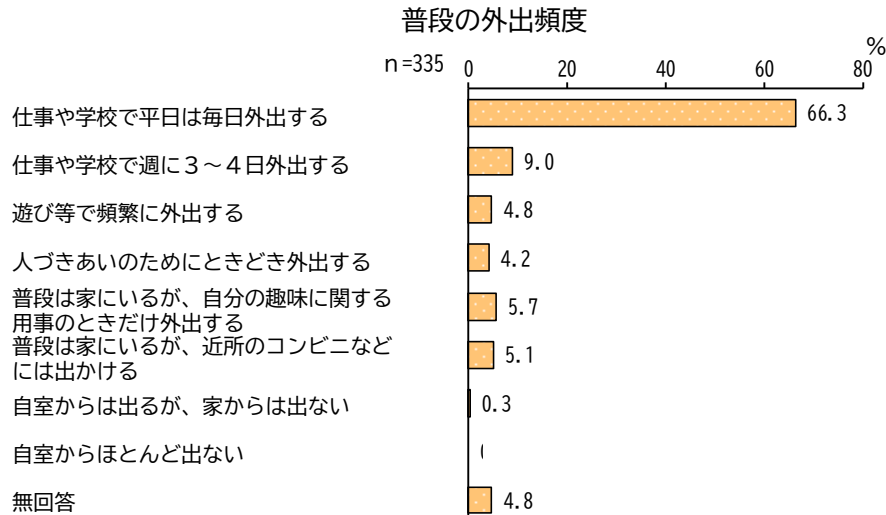


資料：子どもの生活に関する実態調査（令和5年度）

⑦ こどもの日常生活に関する意識

○ 普段の外出頻度

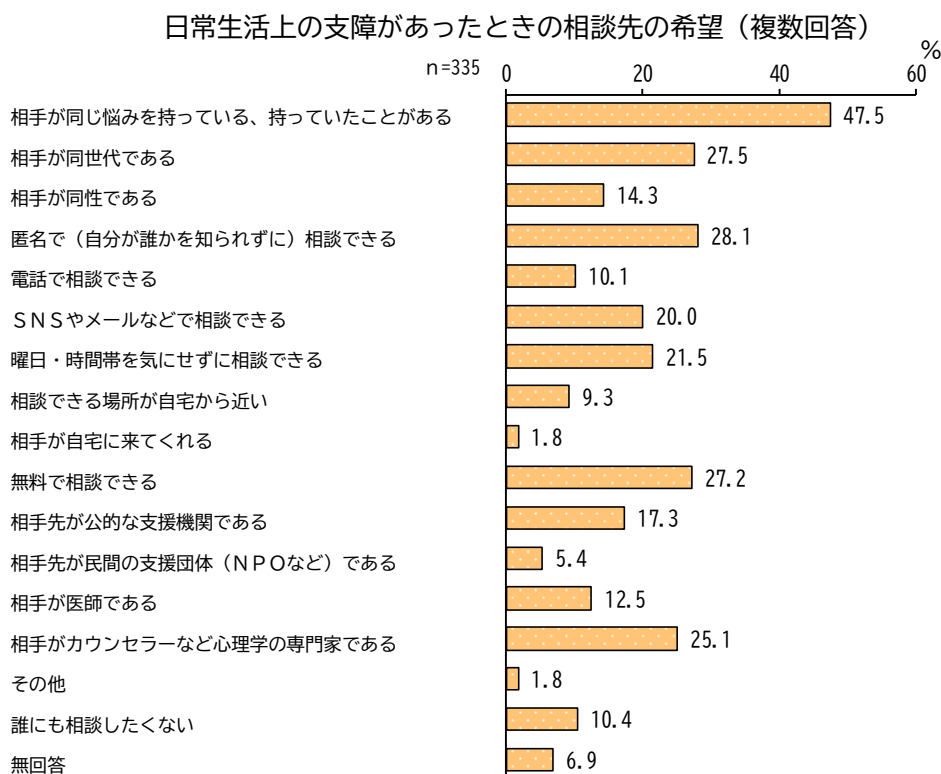
普段の外出について、「仕事や学校で平日は毎日外出する」の割合が66.3%と最も高くなっています。次に「仕事や学校で週に3～4日外出する」、「普段は家にいるが、自分の趣味に関する用事のときだけ外出する」となっており、「家からは出ない」「自宅からほとんど出ない」は0.3%です。



資料：子ども・若者育成支援に関する意識調査（令和5年度）

○ 日常生活上の支障があったときの相談先

日常生活上の支障があったときの相談先としては、「相手が同じ悩みを持っている、持っていたことがある」を希望する回答が最も高く、次に「匿名で（自分が誰かを知られずに）相談できる」となっています。「相手先が公的な支援機関である」は17.3%となっています。

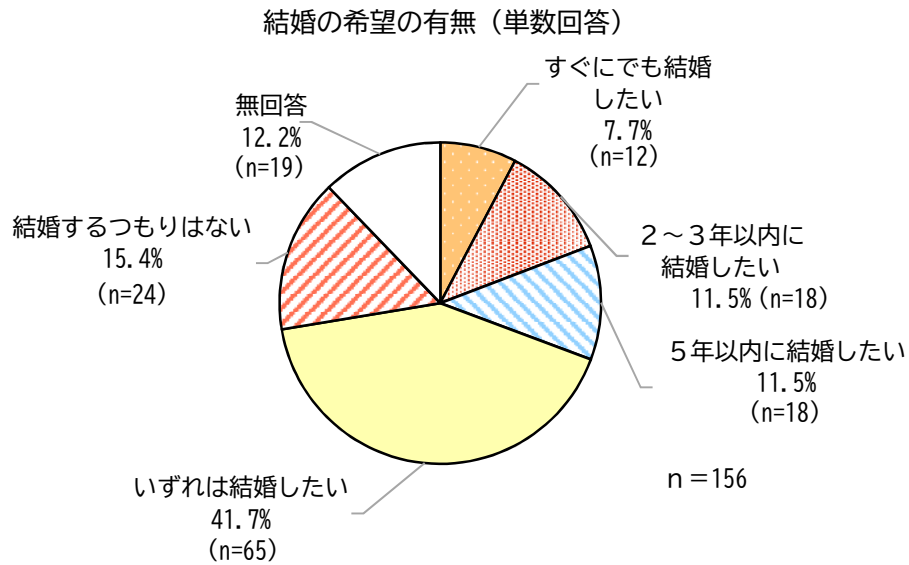


資料：子ども・若者育成支援に関する意識調査（令和5年度）

⑧ 結婚への意識

○ 結婚の希望の有無

結婚の希望について、「いずれは結婚したい」が41.7%と最も高く、「2～3年以内に結婚したい」「5年以内に結婚したい」が11.5%となっています。15.4%の人が「結婚するつもりはない」と回答しています。



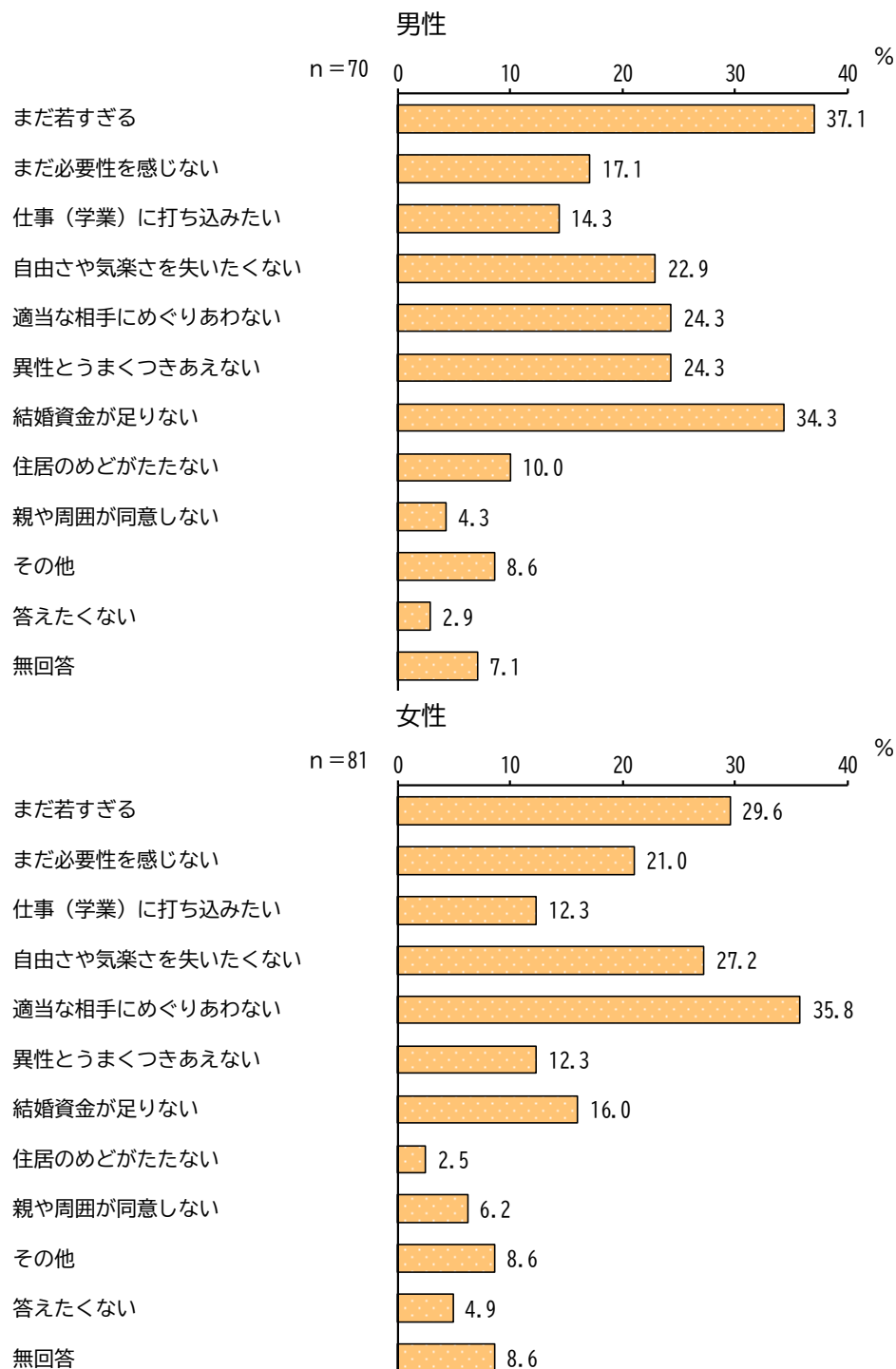
資料：子ども・若者育成支援に関する意識調査（令和5年度）

○ 現在結婚していない理由

結婚していない理由として、男性では「まだ若すぎる」が37.1%と最も高く、次いで「結婚資金が足りない」が34.3%、「適当な相手にめぐりあわない」「異性とうまくつきあえない」が24.3%となっています。

女性では「適当な相手にめぐりあわない」が35.8%と最も高く、次いで「まだ若すぎる」が29.6%、「自由さや気楽さを失いたくない」が27.2%となっています。

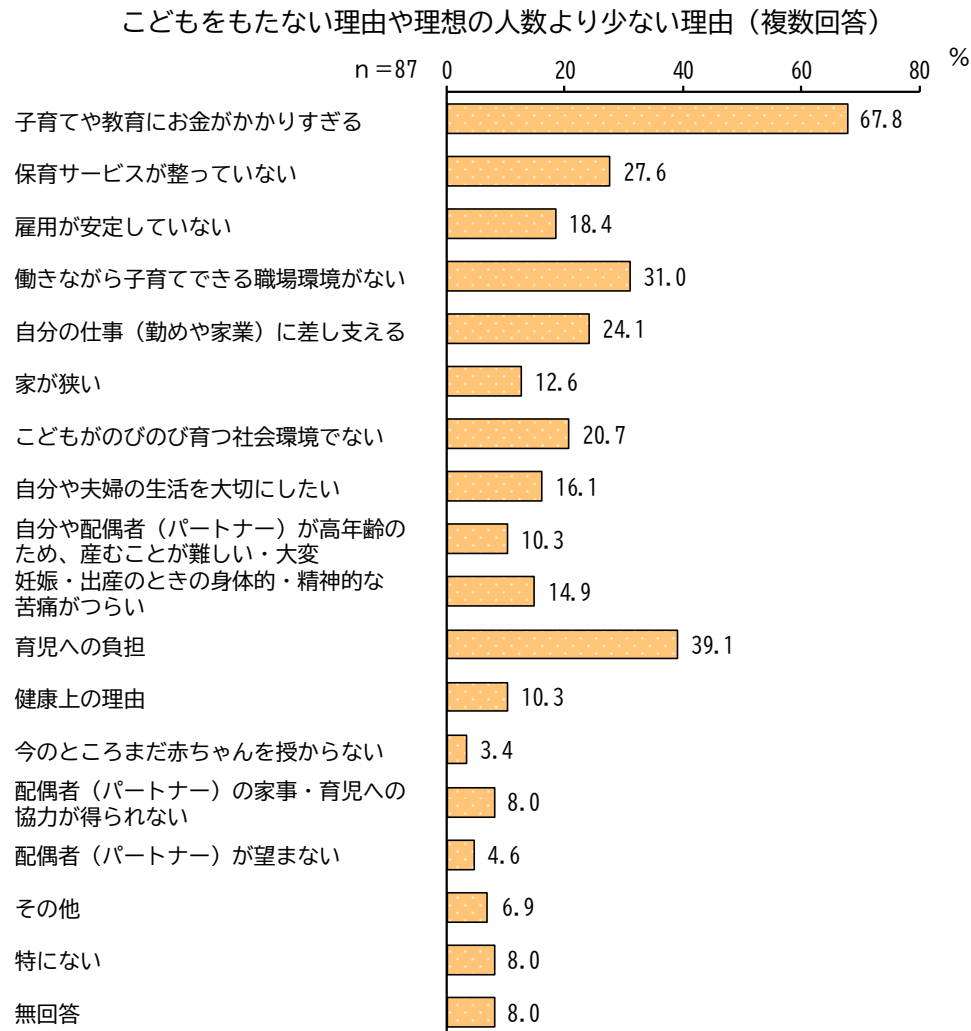
現在結婚していない理由（複数回答）



資料：子ども・若者育成支援に関する意識調査（令和5年度）

○ こどもをもたない理由や理想の人数より少ない理由

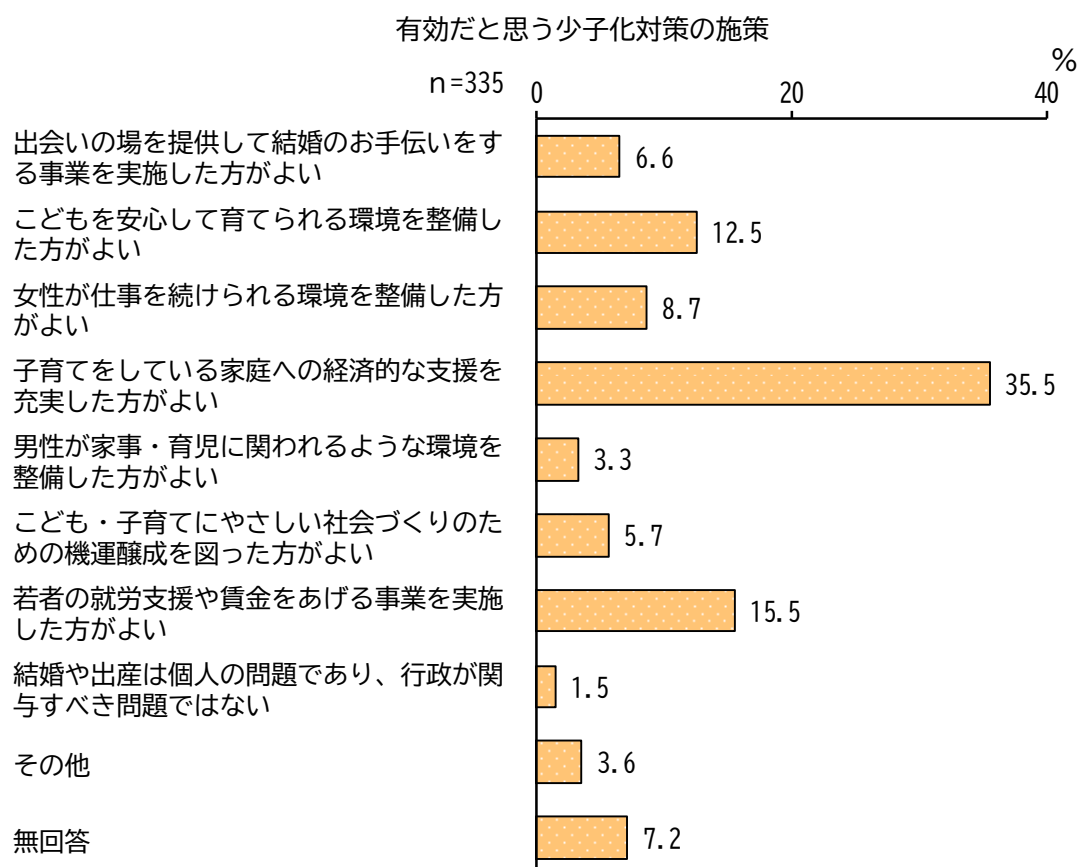
こどもをもたない、または理想の人数より少ない理由として、「子育てや教育にお金がかかりすぎている」が67.8%と最も高く、次いで「育児への負担」が39.1%、「働きながら子育てできる職場環境がない」が31.0%となっています。



資料：子ども・若者育成支援に関する意識調査（令和5年度）

○ 有効だと思う少子化対策の施策

有効な少子化対策として、男女ともに「子育てをしている家庭への経済的な支援を充実した方がよい」、「若者の就労支援や賃金をあげる事業を実施した方がよい」の割合が高くなっています。



資料：子ども・若者育成支援に関する意識調査（令和5年度）

(2) こどもワークショップ結果

1 ワークショップ概要

概 要	こども施策にこどもの意見を反映するため、こどもが自ら考え、意見を交換する機会を設けました。 ワークショップは、ワールドカフェ形式（3グループ）で自由に意見交換を行い、グループ毎に意見をまとめて発表しました。
テーマ	グループ毎にテーマを選択 グループ1 不登校やひきこもりについて グループ2 学校以外での体験活動や地域活動で得られること グループ3 こどもたちの居場所・遊び場について
開催日時	令和6年6月22日（土） 午前9時から正午まで
開催場所	市民活動交流館 メイトム宗像 101会議室
対 象	東海大学付属福岡高等学校3年生
参加者	11人

2 ワークショップ結果

① グループ1

○テーマ：不登校やひきこもりについて

○発表内容

いじめなどからくる人間不信や、コンプレックスなどから、自分の家以外では安心できず、不登校やひきこもりになっている場合は、同じような境遇の人同士で集まって話をすることで、共感できる点がお互いに見つかって安心できるので、家以外の居場所が見つかるのではないかという案が出ました。

また、信頼できる人がいないことから悩みや不安を相談できずに抱え込み、精神的に不安定になって、家から出られないでいる場合は、まずは彼らを肯定し、自分を責めることではないことを伝え、話や相談がしやすい逃げ場を作ることによって不安が少しでも和らぐようにしてあげると良いのではないかという意見が出ました。

最後に、学校に行かないことに慣れてしまわないように、授業生活の風景動画などを見てもらうことで、みんなで学ぶことの良さを思い出してもらえるのではないか、不登校やひきこもりになっても大切に思っているみんなの気持ちを伝えることが、学校に来てもらえるきっかけになるのではないかという案も出ました。

○主な意見

<ひきこもる理由> ・自分の見てほしくない部分（コンプレックス）があるのでは？ ・学校生活または、交友関係で恥ずかしいことがあった。 ・一度ひきこもると学校に行かないことに慣れてしまう。 ・家庭環境が悪く精神が安定していない。 ・家庭ですら信用できないのでは？ ・世界が家庭内で納まっている。 ・家以外の場所が安心できない？  ・いじめなどで人間不信に？ ・病み期、反抗期の延長？	<対策> ・自分を客観的に見る機会を設ける。 ・新しいコミュニティを作る。  ・近い境遇の人がネットで集う。 ・不登校の人同士で交流の場を作る  + ネットでの交流を図る など ・学校生活の風景動画を見せることで、学校のよさを思い出させる、みんなで勉強したいと思わせる。 ・近い境遇の人同士で集まる、共感できる人と話して安心する、一度客観的に自分を見る。 ・逃げ場があるから不安じゃなくなる、悪いことじゃないと教える。  <大切なこと> ・今の意識を変えよう！⇒ポジティブに！
--	---



すべての意見について、施策への反映を検討した結果、このアイコンがついた意見を計画の中に取り入れています。
アイコンがついていない意見も、今後の取組などの参考にする予定です。

② グループ2

○テーマ：学校以外での体験活動や地域活動で得られること

○発表内容

地域活動に参加すると、そこには多くの地域の方々が参加していることから、老若男女関係なく交流することができます。回を重ねるごとに地域の人と顔見知りになり、仲良くなったという経験をした人もいました。このように、交流が増えると、困っているときに助けをもらいやすくなるし、災害時などの助け合いにも繋がると考えます。そして、活動の場に参加する人が増えると、交流が広がり、まちが活性化し、住む人も増えるという効果が生じるのではないかという意見が出ました。

また、活動の場では、普段は関わることのない人や知らなかった人に出会うことができ、そこでの会話から、自分の住んでいるまちのことを広く深く知ることができます。多国籍の方とコミュニケーションをとることで、他文化に触れ、自国や地域の文化について見つめなおす機会を得ることができたという意見もありました。

さらに、年代の違う様々な人たちと交流することで、多角的な視点や協調性を養うことができ、そんな自分を好きになること（自己肯定感の向上）にも繋がっています。

学校以外での体験活動や地域活動への参加は、社会勉強や自分で考えて行動する自主性を養うことができるという側面を持っており、人との交流や自己成長を通じて、参加する私たちに良い影響を与えてくれています。

○主な意見

<街の人たちの交流> ・公民館の行事で地域の人と仲良くなった。 ⇒困っているときに助けをもらえる。地域での交流が増える。 ・自分の住んでいる街のことをたくさん知ることができる。 ・老若男女関係なく交流することができる。 ・災害時にお互いを助け合うことができる。 ・街が盛り上がる。 ⇒住む人が増える。	<自身の成長> ・自分で考える自主性を育てる。 ・年代の違う人たちとの交流で多角的な視点を養う。👍 ⇒目上・目下の人との関わり方を知ることができる。（社会勉強） ・様々な人と関わることで協調性を養うことができる。👍 ・自分を客観視できる。 ・人を好きになる。⇒自分を好きになる。
<コミュニケーションやつながり> ・多国籍の人とコミュニケーションができる。英語力や他国の文化を知ることができる。自分の国について見つめ直す。 ・普段関わらない人や知らなかった人に出会うことができる。 ・ボランティアをすることで普段関わらない地域の方と話すことができる。地域の文化や特色について触れ合うことができる。👍 ・近所の人と話しかけてきてくれる。 ⇒コミュニケーション能力が上がる。	

③ グループ3

○テーマ こどもたちの居場所・遊び場について

○発表内容

こどもたちの自由な遊び場として、公園を増やしたらよいと考えました。最近、ボール遊びを制限する公園が増えるなど、こどもたちが自由に遊べる場が少なくなっていると感じます。そこで、バスケットボールやテニスなどもできる公園があれば、集まってくるこどもたちも増え、そこで友達の輪を広げることができると考えました。

また、宗像市民全員が知っている祭りの場があるとよいと考えました。海岸沿いで花火大会などの大きなイベントをすれば、賑わいができ、宗像市が盛り上がるのではないかと思います。海岸沿いでは、カフェなどの若者が集まれる場所を作って、楽しく住みやすくすると、若者が増えると思います。

さらに、室内施設を増やしたらよいとも考えました。自由に過ごせる室内の施設では、友達とゲームをしたり、下校時や休日に遊んだり、勉強もできます。若者を増やすには、若者が居心地の良い場所を作ることだと思います。

○主な意見

<交流の場・公共施設> ・中・高生がテスト勉強や交流できる場所 ・遊具がきれいで広い公園 ・公園に雨宿りできる場所がほしい。 ・体育館をもっと活用したい。 ・幼稚園の近くに公園がない。 ・無料で過ごせる室内施設	<遊びの場・商業施設> ・遊具がきれいで広い公園 ・海や海水浴場（お金がかからない） ・映画館がない。⇒学校帰りに寄る場所がない。 ・室内で遊べる場所（ボーリング場など）が欲しい。 ・緑の多いカフェや食堂 ・飲食店を増やしてほしい。 ・温泉などの落ち着く場所
<学びの場> ・中・高生がテスト勉強や交流できる場所 ・駅の近くに図書館や勉強できる場所（友達と交流ができる）	<その他> ・お祭りを増やしたい。 ・悩みを相談できる場所

こどもの意見

ワークショップ以外にも、はぴくろ実行委員会や小中学生へのグループインタビューなど様々な形でこどもから意見を聞きました。主な意見を紹介します。

カテゴリー	意見	理由
こどもの権利	こどもが作るイベントがもっと増えてほしい	意見を尊重する権利があるから
	学校のいじわるな人が優しくなれるように工夫したい	みんなが楽しく学校に行きたいから
	権利を教えてくれる場所があったらいいな	権利を知らない人が多いと思うから
	こどもの意見も聴いてくれる宗像市にしたい	大人の意見ばかりだと、自分たちの意見がなんでもダメと言われてしまうから
生活	漁業で働く人を増やしたい	食料自給率が上がるから
	いつでもお米がたくさんとれる田んぼ	食べ物に困っている人がかわいそうだから
	もっと市内の色々な場所で多くの人が関わるができるイベントを開催したい	宗像市はバスで色々なところに行けるけれど、その移動すら困難な人がいるから
	アスレチック施設が宗像市にあるととっても良い	外で遊べる場所は少ないから
学 び	簡易図書館があったらいいなと思う（みんなから読まなくなった本を集めたり、本を読める場所）	本を読むのが好きな人が増えたらいいなと思ったのと、自分自身本を読むのが好きなので、本を読める場所があったらいいなと思ったから
環 境	ごみを減らすためのボランティア活動の取組がほしい	町をきれいにしたいから
安 全	犯罪や悪いことが起こらない宗像市がいい	犯罪が起こったら自分が悲しくなるし、悪いニュースをみたら心配になるから

はぴくろ : むなかた子どもの権利相談室「ハッピークローバー」の愛称

はぴくろ実行委員会 : 令和6年11月開催の子どもの権利啓発イベントで企画運営を行った小中学生で構成されている委員会

(3) 子育て支援団体へのヒアリング結果

1 ヒアリング概要

子育ての状況を多角的に明らかにし、こども、子育て家庭を取り巻く現状と課題を把握するため、令和6年2～3月に、サービスを提供するこども関係施設の意見を聞きました。

2 ヒアリング対象施設

- ① 東海大学附属自由ヶ丘幼稚園
- ② 恵愛保育園
- ③ ひかり幼育園
- ④ チャイルドハウス
- ⑤ 子育て支援センター「ふらっこ」

3 ヒアリング結果

発達障害や外国籍の家庭のこどもなど、配慮や支援が必要なこどもへの対応や体制の整備が課題としてあげられています。

「特別な配慮の必要なこどもは増えており、今後も増加するだろう。集中しない・落ち着かない・座ってられない子も増えている。集団行動、友達と遊ぶことなどを園や学校はサポートしなければならない。」などの声も聞かれました。

また、外国籍の家庭のこどもに対する対話・食事・相談体制の検討も求められています。「外国籍のこどもについて、以前はアジアの方面や英語圏が多かったが、イスラム圏が増え仲介する言語がない」、「宗教上の理由から給食が食べられず、弁当を持ってくる必要がある等、保護者との細かな意思疎通が必要」などの意見が寄せられました。

さらに、虐待や貧困などの課題を抱えるこどもが増加しているため、これまで以上に家庭環境や個々の状況に応じた適切な支援が重要という意見が多くあげられています。

4 第2期子ども・子育て支援事業計画の実施状況

第2期子ども・子育て支援事業計画では、「子どもの健やかな育ちが守られるまち むなかた」を基本理念として、「子どもの最善の利益」の保障と一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現をめざし、3つの基本方針と18の施策を掲げています。これらの実施状況は次のとおりです。

基本方針1 保護者が子育てに喜びを感じることができるよう支援します

- 子育てに不安やストレスを抱える保護者が気軽に相談したり、こどもの育ちに喜びや生きがいを感じたりすることができるよう、地域や子育て支援団体と協働して、子育て支援サービスを提供しました。
- 保育需要に応じて、保育所や認定こども園の定員の増加や保育士等の確保支援を行いました。
- 共働き家庭の増加や就労形態の多様化に応じて、延長保育、一時預かり等を実施し、様々な保育ニーズに対応できる体制を整えました。
- 家庭教育の重要性を学ぶ家庭教育学級の開設を支援し、保護者の教育力向上につなげました。
- 児童扶養手当の支給、医療費助成、制度に関する広報、相談事業を実施して、ひとり親家庭等の自立支援を行いました。
- 児童手当の給付や医療費助成、就学援助、高等学校等奨学金の支給など子育て家庭への経済的支援を行い、保護者が安心して子育てができ、こどもたちが自己実現できる環境を整えました。
- 支援が必要な家庭が安全で安心して生活を送ることができるよう関係機関や庁内の関係部署がネットワークを構築し、見守り体制を強化するとともに、家事支援や育児支援を行いました。
- 令和5年4月から、子ども家庭センターを設置し、子育てに関する心配ごとや困りごとに対応できるよう相談支援体制を充実するなど、妊娠期からの切れ目のない子育て支援を強化しました。
- こどもの成長・発達段階に応じた健康診査・健康相談、育児教室、予防接種等の事業を実施し、保護者が安心して育児を行い、乳幼児が健やかに育つよう支援しました。
- 様々な母子保健サービスを通じて、すべての妊産婦・乳幼児とその家庭に接しながら、妊娠・出産・育児期にかけて継続的・包括的に支援を行うことで、母体の健康確保や育児不安の解消、親子の愛着形成などに取り組みました。
- 児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅介護、移動支援などの障がい児通所支援等を行い、心身障がいや発達に課題のあるこどもが、将来にわたって安心して生活できるよう支援しました。
- 配慮が必要なこどもや保護者が地域で安心して生活できるよう、関係機関と連携した発達支援に取り組みました。

- 教育・保育施設、学校、医療機関等が連携して、乳幼児から小中義務教育学校までのこどもの発達に関する悩みや相談に対応しました。
- こどもの権利や大人の責務について保護者が正しく理解できるよう周知、啓発を行いました。
- 子どもの権利救済委員及び子どもの権利相談員を設置し、権利の救済・回復に取り組みました。
- 家庭訪問相談指導員がひきこもりがちな児童生徒の家庭を定期的に訪問し、学校復帰や社会的自立に向けて支援しました。
- 結婚・妊娠・出産・育児というライフステージの段階に応じて、男女が共に仕事と家庭生活の両立を図ることができるよう情報提供や啓発活動を進めました。

基本方針 2 市民が地域全体で子どもの育ちを応援できるよう支援します

- コミュニティ運営協議会や市民活動団体等と協力して、こどもが自由な発想で遊ぶ場の拡充や人材育成を図り、安心して遊び、暮らし、学ぶことができる居場所づくりに取り組みました。
- 放課後にこどもが地域で学ぶことができるよう、コミュニティ運営協議会や市民活動団体と連携し、学校外での学習体験活動を充実させました。
- こどもの権利について、市民等に分かりやすく周知する取組を進めることで、社会全体でこどもの健やかな成長が保障されるまちづくりを推進しました。
- お互いの歴史、文化などを学び、自分自身の考えを持ち、主張できることに加え、異なる意見や価値観を受け入れる受容力、コミュニケーション力などを育むため国際交流等の機会を提供しました。また、日本語ができないこどもやその保護者に対して必要な支援を行いました。
- こどもがグローバルな考え方やコミュニケーション能力を身につける場として、大学や企業、団体と連携し、「むなかた子ども大学」や国際交流の場を提供し、外国につながる児童への支援を強化しました。
- コミュニティ運営協議会や市民活動団体、事業所、学校、ボランティア、市内2大学が連携して、生涯学習推進事業（ルックルック講座業務）、民生委員児童委員協議会への支援、食育推進事業、ボランティア育成事業、いせきんぐ宗像村っこづくり事業（寺子屋・見守り）等を実施し、地域での教育力の向上、子育て支援の充実を図りました。
- PTA、ボランティア、警察、学校、コミュニティ運営協議会と連携して交通安全対策や防犯活動に取り組み、こどもを犯罪や事故から守り、安全安心なまちづくりを進めました。

基本方針3 子ども関係施設が子どもに生きる力を育めるよう支援します

- 学校教育では、小中一貫教育により生きる力を身に付けたこどもの育成に向けて義務教育9年間で一貫したカリキュラムのもと教育活動を実践しました。また、全学園に学園運営協議会を設置し、保護者や地域住民が学校運営に参画するなど、コミュニティ・スクールの取組を進めました。
- 指導方法の工夫改善に取り組む小中学校に学力向上支援教員を配置して、きめ細かな指導及び個に応じた指導の充実を図りました。
- 地域住民、保護者、大学生など多くのボランティアが教育活動に協力し、こどもたち一人ひとりの課題に応じた支援を行いました。
- 特別な支援を要する児童生徒が適切な教育を受けられるよう特別支援教育支援員の配置等を行い、教育環境を整備しました。
- 保育者等を対象とする研修を実施し、資質及び専門性の向上を図りました。また、保育所・幼稚園・認定こども園・小学校・義務教育学校が連携して、幼児教育と学校教育の円滑な接続に向けた情報共有や参観、スタートカリキュラムの検討を行いました。
- 保育施設等の人材確保を支援し、保護者が安心してこどもを預けられる環境を整えました。
- 小中義務教育学校の児童生徒が、様々な体験を通じて、他者と関わる力や心豊かにたくましく生きる力を養うための教育活動を推進しました。世界遺産学習や食育、読書活動、文化芸術活動など、こどもたちに多様な学びの機会を提供しました。
- 小中義務教育学校にスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの専門員を配置し、学校の教育相談機能を高めました。
- いじめや不登校の解決に向けて、専門家や外部機関と連携して取り組みました。
- 教育サポート室エールで、不登校の児童生徒の学校復帰に向けた支援を行いました。また、令和5年4月に子どもの自立サポートセンターホープを開設し、不登校でひきこもり傾向のある児童生徒の社会的自立に向けた支援を行いました。
- こどもの最善の利益の保障を第一に考えて教え導くことができるよう、市職員を含むこども関係施設の職員に対して、こどもの権利について周知しました。

5 今後の課題

統計データや各種調査結果、ヒアリング結果、第2期子ども・子育て支援事業計画の振り返りなどから、基本方針ごとにこども、子育て家庭に関する課題を整理しました。また、こども施策に関する近年の国の動きやこども大綱等の方針を踏まえて将来に向けての新たな課題を示します。

基本方針1 についての課題

① 教育・保育サービスの充実

- 預かり保育や休日保育、病児保育など、保護者の就労形態や家庭の状況に応じた柔軟な保育サービスの充実が求められています。
- 不定期に利用する保育サービスについて「知らない」「利用方法がわからない」と回答した保護者がいることから、利用しやすいツールを用いて必要な情報を得られるよう、環境を整備する必要があります。
- すぐにでも働く希望がある人が一定数いるため、放課後児童クラブの早急な受皿確保が求められています。

② 家庭の教育力向上のための支援

- 子育て支援センターの利用意向は2割以上あるのに対し、実際の利用者は1割程度となっているため、開室日時の変更等を検討し、より多くの人が利用しやすい環境を整えることが必要です。
- 「子育てやしつけの仕方が分からない」、「こどもをしかりすぎているような気がする」等、子育ての悩みを抱える保護者が一定数います。こどもの成長に伴う関わり方や親の役割等を学べる場を提供するなど、家庭教育支援が必要です。
- 乳幼児期から絵本や読み聞かせを通して、親子で本に親しむ機会をつくり、こどもの豊かな心と言葉を育む環境づくりが必要です。

③ ひとり親家庭等の自立支援

- ひとり親家庭は約500世帯で推移しており、国の推計から当分の間は増加することが予想されています。児童扶養手当等による経済的支援のほか、生活支援、養育支援、就労支援、相談支援体制を強化し各家庭の状況に応じた適切な支援を行うことが必要です。
- 教育・保育施設、学校、地域、行政、関係機関などこどもに関わる人や施設が連携して、養育に課題のある家庭のこどもに対し、生活、学習支援を確実に届けることが求められています。

④ 子育て経費の支援

- 経済的負担や仕事と子育ての両立に関する悩みや不安の割合が高く、医療費助成をはじめ、幅広い支援を求める意見があがっているため、国の動向等も踏まえて、子育て経費の軽減策を検討、充実する必要があります。

⑤ 母子の健康の確保

- 子育てについての相談ができず、サポートを必要とする保護者が一定数います。保健・医療・福祉が連携して妊娠・出産・こどもの成長や発達に関する正しい知識を普及するとともに、様々なニーズに応じて切れ目ない情報提供や相談支援を行うことが求められています。
- 困難を抱える特定妊婦をはじめ、産前産後の支援のための体制強化や取組の充実を図るとともに、養育者のメンタルヘルスに係る取組を推進する必要があります。
- 子育てに関する相談先として、市の窓口を選択する割合が低いことから、子ども家庭センターの周知を図り、認知度を向上するとともに、気軽に相談できる仕組みの構築が求められています。

⑥ 発達支援・相談体制の充実

- 配慮が必要な子どもや保護者を対象に、関係機関等が連携して、こどもの特性に合わせた発達支援・相談支援を継続するとともに、地域社会への参加や教育・保育におけるインクルージョンを推進することが必要です。
- 育児等に関して気軽に相談できる人や場所がなく、悩みや不安を抱えたり、相談支援体制に不満を感じたりしている保護者が一定数います。相談窓口の周知とあわせて、相談から実際の支援につなげるまで、関係機関や庁内の関係部署が連携して取り組むための体制強化が求められています。

⑦ こどもの権利救済・児童虐待防止対策の充実

- 「こどもに手をあげる・怒鳴る・世話をしないことがある」と回答した保護者が一定数います。不安や悩みを抱えている保護者等に対する相談・日常生活の支援や関係機関との調整など支援の強化に取り組むことが必要です。
- こどもが被害を受けている犯罪や暴力が多い環境を深刻だと思ふ人の割合が高くなっています。児童虐待の未然防止、早期発見・対応のため、地域住民が当事者意識を持ち、地域社会で見守る体制づくりに参画するなど、こどもを取り巻くすべての人が関わり、役割を果たすとともに関係機関等の連携体制を強化することが必要です。
- 子育ての負担が大きくなると児童虐待のリスクが高まる恐れがあることから、子育てに関する心配ごとや困りごとについて気軽に相談できる体制の充実と、子育ての負担軽減に向けた支援が必要です。

⑧ ワーク・ライフ・バランスの推進

- 女性の働き方について、「ずっと職業を持ち続ける」という就労継続の希望に対して実際の就労割合が低いなど、理想と現実乖離があることが分かっています。男女が共に仕事と生活の調和を実現するために、固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）から生じるジェンダーギャップの解消に向けて、引き続き情報提供や啓発活動等が必要です。また、男性の子育て参画を促すとともに子育てで仕事を中断した女性の再チャレンジを支援する取組が求められています。

基本方針2についての課題

① こどもの居場所づくり

- こどもから、こども食堂や友人と一緒に勉強・交流をできる場所を求める意見が出ています。コミュニティ・センター、メイトム宗像、図書館などの公共施設やプレーパーク、こども食堂、フリースペース、学習支援の場などが、こどもにとって利用しやすく、くつろげる居場所となるようにニーズに応じた居場所づくりが必要です。
- ひきこもり傾向にある児童生徒は、家以外の安心できる場所を必要としているという意見があります。これらの児童生徒に対して、心身の回復及び社会的自立に向けた支援を行うことが必要です。

② こどもの権利の啓発

- 「こどもの最善の利益の保障」を念頭におき、人権意識の高揚と人権教育の推進を図るとともに、こどもの権利の意識の醸成に向けて、啓発をしていくことが必要です。
- こどもの権利のうち、「意見を表明する権利」の認知度が25%にとどまっています。家庭・学校・地域等の様々な場においてこどもが自由に意見を表明することができる機会をこれまで以上に確保していくことが必要です。

③ グローバル化に対応する支援

- 学校以外での体験活動を通して、多角的な視点を養うことやコミュニケーション能力の向上が期待されています。こどもがグローバルな考え方やコミュニケーション能力を身につけるため、大学や企業、関係団体と連携して、多種多様な体験活動や国際交流などの場の設定が求められています。
- グローバル化が進展していることで、外国につながる（外国籍や帰国子女等）児童生徒の数が急激に増加しています。このような児童生徒が文化や言葉の壁を越えて、日本の学校や生活になじめるよう、受入体制を整える必要があります。

④ 地域で取り組む子育て支援

- 児童虐待をはじめ、いじめや体罰等、こどもの人権を侵害する事象が存在しています。加えて、インターネットやSNS等での誹謗中傷など、新たな人権侵害が起こらないように、こどもの人権問題を含め、市民等一人ひとりへの継続的な人権啓発が必要です。
- 地域の中で子育て家庭を支えることができるように、機運の醸成や人材育成、様々な子育て支援策が必要です。

⑤ 安全・安心なまちづくり

- こどもが被害を受ける犯罪や暴力が多い環境を問題視する割合が高くなっています。こどもの生命を守り、犯罪被害や事故、災害から安全を確保することが、すべてのこどもが健やかに育つ大前提であるという認識を、警察・学校・コミュニティ運営協議会などの関係団体と共有し、協力して防犯・交通安全対策や防災対策を進めることが必要です。
- こどもが、犯罪・事故・災害等から自らと他者を守ることができるよう、体験的な学びをはじめ、こどもや保護者に対してこどもの安全に関する周知啓発を進めることが必要です。
- より質の高い持続可能な医療サービスを提供するため、医師の働き方改革が始まりました。引き続き休日・夜間の診療体制の確保を図るとともに、適切な医療のかかり方を市民に周知啓発する必要があります。

基本方針3についての課題

① 学校教育の充実

- 持続可能な社会の発展を支える人材を育てるため、今まで以上に、児童生徒一人ひとりの成長に着目し、それぞれの力を確実に伸ばす教育が必要です。また、特別な支援を必要とする児童生徒の増加が見込まれることから、教育環境の一層の充実を図る必要があります。
- 自己肯定感の醸成とともに、規範意識や思いやりの心を育てるための道徳教育や情報モラル教育に取り組み、こどもの健全な育成を進める必要があります。
- 食生活の乱れや孤食、肥満、思春期痩せなどこどもの健康に関する問題が存在しています。規則正しい食習慣の実践や共食の推進など、家庭・学校・地域等が連携した食育の取組を推進することが必要です。
- 不登校の児童生徒について、近い境遇の人同士で話すと安心できるという意見があります。不登校児童生徒の居場所をつくり、あわせて社会的な自立と学校復帰に向けた支援を行うことが必要です。

② 幼児教育・保育環境の充実

- 地域や家庭の環境にかかわらず、すべてのこどもが格差なく質の高い学びへ接続できるよう、保育所・幼稚園・認定こども園・小学校・義務教育学校が連携して、幼児教育・保育と小学校教育の円滑な接続に取り組むことが必要です。

③ こどもの体験活動の推進（学校）

- 遊びや体験活動はこどもの健やかな成長の原点です。学びへのつながりや機会の保障の重要性から、年齢や発達に応じて、宿泊体験や文化芸術体験、読書活動など多様な体験を継続して実施していくことが必要です。

④ 発達支援・相談体制の充実

- 悩みを相談できる場所や逃げ場となる場所があればよいという意見がこどもからあがっています。勉強や成績、進路、友達関係で悩んでいるこどもが一定数いることから、学校の教育相談機能を高め、児童生徒が抱える心の問題を改善・解決する取組が必要です。

⑤ こどもの権利啓発

- こどもが自由に意見を表明できる環境整備と気運の醸成に取り組むことが必要です。また、こども関係施設をはじめ、広く社会に対して、こどもの意見を表明する権利について周知啓発することが求められています。
- 小中義務教育学校をはじめ、こども関係施設において、こどもの年齢や発達の程度に応じて、権利について学ぶ機会を設け、こどもが自らの権利について知る取組を推進することが必要です。

次期計画に向けた新たな課題

① 親子愛着形成支援

- こどもの育ちにとって安定したアタッチメント（愛着）は、こどもが自分や社会への基本的な信頼感を得るために不可欠で、安心の土台となるものです。このため、親子の愛着形成を図り、保護者もこどもとともに育っていくよう支援することが必要です。

② 乳児等通園支援

- 心身の状況や置かれた環境に関わらず、ひとしくすべての乳幼児に対して、家庭と異なる環境に触れ、家族以外の多様な人と関わる機会を保障するとともに、保護者等の孤立感・不安感の解消や育児負担の軽減、親としての成長支援を切れ目なく図っていくことが求められています。

③ ヤングケアラーへの支援

- 誰にも相談することなく家族の世話をし、心身や生活面、学習面に影響が出ているこどもがいます。悩みを相談できる場所があればよいという意見は、こどもからも出ています。
- 子ども家庭センターにヤングケアラーに対する支援を専門に行うコーディネーターを配置し、ヤングケアラーに関する周知啓発を強化すること、学校やスクールソーシャルワーカーなど、こどもの関係者から情報提供を受け、相談対応・助言を行うこと、必要に応じて関係機関等と連携して適切な支援につなげることが必要です。

④ 結婚、子育てに関する希望の形成支援

- 結婚の希望はあるものの、経済的な不安や出会いの機会がないなどの理由で、結婚していない若者の割合が高くなっています。国の動向等を勘案しながら、不安の解消や出会いの機会・場の創出などの支援に取り組み、結婚や子育ての希望をかなえることが必要です。

⑤ 若者の就職支援

- 少子化対策として子育て家庭への経済的な支援や若者の就労支援などを期待する割合が高くなっています。若者が安定した生活を送ることができるよう、自立に向けた相談支援やハローワーク等と連携した就労支援、キャリア形成の支援に取り組むことが必要です。



第 3 章

計画の基本的な考え方

1 基本理念

第2章で述べた本市のこども・子育てを取り巻く現状と課題を踏まえ、こども一人ひとりの健やかな成長が等しく保障されるまちの姿を基本理念に掲げます。

これは、第2期子ども・子育て支援事業計画に掲げる基本理念の考え方を引き継ぐもので、宗像市子ども基本条例の理念や国が示すこども大綱の方向性とも合致しています。

【 基 本 理 念 】

こどもの権利が保障され、健やかで
自分らしい育ちが守られる、
こどもにやさしいまち むなかた

2 基本的な視点

「第2期宗像市子ども・子育て支援事業計画」では、すべての施策の推進にあたって必要となる「基本的視点」として4つの視点を掲げています。本計画においても、これらを引き継ぎつつ、国が示す「こども大綱」の「こども施策に関する基本的な方針」を踏まえて、以下のとおり基本的な視点を定めます。

	基本的視点	説明
①	こどもの最善の利益を保障する	宗像市子ども基本条例に規定する4つの権利を保障し、こどもの最善の利益を第一に考える視点です。
②	社会全体でこどもを守り育てる	家庭・地域・学校・行政が連携し、「気づき・見守る」体制を作ること、こどもと保護者の孤立を防ぐ視点です。地域社会全体が、こどもや子育てに対する関心・理解を深める視点です。
③	誰一人取り残さないよう、切れ目なく対応する	こども一人ひとりの成長段階に応じた支援を行うために、産前・産後期から保護者の悩みや不安の軽減を図るとともに、こどもの安心して生きる権利を保障し、妊娠期からのこどもの健やかな成長を、誰一人取り残さないよう切れ目なく支援する視点です。
④	自分らしい育ちを培う	こどもの成長に必要な学びや体験活動を確保することで自己肯定感を育成し、こどもが生まれ育った環境に左右されずに、希望を持って生きる力を育むための視点です。

3 基本方針

基本理念の実現に向けて、以下のとおり4つの基本方針を定めます。

この基本方針に基づき、こどもの健やかな成長と子育てを支える施策を展開します。

基本方針1 こどもの権利保障と自分らしい育ち

こどもを、多様な人格を持った個として尊重し、その権利を保障します。

また、こどもの自己選択・自己決定・自己実現を社会全体で後押しし、こどもの今とこれからにとって最善の利益を図るため、「こどもの目線」を常に意識し、大人中心の考え方を変えて、こどもの気持ちをしっかりと受け止め、一緒に考え、教え導いていけるよう支援します。

基本方針2 社会全体でこどもの健やかな成長が支えられ、安心してこどもを産み育てることができる環境づくり

こどもと保護者の心身の健康づくりを支援するとともに、妊娠前から妊娠・出産・子育て期にいたるまでのそれぞれの時期に対応した切れ目のない支援の充実をめざします。働きながら安心してこどもを育てることができるよう、教育・保育サービスの充実や、多様なニーズに対し柔軟に対応できる子育ての環境づくりを進めます。

また、こどもの健やかな成長のため、様々な体験や他者との交流の場や機会、居場所を設けるとともに、地域の大人がそれぞれの役割を自覚し、こどもと子育て家庭をあたたかく見守ることができるよう支援していきます。

基本方針3 誰一人取り残さない、きめ細かな支援の充実

困難な状況にあるこどもや子育て家庭を誰一人取り残さず、家庭・学校・地域など社会全体で支援するとともに、その特性や支援ニーズに応じて、きめ細かく寄り添った支援を行います。

基本方針4 結婚・子育ての希望の形成支援と子育てに伴う喜びを実感できる環境づくり

次代を担うこども一人ひとりが、結婚や子育てに夢を抱き、その希望がかなえられるよう、若い世代の経済的、社会的自立を促進するとともに、生活基盤の安定が図られるよう支援します。

また、子育て家庭の経済的負担や不安の軽減を図り、喜びをもって子育てができるよう支援します。

4 施策体系

[基本理念]

[基本方針]

[施策カテゴリー]

こどもの権利が保障され、健やかで自分らしい育ちが守られる、
こどもにやさしいまち むなかた

1 こどもの権利保障と自分らしい育ち

(1) こどもの権利の啓発

(2) こどもの権利救済

2 社会全体でこどもの健やかな成長が支えられ、安心してこどもを産み育てることができる環境づくり

(1) 母子の健康の確保

(2) 家庭の教育力向上のための支援

(3) 幼児教育・保育サービスの充実

(4) 学校教育の充実

(5) こどもの体験活動、社会参画の推進

(6) こどもの居場所づくり

(7) 地域で取り組む子育て支援

(8) 安全・安心なまちづくり

3 誰一人取り残さない、きめ細かな支援の充実

(1) ひとり親家庭等の自立支援

(2) 発達支援・発達相談体制の充実

(3) 困難な状況にあるこどもの支援

(4) 不登校、ひきこもり等に対する取組の推進

(5) 児童虐待防止対策の充実

4 結婚・子育ての希望の形成支援と子育てに伴う喜びを実感できる環境づくり

(1) こどもの自立と生活の安定支援

(2) 出会い、結婚、子育ての希望の応援推進

(3) 子育て世帯の経済的負担軽減

(4) 次世代の親の育成

〔 具体的な事業（取組） 〕

子ども基本条例啓発、子ども育成推進事業

子どもの権利救済事業

母子保健事業、子ども等予防接種、妊娠包括支援事業、養育環境改善家事育児支援、子育て短期支援事業、出産・子育て伴走型支援事業、母子保健のデジタル化、こどもの健康・食育応援、親子愛着形成支援

子育て支援センター運営事業、子育て支援、家庭教育学級、こどもの読書推進

教育・保育施設型給付事業、地域子ども・子育て支援事業、幼児教育振興事業、私立幼稚園就園等補助事業、無料職業紹介所、へき地保育所実施事業、乳児等通園支援事業

小中一貫コミュニティ・スクール推進事業、学力向上支援事業、学校支援ボランティア、学校情報化事業、英語教育支援事業、人権教育事務、学校施設管理、学校保健事業、学校給食管理運営業務、特別支援教育推進事業、学校図書館事業

小学生宿泊学習、世界遺産学習推進事業、学校・家庭・地域連携食育推進業務、市民文化芸術活動推進事業、グローバル人材育成事業、二十歳のつどい事業、大学・高校連携まちづくり事業、選挙啓発

子どもの居場所づくり事業、地域学校協働活動推進事業、学童保育所管理運営事業、学童保育所整備事業

生涯学習推進事業（ルックルック講座業務）、人権教育啓発事業、民生委員児童委員事業、食育推進業務、地域の子育て支援人材の育成、市民活動推進事業、人づくりでまちづくり事業、市民スポーツ活動推進事業、体育施設管理運営事業（体育施設管理、学校施設開放事業）、地域青少年育成事業、赤ちゃんの駅、田熊石畑遺跡歴史公園管理運営事業、まちづくり交付金事業

救急医療事業、公共交通整備事業、公園維持管理事業、交通安全施設整備事業、市民安全対策事業、交通安全対策事業、住宅相談事業、学校通学区域に関する事務、公園一般事務事業、消費者啓発業務

児童扶養手当等ひとり親家庭経済支援業務、ひとり親家庭等医療事業、ひとり親家庭自立支援業務、母子生活支援施設等入所事業

障害児通所支援等、療育施設のぞみ園運営事業、発達障害支援事業、発達障害早期発見事業、就学時健康診断事業

生活困窮者自立支援事業、教育相談事業、ヤングケアラー支援、日本語教育支援

適応指導教室運営事業、子ども家庭相談事業（スクールソーシャルワーカー）

子ども家庭相談事業（子ども家庭相談員）、要保護児童対策地域協議会運営業務

定住化推進事業、奨学金返還支援、就労支援

シティプロモーション事業、男女共同参画推進事業、男女共同参画推進センター事業、出会い・結婚・子育て応援

子ども医療事業、児童手当給付事業、就学援助事業、高等学校等奨学金事業、重度障害者医療事業、特別児童扶養手当事業、障害児福祉手当給付等、渡船通学定期券購入費補助

「中学校家庭科」GT派遣事業、乳幼児ふれあい体験

第4章

計画の推進に向けた施策の展開

基本方針1 こどもの権利保障と自分らしい育ち

(1) こどもの権利の啓発

こどもや保護者、市民等に対して、こどもの権利についての周知啓発を行い、正しい理解につなげる取組を進めることで、こどもの最善の利益を第一に考え、こどもの健やかな成長を保障します。

また、社会全体で「子どもにやさしいまちづくり」を進めることができるように、こどもの意見表明や施策への反映に取り組みます。

番号	事業（取組）名	概要	所管課
1	子ども基本条例啓発	こども、保護者、市民等及びこども関係施設に対して、こどもの権利や子ども基本条例の内容を正しく理解してもらうため啓発活動を行う。	子ども育成課
2	子ども育成推進事業	市立学校でこどもの権利に関する授業を実施する。こどもが意見表明する場や機会を確保する。こどもの意見聴取と施策への反映を実践・推進する。	子ども育成課

(2) こどもの権利救済

様々な課題をこどもが自ら解決していく力を身につけるよう相談・支援するとともに、公的第三者機関であるこどもの権利救済委員によるこどもの権利の救済・回復活動を行います。

番号	事業（取組）名	概要	所管課
1	こどもの権利救済事業	宗像市子ども基本条例に定めるこどもの権利の侵害に対する救済・回復を図るため、こどもの権利救済委員及び救済委員を補助するこどもの権利相談員を置く。併せて相談窓口としてむなかたこどもの権利相談室を設置し、こどもと関係者からの相談・救済申立てなどに基づき、必要に応じて助言・調査・調整・要請・勧告などを行う。	子ども支援課

基本方針２ 社会全体でこどもの健やかな成長が支えられ、安心してこどもを産み育てることができる環境づくり

(１) 母子の健康の確保

母子の心身の健康づくりや適切な育児情報の提供により育児不安の軽減を図り、妊娠前から妊娠・出産・子育て期まで切れ目なく、様々な母子保健サービスを提供することで各家庭の状況に応じた継続的・包括的な支援を行います。また、支援が必要な家庭を早期に把握し、必要な支援を行うことで、児童虐待を予防します。さらに、乳幼児と保護者・養育者が安定したアタッチメント（愛着）を形成できるよう、親育ちを支援します。

番号	事業（取組）名	概要	所管課
1	母子保健事業	妊婦健康診査・歯科健康診査事業、乳幼児健診事業、10 か月すくすく相談事業、発達相談小集団保育教室、未熟児養育医療給付事業、要支援者（フォロー者及び未受診者）訪問事業等の事業や母子保健やサービスの機会を活用し、こどもとその家族に対し健康教育・相談を行い、健康の増進を図る。	子ども家庭センター
2	子ども等予防接種	予防接種法に定める定期予防接種及び任意予防接種の助成を行う。	子ども家庭センター
3	妊娠包括支援事業	助産師等による妊婦教室、新生児訪問、産後ケア事業、産前・産後ヘルパー派遣事業等の事業や母子保健サービスを活用し、妊娠期から産後・子育て期まで切れ目のない包括的な支援を行う。	子ども家庭センター
4	養育環境改善家事育児支援	養育支援が特に必要な家庭に対し、養育が適切に行われるよう、家庭訪問により、調理・洗濯・清掃等の家事支援や哺乳・食事・入浴・排泄等の育児支援を行う。	子ども家庭センター
5	子育て短期支援事業	家庭における児童の養育が一時的に困難となった場合及び母子が経済的な理由により緊急一時的に保護を必要とする場合等に、一定期間、児童の養育又は保護を行う。	子ども家庭センター
6	出産・子育て伴走型支援事業	妊娠届出時から妊産婦等に寄り添い、出産・育児の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信等を行うとともに、必要な支援につなぐ伴走型相談支援を行う。相談機関や必要なサービスにつながるよう経済的支援を行う。	子ども家庭センター
7	母子保健のデジタル化	母子健康アプリを活用し、こどもの健康や妊娠・出産・子育ての情報を発信するとともに、予防接種や乳幼児健診のデジタル化をすすめ、妊婦・こどもの健康管理及び子育てを切れ目なく支援する。	子ども家庭センター

番号	事業（取組）名	概要	所管課
8	こどもの健康・食育応援	妊婦やこども、その家族に対し、ライフステージに応じた健康づくりや食育の取組を行い、こどものより良い生活習慣の獲得と健やかな発育を支援する。	子ども家庭センター
9	親子愛着形成支援	こどもと親の愛着形成に関して専門的な助言を行う体制を整備するとともに、教室や講演会等を開催して情報発信等を行う。	子ども家庭センター

（２）家庭の教育力向上のための支援

誰も頼ることができず独りで子育てを行い、不安やストレスに苛まれる保護者が気軽に相談し、こどもの育ちに喜びを感じることができるよう、子育て支援サービスを提供します。また、家庭教育の重要性を学ぶ場・機会をつくり、保護者の教育力を向上する取組を行います。

番号	事業（取組）名	概要	所管課
1	子育て支援センター運営事業	保護者の子育てに対する不安やストレスの軽減を図り育児力を高めるため、子育て支援センターを運営し、交流促進や相談対応、講座の開催などを行う。	子ども育成課
2	子育て支援	保護者が気軽に集い、交流や情報交換ができる子育てサロンの運営を支援する。	子ども育成課
3	家庭教育学級	こどもが基本的な生活習慣や社会性を身に付ける基盤である家庭教育の重要性を学ぶため、市内保育所・幼稚園・認定こども園・市立学校 PTA、コミュニティ運営協議会（子育てサロンを含む）などの教育・保育施設や子育て支援団体による家庭教育学級の開設を啓発・支援し、家庭・地域の教育力向上を図る。	地域教育連携室
4	こどもの読書推進	こどもが日常生活の中で自ら読書に親しめるように読書環境を整備するとともに、発達段階に応じて多様な読書の機会を得られるようにこどもと本をつなぐ取組を推進する。	図書課

(3) 幼児教育・保育サービスの充実

幼児教育・保育の充実のため、需要に対する定員や保育士等の確保を通じ、量的な充足を図っていくとともに、質の確保と向上に取り組めます。また、小学校・義務教育学校との連携を進め、円滑な接続を行います。さらに、保育定員の見直しや保育施設の連携等、さまざまな方法を検討し、将来的な人口減少局面も見据えたサービスの確保を図ります。

番号	事業（取組）名	概要	所管課
1	教育・保育施設型給付事業	特定教育・保育ニーズに対応する受け皿の確保や保育士の資質向上、障がい児の保育環境の充実、保育所等の健全運営の支援により、質の高い保育サービスの提供を行う。	子ども育成課
2	地域子ども・子育て支援事業	延長保育、一時預かり、病児・病後児保育、利用者支援事業など多様なニーズに対応した保育サービスを提供し、子育ての負担軽減や仕事と子育ての両立支援を行う。	子ども育成課
3	幼児教育振興事業	保育士・幼稚園教諭の資質及び専門性の向上、幼児教育と小学校教育の連携・接続強化、家庭の教育力向上、配慮が必要な子どもへの支援体制充実のため、研修の実施と協力体制の充実を図る。	子ども育成課
4	私立幼稚園就園等補助事業	地島に居住する児童に対し幼児教育の機会を確保するため、私立幼稚園の運営補助を行う。障がい・発達障がいを持つ児童を受け入れる幼稚園へ加配職員の人件費補助を行う。	子ども育成課
5	無料職業紹介所	保育士や教員等の就職希望者と、求人募集する保育所や幼稚園、認定こども園、学童保育所との調整を行い、就職につなげるため、無料職業紹介所を実施する。	子ども育成課
6	へき地保育所実施事業	大島に居住する児童が、教育・保育サービスを受けることができるよう、へき地保育所を運営する。	子ども育成課
7	乳児等通園支援事業	すべてのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するため、保育所等において就労要件を問わず、月一定の利用可能時間の中で未就園児（6ヶ月～2歳）の預かりを行う。	子ども育成課

(4) 学校教育の充実

社会環境の変化に合わせた適切な学校運営を行い、こどもが個性豊かに生きる力を伸長することができるよう、充実した教育環境を整備します。

また、学習意欲の向上と基礎・基本の学力の定着を目指し、児童生徒一人ひとりの状況に合わせた細かな指導や学校、保護者、地域がより一体となった教育を推進します。

番号	事業（取組）名	概要	所管課
1	小中一貫コミュニティ・スクール推進事業	学園ごとに共通の目標を設定し、その実現のために地域と連携・協働したカリキュラムを義務教育9か年で一貫して実践することで、小中一貫教育の更なる充実とコミュニティ・スクールを推進する。学園コーディネーターの配置により、学園運営協議会を円滑かつ効果的に実施し、こどもの資質・能力を育成する。	地域教育連携室
2	学力向上支援事業	「確かな学力」の育成や特別な支援を要する児童生徒への指導のため、指導方法の工夫改善に取り組む小中学校に対して学力向上支援教員を配置して、きめ細かな指導及び個に応じた指導の充実を図る。	教育総務課
3	学校支援ボランティア	小・中・義務教育学校の地域住民・保護者・市内近隣の大学との連携を図り、学校支援ボランティアとして協力を得ることができる人材を発掘、活用することで地域の教育力を活かし、教育活動のさらなる充実を図る。	地域教育連携室
4	学校情報化事業	小・中・義務教育学校の教職員及び児童生徒が、パソコン等のICT機器を活用できるよう授業支援や機器の保守管理・更新を行う。	教育総務課
5	英語教育支援事業	小・中・義務教育学校の外国語活動及び外国語科において、各学年の発達段階に応じて、「イングリッシュ・キャンプ」等の、外国人講師と少人数で「話す」に特化した活動を取り入れ、「聞く・話す・読む・書く」の4技能をバランスよく身に付けたこどもの育成を図る。	地域教育連携室
6	人権教育事務	人権・同和教育の研究と推進を図るため、教職員を対象とした研修会、実践交流会等を開催する。また、様々な人権問題を解消するために、県等が開催する研修会等への参加を支援する。	教育総務課
7	学校施設管理	安全で安心な学びの場として充実した環境を整備する。	安全安心な学校づくり課

番号	事業（取組）名	概要	所管課
8	学校保健事業	児童生徒が安全で健康な学校生活を送ることができるよう、小・中・義務教育学校に学校医・学校歯科医・学校薬剤師を配置し、健康診断を行う。 児童生徒の学校活動中による怪我・疾病に対して日本スポーツ振興センターの保険を適用することで治療費などに関する保護者の経済的負担を軽減する。	教育総務課
9	学校給食管理運営業務	児童生徒の心身の健全な発達のために、安全で栄養バランスのとれた学校給食を提供し、日常生活における正しい食事のあり方と望ましい食習慣の形成、食文化の理解を深める。生産者・家庭・地域と協働し、地産地消を通じた学校での食育に取り組む。	安全安心な学校づくり課
10	特別支援教育推進事業	特別な支援を必要とする児童生徒が必要な支援を受けられるよう、就学相談を実施し、教育支援委員会での適切な学びの場の判断を基に、本人及び保護者との合意形成を図り、就学先を総合的に判断・決定する。特別支援教育指導員が学校を訪問して教員への指導助言を行い、教員の指導力の向上を図る。特別支援教育支援員等を配置し、児童生徒に適切な支援を行う。	教育支援室
11	学校図書館事業	児童生徒が紙の本や電子書籍などを活用した多様な読書活動や学習活動に取り組めるように学校司書を配置し、学校図書館の機能強化を推進するとともに、児童生徒が主体となる読書推進活動や学習活動を支援する。	図書課

(5) こどもの体験活動、社会参画の推進

こどもに歴史や文化芸術などの様々な体験ができる場と機会を提供し、多くのことに興味・関心をもって成長する環境を整えます。

また、こどもに社会参加の機会や情報を提供することで、自らの人生を主体的に送ることができるよう支援します。

番号	事業（取組）名	概要	所管課
1	小学校宿泊学習	集団宿泊活動を通じて、小・義務教育学校児童の自主性や規範意識を育むとともに、同一学園内の学校間交流または異学年児童で行う共同学習等により小中一貫教育の推進や学力向上を図る。	地域教育連携室
2	世界遺産学習推進事業	世界遺産学習の副読本を活用し、世界遺産を核としたふるさと学習を行う。児童が世界遺産をはじめとする歴史文化について学習する際のバス代を助成する。	地域教育連携室
3	学校・家庭・地域連携食育推進業務	児童生徒が、生涯にわたり健康的で豊かな生活を送ることができるようになることを目指し、食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身につけさせる。学校・家庭・地域が連携し、体験型の食育を推進することで、食についての関心を深め、こどもの郷土愛を育む。	安全安心な学校づくり課
4	市民文化芸術活動推進事業	こどもたちが文化芸術を鑑賞・体験する環境を宗像ユリックスを中心に創出する。そのきっかけ作りとして保育所・幼稚園・小学校・中学校等の身近な場所でのアウトリーチ事業を実施する。また、宗像市文化協会が実施する伝統文化出前授業をサポートする。 文化芸術の将来の担い手を育成するため、吹奏楽祭やこども芸術祭等の、発表の場を創出する。	文化スポーツ課
5	グローバル人材育成事業	グローバル人材に求められる柔軟な考え方や幅広い知識をこどもが身につけることができるように、大学、民間企業、市民活動団体、学校等と連携し、「むなかた子ども大学」等の多種多様な事業を推進する。	地域教育連携室
6	二十歳のつどい事業	市内在住及び転出者である二十歳になる若者を対象に、「大人になったことを自覚し、自ら生き抜こうとする青年を祝い励ます」という趣旨のもと、大人としての自覚、社会人としての責任を養ってもらうため式典を開催する。	文化スポーツ課
7	大学・高校連携まちづくり事業	大学生や高校生に市の課題やまちづくりについて学び、考える場を提供し、自身のアイデアで社会課題の解決に取り組むことで、社会と関わる意識を醸成する。	経営企画課
8	選挙啓発	こどもたちが身近な問題から社会問題までを自分の問題として考え、社会との関わり方について選挙を通して学ぶため出前授業や各種啓発を行う。	選挙管理委員会

(6) こどもの居場所づくり

コミュニティ運営協議会や市民活動団体等と協力して、こどもが安心して遊び、暮らし、学ぶことができ、自分が自分らしくいられるこどもの居場所づくりを推進します。また、放課後の安全で安心な生活及び遊びの場となる学童保育所の管理運営を行います。

番号	事業（取組）名	概要	所管課
1	こどもの居場所づくり事業	こどもが自由な発想で遊ぶ「プレーパーク」の運営及び中高生を対象とした居場所づくりを行うとともに居場所づくりを支える人材の育成を図る。	子ども育成課
2	地域学校協働活動推進事業	各地区コミュニティ運営協議会が中心となり、すべての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験活動を行うことができるよう、地域学校協働活動推進員を育成する。地域学校協働本部を設置し、円滑な運営を支援する。	地域教育連携室
3	学童保育所管理運営事業	こどもの放課後の安全で安心な生活及び遊びの場となるよう学童保育所を運営する。利用料の減免制度を運用し保護者の経済的負担軽減を図る。	子ども育成課
4	学童保育所整備事業	利用希望に応じて学童保育所の施設整備を行う。	子ども育成課

(7) 地域で取り組む子育て支援

こどもが様々なことを体験し、学ぶ場である地域が、保護者の子育てに関わり、応援できるように、地域の教育力を向上し、こどもの成長を支援する取組を推進します。

番号	事業（取組）名	概要	所管課
1	生涯学習推進事業 （ルックルック講座業務）	市民が学び、また学びを活かしながら、やりがい・生きがいを持って活動できるよう市内2大学の教授をはじめ、市民活動団体、企業、市職員などが講師となり、様々な分野の講座を設け、市民が行う研修会や学習会などに講師を派遣するルックルック講座を実施する。	地域教育連携室
2	人権教育啓発事業	多様な考え方や生き方が尊重される共生のまちとなるよう、地域・学校・職場・家庭などにおいて、人権研修の場を設けるとともに研修内容の質を高めるため、実態に応じた研修を提供し、人権教育・啓発活動の充実を図る。	人権対策課
3	民生委員児童委員事業	育児不安の解消や孤立防止のための訪問・見守り、支援が必要な人を福祉制度につなぐ等、地域福祉の増進に寄与する民生委員・児童委員活動の支援を行う。	福祉政策課
4	食育推進業務	市民が食を通して心身の健康づくりを行うことができるように、特に地域で活動している食生活改善推進会と協働して、食生活に関する正しい知識、郷土料理及び地産地消の普及等の食育を推進し、一人ひとりの取組につなげる。	健康課
5	地域の子育て支援人材の育成	こどもの放課後や体験活動を支援する人材や、地域の子育てサロンなどで子育て支援に関わる人材等を育成する。	子ども育成課
6	市民活動推進事業	市民等がノウハウ等を発揮し、活発に市民活動・ボランティア活動が行えるよう活動環境の整備、各種情報発信等の支援を行う。市内をはじめとした大学等と連携を行い、若年層の地域参画の拡大と地域社会の活性化を図る。	コミュニティ協働推進課
7	人づくりでまちづくり事業	市民活動団体が実施する事業に係る経費を補助することで、市民活動の活性化及び協働のまちづくりを推進する。	コミュニティ協働推進課

番号	事業（取組）名	概要	所管課
8	市民スポーツ活動推進事業	こどもが発達段階に応じてスポーツに親しむことができるよう、体験教室やスポーツ教室の設置を行い、トップスポーツ選手との交流事業を行う。	文化 スポーツ課
9	体育施設管理運営事業 （体育施設管理、学校施設開放事業）	既存の体育施設について適切な修繕を実施し、利用者の安全確保を図る。施設の管理運営については、効果的な実施と経費の削減を図る。小中学校運動場・体育館を開放し、地域のスポーツ・レクリエーション活動の場としての活用を図る。	文化 スポーツ課
10	地域青少年育成事業	PTA・こども会・青少年指導員など地域の活動を支援する。こどもの安全安心セミナーや立入調査など青少年の健全育成に関する業務を行う。	地域教育 連携室
11	赤ちゃんの駅	乳幼児の保護者が安心して外出できるよう、市内の事業所等に対し赤ちゃんの駅の登録を促すとともに、赤ちゃんの駅の認知度が上がるよう保護者への周知を図る。	子ども育成課
12	田熊石畑遺跡歴史公園管理運営事業	こどもの見守りや遺跡を活かした体験学習を開催することで、地域のこどもが宗像の歴史や文化に関心や誇りを持つ基礎づくりを行う。	世界遺産課
13	まちづくり交付金事業	12 地区のコミュニティ運営協議会に対してまちづくりの支援を行い、各地区がコミュニティ・センターを拠点として実施している子育てサロンなどの活動を推進する。	コミュニティ 協働推進課

(8) 安全・安心なまちづくり

こどもを犯罪や事故から守るため、警察、学校、コミュニティ運営協議会などの関係団体と協力して、危険個所の改善や安全啓発など総合的な対策を行います。

番号	事業（取組）名	概要	所管課
1	救急医療事業	医療・救急にかかる関係機関と協働し、休日や夜間、小児の医療体制を確保する。	健康課
2	公共交通整備事業	あらゆる市民が、公共交通機関を利用して、駅・官公庁施設・病院などを快適に移動できるよう、コミュニティ運営協議会や交通事業者と協働し、ふれあいバスやコミュニティバス等の利便性の向上を図る。	地域公共交通政策室
3	公園維持管理事業	公園利用者が安全に安心して公園が利用できるよう、遊具等点検を実施し、適正な維持管理を行う。	維持管理課
4	交通安全施設整備事業	道路利用者が安全に安心して道路を通行できるよう、段差の解消、通学路の安全確保等、適正な維持管理を行う。	維持管理課
5	市民安全対策事業	犯罪が減少し、安全に安心して暮らせるまちになることを目指し、防犯事業を行う。	危機管理課
6	交通安全対策事業	地域や市民活動団体と協働し、地域の安全性を高めるための防犯活動や交通安全活動に取り組む。春・秋の交通安全早朝指導、広報紙の発行や宗像警察署及び宗像地区交通安全協会と連携した、交通安全啓発活動、危険性のある道路環境の改善のため道路管理者や宗像警察署への要望を行う。	危機管理課
7	住宅相談事業	市内在住または宗像市への転入を検討している人が、住宅に関する不安や悩みを速やかに解消できるよう、住宅相談窓口を開設する。	建築課
8	学校通学区域に関する事務	児童生徒が安心して学校に通うことができるよう、学校、保護者、地域、道路管理者、警察等と連携し、通学路の安全確保を図る。	教育総務課
9	公園一般事務事業	都市公園の配置や機能の集約・再編に係る検討を行うとともに、公民連携による効率的かつ効果的な管理運営手法の検討を行い、こどもや子育て世代が利用しやすい公園環境を形成する。	施設整備課
10	消費者啓発業務	消費生活トラブルを未然に防止するとともに、各年代に応じた消費者教育を支援する。	消費生活センター

基本方針3 誰一人取り残さない、きめ細かな支援の充実

(1) ひとり親家庭等の自立支援

ひとり親家庭は子育てや生活等で様々な困難を抱えているため、相談や経済的支援、自立支援など、それぞれの家庭の状況に応じた支援に取り組めます。

番号	事業（取組）名	概要	所管課
1	児童扶養手当等ひとり親家庭経済支援業務	18歳（児童に一定の障害がある場合は20歳まで）の誕生日の年度末までの児童を扶養するひとり親家庭等に対して、児童扶養手当を支給し、生活の安定と自立の促進を図る。	子ども家庭センター
2	ひとり親家庭等医療事業	医療費の一部助成により、ひとり親家庭等の福祉の増進を図る。	子ども家庭センター
3	ひとり親家庭自立支援業務	ひとり親家庭の父または母の就業に向けた能力開発支援や修学又は疾病等により一時的に日常生活に支障が生じているひとり親家庭等への家庭生活支援員派遣、ひとり親家庭等の生活の安定を図るため、県の母子・父子・寡婦福祉資金貸付の受付、進達を行う。	子ども家庭センター
4	母子生活支援施設等入所事業	生活上のさまざまな問題のためこどもの養育が十分にできない母子を、母子生活支援施設に入所させて生活を支援する。 経済的理由により入院助産を受けることができない妊産婦を助産施設に入所させ助産を受けられるように支援する。	子ども家庭センター

(2) 発達支援・発達相談体制の充実

発達に支援が必要な子どもや障がいのある子どもが、地域で安心して生活でき、将来にわたって社会的に自立した生活を送ることができるよう、保育、教育、福祉、医療が連携した発達支援・発達相談体制の充実を図ります。

番号	事業（取組）名	概要	所管課
1	障害児通所支援等	障がいのある子どもが、その有する能力及び適性に応じて、発達を保障され、安心して日常生活が送れるように児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、居宅介護、短期入所、日中一時支援、移動支援等の支援を行う。	福祉政策課
2	療育施設のぞみ園運営事業	発達に支援が必要な未就学児の療育と保護者の育児支援を行う。	子ども支援課
3	発達障害支援事業	乳幼児から小・中・義務教育学校までのこどもの成長・発達や育児の悩み、友だちとの関係や学習の苦手さなどに関する相談に対応し、保育施設や小・中・義務教育学校、医療機関等関係機関と連携した発達の支援を行う。 市民の発達障がいに関する理解の向上につなげるため、研修会や講演会を開催する。	子ども支援課
4	発達障害早期発見事業	発達に支援が必要な子どもを早期療育や適切な支援につなぐため、5歳児を対象に健康診査を実施する。	子ども支援課
5	就学時健康診断事業	就学予定者に対して、学校医及び学校歯科医による健康診断を行い、必要に応じて入学前の治療を促すとともに、希望する保護者に対して個別の相談を行うことで、就学に関する不安の解消を図る。	教育総務課

(3) 困難な状況にあるこどもの支援

困難な状況にあるこどもや家庭を誰一人取り残さず、その特性や支援ニーズに応じてきめ細かい支援を行います。

番号	事業（取組）名	概要	所管課
1	生活困窮者自立支援事業	自立相談支援事業として生活困窮者を対象に広く相談を受け、それぞれに応じた自立支援プランを立て、家計改善支援事業等の法定事業や他法他施策へのつなぎ等により課題解決し、自立した生活を送れるよう支援する。	生活支援課
2	教育相談事業	小・中・義務教育学校にスクールカウンセラーなどの心の専門家を派遣し、児童生徒の抱える心の問題を改善・解決し、不登校やいじめなどの生徒指導上の諸問題の解決につなげる。教育委員会に教育相談員を配置し、保護者・地域から寄せられる相談などに対応し、諸問題の迅速な解決につなげる。	教育支援室
3	ヤングケアラー支援	ヤングケアラーコーディネーターを子ども家庭センターに配置して関係機関の連携を推進し、ヤングケアラーを早期に把握し支援につなげるための取組を行う。	子ども家庭センター
4	日本語教育支援	日本語指導が必要な児童生徒（外国人や帰国子女等）を対象とした日本語教育の充実及び学校や地域の受入れ体制の整備に向けて、国際理解教育の推進を図る。	教育支援室

(4) 不登校、ひきこもり等に対する取組の推進

不登校のこどもが抱える問題解決に向けて、外部機関等と連携した取組を推進します。

また、ひきこもりなどの困難を抱えるこどもが安心して過ごすことのできる居場所の充実を図ります。

番号	事業（取組）名	概要	所管課
1	適応指導教室運営事業	エールにおいて、不登校児童生徒の学校復帰を目指した支援を行う。ホープにおいて、ひきこもり傾向にある児童生徒の心身の回復や社会的自立を目指す取組、保護者への相談支援を行う。 特にひきこもり傾向の児童生徒及びその保護者を対象に家庭訪問を行い、通所につなげる。必要に応じてホープへの送迎支援を行う。	子ども支援課
2	子ども家庭相談事業（スクールソーシャルワーカー）	小学校、中学校及び義務教育学校等と連携し、児童生徒が抱えているいじめ、不登校、非行及び家庭環境の問題に対応する。	子ども家庭センター

(5) 児童虐待防止対策の充実

要保護・要支援児童とその家族に対する支援、見守り、また虐待の発生予防や早期発見、早期対応を、関係機関と連携して行います。

番号	事業（取組）名	概要	所管課
1	子ども家庭相談事業 （子ども家庭相談員）	家庭児童福祉に関する専門的技術を必要とする相談支援業務を行う。	子ども家庭センター
2	要保護児童対策地域協議会運営業務	要保護児童の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図るため、関係機関等で構成された要保護児童対策地域協議会を運営し、情報の交換や支援内容の協議を行う。	子ども家庭センター

基本方針4 結婚・子育ての希望の形成支援と子育てに伴う喜びを実感できる環境づくり

(1) こどもの自立と生活の安定支援

一人ひとりの状況に応じて、就労に向けた支援や生活の基盤の安定への支援を行い、若者の経済的自立を図ります。

番号	事業（取組）名	概要	所管課
1	定住化推進事業	子育て環境や教育環境、自然環境、安全安心な生活環境等、宗像市の居住環境の良さを広くPRし、若年・生産年齢人口の増加を図る。市内の中古住宅の購入者等に補助金を交付し、子育て世帯の生活の安定支援を行う。	経営企画課
2	奨学金返還支援	大学卒業後、市内に住み就職する人に奨学金返還に係る費用を補助し、生活の安定支援を行う。	経営企画課
3	就労支援	就労に関するお悩みの相談窓口を設置し、高校・大学卒業後、就職に悩む人から高齢者まで幅広く就労支援を行う。	経営企画課

(2) 出会い、結婚、子育ての希望の応援推進

若者を対象として、出会いの機会・場を創出するとともに、結婚や結婚後の生活を描くことができるように、情報提供・情報発信、啓発活動を行い、結婚や子育ての希望がかなう環境づくりに取り組みます。

番号	事業（取組）名	概要	所管課
1	シティプロモーション事業	様々な媒体を活用して広く市をPRしたり、市のプロモーションにつながる事業を実施したりすることで、市のイメージや認知度、好感度の向上につなげる。都市ブランドサイトや子育て・教育サイトを活用するなど、市内外の子育て世代へのプロモーションや情報提供を強化する。	秘書政策課
2	男女共同参画推進事業	男性も女性もいきいきと働くことができ、家族との充実した時間や地域活動への参加の時間が持てるなど健康で豊かな生活が送れるよう、仕事と生活の調和の実現を目指す。固定的性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）から生じるジェンダーギャップの解消を図り、家庭で男女が家事や子育てをともに担うことの大切さを啓発する。	男女共同参画推進課
3	男女共同参画推進センター事業	親子で参加しやすい講座を企画し、夫婦ともに子育てをするきっかけ作りや意識啓発を図る。特に、男性の子育て参画を促し、子育て力向上を支援する。子育てで一旦仕事を中断した女性の再チャレンジを支援するための情報提供や就労支援を目的とした資格取得講座や起業支援講座の充実を図る。	男女共同参画推進課
4	出会い・結婚・子育て応援	出会いサポートセンターJUNOALLでの婚活サポートに加え、出会いの場を提供するイベント等を実施し、若者の出会い・婚活を支援する。 こどもをもちたいと考える世帯の子育ての希望を応援し、支援する。	経営企画課 子ども家庭センター

(3) 子育て世帯の経済的負担軽減

次代を担うすべてのこどもの育ちを支えるため、子育て家庭の経済的支援の充実を図ります。切れ目のない支援を着実に実施することで、保護者が安心して子育てができ、こどもたちが自己実現できる環境を整えます。

番号	事業（取組）名	概要	所管課
1	子ども医療事業	医療費の一部を助成することで、疾病の早期発見と治療を促進し、こどもの健康の向上と福祉の増進、保護者の経済的負担軽減を図る。	子ども家庭センター
2	児童手当給付事業	高校生年代（18歳到達後最初の3月31日）までの児童を養育する者に対し、児童手当を支給し、家庭生活の安定とこどもの健全な育成を支援する。	子ども家庭センター
3	就学援助事業	小学校・中学校・義務教育学校に就学する児童生徒に必要な学用品費・給食費等を、経済的な理由で負担することが困難な保護者に就学費用を援助する。	教育支援室
4	高等学校等奨学金事業	高等学校又は高等専門学校に在学する生徒で、経済的理由により修学困難な生徒の保護者に奨学金を支給する。	教育支援室
5	重度障害者医療事業	医療費の一部を助成することにより、重度の障がいがある人の福祉の増進を図る。	子ども家庭センター
6	特別児童扶養手当事業	障がい児の福祉の増進を図るため特別児童扶養手当の申請受付、同手当を支給する県への進達事務を行う。	子ども家庭センター
7	障害児福祉手当給付等	日常生活において常時特別の介護を必要とする20歳未満の在宅の重度障がい児に障害児福祉手当を支給する。20歳未満の重度障がい児に重度障害者年金を支給する。心身障害者扶養共済制度の加入者で、掛金の納付が困難な人に対して掛金を助成する。	福祉政策課
8	渡船通学定期券購入費補助	地島又は大島に居住している中学生・高校生・大学生の保護者に対し、渡船を利用して通学する際の通学定期券購入費用を補助する。	教育支援室

(4) 次世代の親の育成

教育機関や地域において、乳幼児の育ちや子育てについて学び、乳幼児とふれあう体験・機会を設け、こどもや若者にとって、こどもを生み育てることや家族を持つことを自らのライフデザインとして描けるよう支援します。

番号	事業（取組）名	概要	所管課
1	「中学校家庭科」GT 派遣事業	中学校家庭科の「家族・家庭と地域」の学習の際に、助産師や保健師等をゲストティーチャーとして派遣することで、子育てについて学ぶ機会を提供する。	子ども家庭センター
2	乳幼児ふれあい体験	地域の子育て支援団体等と連携して乳幼児と小中学生がふれあい、家庭や周りの人々の子育てへの思いにふれ、自分の成長を振り返る場を提供する。	子ども育成課

第5章

子ども・子育て支援事業の量の見込みに対する確保方策

「子ども・子育て支援法」第61条の規定に基づく、市町村子ども・子育て支援事業計画では、計画期間における教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業について、量の見込みとそれに対する確保方策を定めることとなっています。

本章では、本市における教育・保育提供区域の考え方、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策の内容、及び、教育・保育の一体的提供と体制の確保について記載しています。

1 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法の規定に基づき、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を提供するにあたり、教育・保育提供区域（以下「区域」という。）を設定します。

本計画においては、区域を広く設定することで、需給調整の柔軟性を高め、安定した教育・保育の提供が可能となることから、市全域を1つの区域とします。

2 教育・保育の量の見込みと確保方策

計画期間における「幼児期の学校教育・保育の量の見込み（必要利用希望総数）」を定めます。市に居住することにもついて、「現在の幼稚園・保育所・認定こども園・認可外保育施設等の利用状況」に、「利用希望」を踏まえて以下の区分で設定します。

3～5歳 幼児期の学校教育を受けるこども

（第19条第1項第1号に該当：教育標準時間認定）

3～5歳 保育の必要性のあるこども

（第19条第1項第2号に該当：満3歳以上・保育認定）

0～2歳 保育の必要性のあるこども

（第19条第1項第3号に該当：満3歳未満・保育認定）

○量の見込みの算出方法

児童数については、「住民基本台帳」の人口をもとに、令和2年度から令和6年度までの5年間平均の人口（コーホート変化率法）を適用し推計しました。なお、教育・保育の量の見込みにあたっては、アンケート結果から算出されたニーズや過去の利用実績をもとに算出しました。

○量の見込みと確保方策

令和7年度から令和11年度までの5年間における区分ごとの教育・保育の量の見込みと実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容を次に示します。

単位：人

		令和 7 (2025)年度					
		1 号	2 号		3 号		
			幼児期の学校 教育の利用希 望が強い	左記 以外	0 歳児	1 ・ 2 歳児	合計
量の見込み (a)		914	1, 538		109	714	3, 275
			205	1, 333			
確保 の方策 (b)	特定教育・保育施設 (認定こども園・幼稚園)	1, 340					1, 340
	特定教育・保育施設 (認定こども園・保育所)	0	1, 226		199	753	2, 178
	確認を受けない幼稚園	90					90
	幼稚園及び預かり保育 (長時間・通年)	0	220				220
	一時預かり事業 (幼稚園型Ⅱ)					0	0
	長時間預かり保育運営費 支援事業				0	0	0
	届出保育施設		0		0	0	0
	企業主導型保育施設の地 域枠		0		0	0	0
	特定地域型保育				0	0	0
【過不足量】(b)－(a)		516	-92		90	39	

単位：人

		令和8(2026)年度					
		1号	2号		3号		
			幼児期の学校教育の利用希望が強い	左記以外	0歳児	1・2歳児	合計
量の見込み(a)		862	1,452		108	736	3,158
			194	1,258			
確保の方策(b)	特定教育・保育施設 (認定こども園・幼稚園)	1,340					1,340
	特定教育・保育施設 (認定こども園・保育所)	0	1,226		199	753	2,178
	確認を受けない幼稚園	90					90
	幼稚園及び預かり保育 (長時間・通年)	0	220				220
	一時預かり事業 (幼稚園型Ⅱ)					0	0
	長時間預かり保育運営費 支援事業				0	0	0
	届出保育施設		0		0	0	0
	企業主導型保育施設の地 域枠		0		0	0	0
	特定地域型保育				0	0	0
【過不足量】(b)－(a)		568	-6		91	17	

単位：人

		令和9(2027)年度					
		1号	2号		3号		
			幼児期の学校教育の利用希望が強い	左記以外	0歳児	1・2歳児	合計
量の見込み(a)		810	1,364		107	749	3,030
			182	1,182			
確保の方策(b)	特定教育・保育施設 (認定こども園・幼稚園)	1,340					1,340
	特定教育・保育施設 (認定こども園・保育所)	0	1,226		199	753	2,178
	確認を受けない幼稚園	90					90
	幼稚園及び預かり保育 (長時間・通年)	0	220				220
	一時預かり事業 (幼稚園型Ⅱ)					0	0
	長時間預かり保育運営費 支援事業				0	0	0
	届出保育施設				0	0	0
	企業主導型保育施設の地 域枠		0		0	0	0
	特定地域型保育				0	0	0
【過不足量】(b)－(a)		620	82		92	4	

単位：人

		令和 10(2028)年度					
		1 号	2 号		3 号		
			幼児期の学校 教育の利用希 望が強い	左記 以外	0 歳児	1・2 歳児	合計
量の見込み (a)		785	1, 322		107	743	2, 957
			176	1, 146			
確 保 の 方 策 (b)	特定教育・保育施設 (認定こども園・幼稚園)	1, 340					1, 340
	特定教育・保育施設 (認定こども園・保育所)	0	1, 226		199	753	2, 178
	確認を受けない幼稚園	90					90
	幼稚園及び預かり保育 (長時間・通年)	0	220				220
	一時預かり事業 (幼稚園型Ⅱ)					0	0
	長時間預かり保育運営費 支援事業				0	0	0
	届出保育施設		0		0	0	0
	企業主導型保育施設の地 域枠		0		0	0	0
	特定地域型保育				0	0	0
【過不足量】(b)－(a)		645	124		92	10	

単位：人

		令和 11(2029)年度					
		1 号	2 号		3 号		
			幼児期の学校 教育の利用希 望が強い	左記 以外	0 歳児	1・2 歳児	合計
量の見込み (a)		797	1,342		106	738	2,983
			179	1,163			
確 保 の 方 策 (b)	特定教育・保育施設 (認定こども園・幼稚園)	1,340					1,340
	特定教育・保育施設 (認定こども園・保育所)	0	1,226		199	753	2,178
	確認を受けない幼稚園	90					90
	幼稚園及び預かり保育 (長時間・通年)	0	220				220
	一時預かり事業 (幼稚園型Ⅱ)					0	0
	長時間預かり保育運営費 支援事業				0	0	0
	届出保育施設		0		0	0	0
	企業主導型保育施設の地 域枠		0		0	0	0
	特定地域型保育				0	0	0
【過不足量】(b)－(a)		633	104		93	15	

3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

教育・保育の量の見込みと同様に、児童数の推計や国が示した算出方法等に基づいて算出した、各事業の量の見込みと確保方策の内容を次に示します。

(1) 利用者支援事業

事業概要		こども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業などの情報提供及び必要に応じて相談・助言などを行うとともに、関係機関との連絡調整などを実施する事業					
市の現状		市の窓口利用者支援専門員（保育コンシェルジュ）を配置している。子ども家庭センターが妊産婦や乳幼児の健康保持に関する包括的な支援から個々の家庭に応じた支援まで切れ目なく対応している。					
確保方策の内容		既存の事業を利用することで確保できる。					
		単位	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
量の見込み	基本型	か所	1	1	1	1	1
	地域子育て相談機関（※）	か所	1	1	1	1	1
	特定型	か所	1	1	1	1	1
	こども家庭センター型	か所	1	1	1	1	1
確保方策	基本型	か所	1	1	1	1	1
	地域子育て相談機関（※）	か所	1	1	1	1	1
	特定型	か所	1	1	1	1	1
	こども家庭センター型	か所	1	1	1	1	1

※利用者支援事業（基本型）の財政支援を受けていない地域子育て相談機関も含む

(2) 時間外保育事業

事業概要		保育認定を受けたこどもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所などで保育を実施する事業				
市の現状		保育所全園で、18時までの通常の保育時間以降に1時間又は2時間延長して預かる事業を実施している。保育所2園で日曜、祝日において休日保育を実施している。				
確保方策の内容		既存の事業を利用することで確保できる。				
		単位	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年
量の見込み	人		403	402	400	401
確保方策	人		2,178	2,178	2,178	2,178

(3) 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

事業概要	児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応に資することを目的として、子どもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）の機能強化を図る事業
市の現状	相談員の資質向上のため関連する研修の受講を進めるとともに、関係機関との連携強化を目的とした研修会などを開催している。また、地域住民へ取組に関する周知を図っている。
確保方策の内容	既存の事業を利用することで確保できる。

(4) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

事業概要	低所得で生計が困難である者等のこどもが特定教育・保育等または特定子ども・子育て支援を受けた場合において、保護者が支払うべき実費徴収に係る費用の一部を助成する事業
市の現状	幼稚園に対し給食費（副食材料費）の補助給付を実施している。
確保方策の内容	既存の事業を利用することで確保できる。

(5) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

事業概要	特定教育・保育施設などへの民間事業者の参入の促進に関する調査研究や、その他の多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設などの設置又は運営を促進するための事業
市の現状	未実施
確保方策の内容	予定なし

(6) 放課後児童健全育成事業

事業概要	保護者が労働などにより昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館などを利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業					
市の現状	離島を除く市内全小学校区で小学1年生から6年生までを対象に、学童保育事業を実施している。					
確保方策の内容	既存の事業を利用することで確保できるように、場の拡充を図る。					
	単位	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
量の見込み	人	1,553	1,601	1,628	1,629	1,592
1年生		437	443	469	470	427
2年生		400	394	381	370	349
3年生		296	330	327	329	347
4年生		251	254	258	254	251
5年生		111	119	128	137	145
6年生		58	61	65	69	73
確保方策 (利用定員数)		1,315	1,475	1,475	1,635	1,635

(7) 子育て短期支援事業

事業概要	保護者の疾病などの理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設などに入所させ、必要な保護を行う事業（短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）及び夜間養護等事業（トワイライトステイ事業））					
市の現状	乳児院1か所、児童養護施設2か所、障害福祉サービス事業所1か所で、最長7日間の範囲で児童を預かるショートステイを実施している。					
確保方策の内容	既存の事業を利用することで確保できる。					
	単位	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
量の見込み	人日	198	217	233	253	285
確保方策	ショートステイ	人日	200	220	240	260
						290

(8) 乳児家庭全戸訪問事業

事業概要	生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境などの把握を行う事業					
市の現状	訪問助産師や保健師が生後2～3か月未満の乳児の家庭を訪問して、母子の健康管理や予防接種に関する相談対応を行い育児不安の軽減を図っている。また、地域の民生委員・児童委員が家庭を訪問して、子育てサロンなどの地域の子育て支援活動に関する情報提供や育児に関する相談支援を行っている。					
確保方策の内容	既存の事業を利用することで確保できる。					
	単位	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
量の見込み	人	660	652	648	646	642
確保方策	人	660	652	648	646	642

(9) 養育支援訪問事業

事業概要	養育支援が特に必要な家庭に対して、訪問により指導助言等を実施することで個々の家庭の抱える養育上の諸問題の解決・軽減を図る事業					
市の現状	発達や養育に課題がある乳幼児とその家庭に対して、他機関と連携しながら家庭訪問を行い、育児支援や栄養指導、栄養相談・養育相談等必要な支援を行っている。					
確保方策の内容	既存の事業を利用することで確保できる。					
	単位	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
量の見込み	人	453	447	445	443	440
確保方策	人	460	460	460	460	460

(10) 地域子育て支援拠点事業

事業概要		子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や子育ての不安・悩みを相談でき、地域の子育て関連情報を得られる場を提供する事業				
市の現状		0歳から就学前までの乳幼児とその保護者を対象として、宗像市子育て支援センター「ふらっこ」で保護者同士の交流促進、育児相談、子育て講座等を実施している。				
確保方策の内容		現在の提供体制を利用することで確保できる。				
	単位	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
量の見込み	人回	12,776	12,975	13,123	13,027	12,956
確保方策	か所	1	1	1	1	1

(11) 一時預かり事業（幼稚園における在園児を対象とした一時預かり）その他の一時預かり事業

事業概要		家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認可保育所、幼稚園、認定こども園、地域子育て支援拠点その他の場所で一時的に預かり、必要な保護を行う事業					
市の現状		認可保育所・認定こども園 15 園で一時預かりを実施している。また、私立幼稚園・認定こども園9園で預かり保育を実施している。					
確保方策の内容		現在の提供体制を利用することで確保できる。					
		単位	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
量の 見込み	1号認定	人日	26,734	25,228	23,701	22,975	23,327
	2号認定		53,365	50,359	47,310	45,860	46,564
	上記以外		6,283	6,247	6,192	6,108	6,108
合計			86,382	81,834	77,203	74,943	75,999
確保 方策	幼稚園型Ⅰ		73,774	69,749	65,464	63,344	64,393
	私学助成による 預かり保育等		41,160	41,160	41,160	41,160	41,160
	幼稚園型以外		19,600	19,600	19,600	19,600	19,600
合計			134,534	130,509	126,224	124,104	125,153

(12) 病児保育事業

事業概要		病児・病後児について、病院などに付設された専用スペースで、看護師等が一時的に保育などを実施する事業					
市の現状		病児保育施設めばえ及び病後児保育施設すくすくくらぶで、昼間家庭で保育できない病児・病後児を保育している。					
確保方策の内容		現在の提供体制を利用することで確保できる。					
		単位	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
量の見込み		人日	4,615	4,561	4,487	4,396	4,319
確保方策	病児保育事業	人日	5,635	5,635	5,635	5,635	5,635

(13) 子育て援助活動支援事業（就学児）

事業概要		小学生を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かりの援助を受けたい者と、その援助を行いたい者との相互援助活動に関する連絡、調整等を行う事業					
市の現状		未実施					
確保方策の内容		予定なし					
		単位	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
量の見込み		人日	96	96	96	96	96
確保方策	人日	-	-	-	-	-	-

(14) 妊婦に対する健康診査

事業概要		妊婦の健康の保持及び増進を図るため、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業					
市の現状		妊婦に対する健康診査14回分の費用の一部を補助している。					
確保方策の内容		既存の事業を利用することで確保できる。					
		単位	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
量の見込み	対象者数	人	594	582	570	559	548
	健診回数	人回	7,444	7,384	7,325	7,266	7,208
確保方策		人回	8,320	8,320	8,320	8,320	8,320

(15) 子育て世帯訪問支援事業

事業概要		家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭を訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的とした事業				
市の現状		事業所5カ所に委託して訪問支援員を派遣し、家事・育児支援を実施している。				
確保方策の内容		既存の事業を利用することで確保できる。				
	単位	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
量の見込み	人日	211	211	211	212	213
確保方策	人日	220	220	220	220	220

(16) 児童育成支援拠点事業

事業概要		養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、相談支援、食事の提供等を行うとともに、個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより虐待を防止し、こどもの最善の利益の保障と健全な育成を図る事業				
市の現状		令和5年度に子どもの自立サポートセンターホープを開所し、ひきこもり傾向の児童生徒の心身の回復や社会的自立を目指した支援を行っている。				
確保方策の内容		既存の事業を利用することで確保できる。				
	単位	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
量の見込み	人	37	42	47	52	57
確保方策	人	41	41	41	41	41

(17) 親子関係形成支援事業

事業概要		児童との関わり方や子育てに悩み・不安を抱えた保護者が、親子の関係性や発達に応じた児童との関わり方等の知識や方法を身につけるため、当該保護者に対してペアレント・トレーニング等を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設けることで、健全な親子関係の形成に向けた支援を行う事業				
市の現状		未実施				
確保方策の内容		ニーズ等を把握して講座を開催し、支援が必要な親子が参加できるよう体制を整備する。				
	単位	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
量の見込み	人	20	20	30	40	40
確保方策	人	20	20	30	40	40

(18) 産後ケア事業

事業概要	産後の心身の不調または育児支援を必要とする産後1年未満の養育者と乳児を対象にした宿泊型、通所型、訪問型の事業					
市の現状	産科医療機関や助産院の助産師が、産後の母体のケアや授乳指導、育児相談を実施している。					
確保方策の内容	既存の事業を利用することで確保できる。					
	単位	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
量の見込み	人日	1,056	1,434	1,490	1,550	1,605
確保方策		1,100	1,500	1,550	1,600	1,650

(19) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

事業概要	すべてのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、すべての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化することを目的として、保育所等で就労要件を問わず未就園児（6ヶ月～2歳）を月一定の利用可能時間の中で預かる事業					
市の現状	未実施					
確保方策の内容	先行して実施している保育所の取組について成果を共有しながら、他園への拡充を図る。					
	単位	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
量の見込み	0歳	人	85	84	84	83
	1歳		45	47	47	46
	2歳		51	51	54	53
	合計		181	182	185	182
確保方策	0歳	人	13	20	33	33
	1歳		13	20	33	33
	2歳		13	20	33	33
	合計		39	60	99	99

(20) 妊婦等包括相談支援事業

事業概要	妊婦・その配偶者等に対して面談等により情報提供や相談等（伴走型相談支援）を行う事業					
市の現状	妊娠届出時と妊娠８か月頃の妊婦と産婦に対し、計３回の面談等を行っている。					
確保方策の内容	既存の事業を利用することで確保できる。					
	単位	令和７年	令和８年	令和９年	令和１０年	令和１１年
量の見込み	人日	1,782	1,746	1,710	1,677	1,644
確保方策		1,782	1,746	1,710	1,677	1,644

4 教育・保育の一体的提供と体制の確保

(1) 認定こども園の普及に係る基本的な考え方

0歳から就学前のすべてのこどもが質の高い教育・保育を一体的に受けることができるよう、認定こども園を普及するという国の方針に従い、既存施設からの移行について、事業者の意向や市民ニーズの動向を十分踏まえながら検討していきます。

(2) 教育・保育及び地域子ども子育て支援事業に係る基本的な考え方

教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供にあたって基本となるのは人材であり、従事者の確保及び資質向上は大変重要です。このため、新たな人材確保に向けて、保育士等の職業の魅力発信や、就職に関する相談・紹介・斡旋・労働環境の改善に向けた取組支援を進めます。また、従事者の専門性と資質向上のため、幼稚園教諭と保育士の合同研修をはじめ、各種研修を実施するとともに、教育・保育施設及び事業者等の人材育成の取組を支援します。

(3) 施設、事業者等との連携方策

① 教育・保育施設および地域型保育事業者との連携

教育・保育施設は、地域型保育事業者、地域子ども・子育て支援事業者等と連携し、必要に応じ、保育の提供等に関する支援を行うこととします。地域型保育事業者は、満3歳以降も適切かつ質の高い教育・保育を継続的に利用できるよう、教育・保育施設との連携を図ります。

② 保育所、認定こども園、幼稚園、小・義務教育学校の連携

乳幼児期の発達には連続性を有しており、またこの時期の教育は生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものです。乳幼児期から学童期を経て思春期に至るこどもの育ちの連続性を確保するため、こどもの情報について個人情報であることに十分留意しながら、関係機関で共有できるよう取り組んでいきます。

また、保育士、幼稚園教諭、小・義務教育学校教諭の連携を深めるため、相互訪問や合同研修の実施など、こどもの育ちと学びを支える土台を構築し、共通の課題解決のための有機的な体制を整備して、保幼小義の滑らかな接続を図ります。

第6章

計画の推進

1 計画の推進体制

本計画に掲げる施策や事業については、関係機関と連携しながら担当部署が実施していきます。また、計画の所管課において、庁内での情報共有や施策の総合調整を行い、本計画の着実な推進に向けて進捗管理を行います。

2 進行の管理

本計画は、PDCAサイクル（計画・実行・評価・改善）の考え方に基づいて推進していきます。毎年度、事業の進捗状況を点検・評価し、「宗像市次世代育成支援対策審議会」に報告を行うことで、外部評価を受けながら改善につなげます。

また、本計画は、第3次宗像市総合計画で設定する子育て分野における指標（KPI）による評価を活用しながら推進します。

なお、子ども・子育て支援事業の量の見込みや確保方策等に大きな開きが発生する場合は、必要に応じて計画を見直すこととします。

PDCAサイクルのイメージ

実施が計画に沿っていない部分を見直し

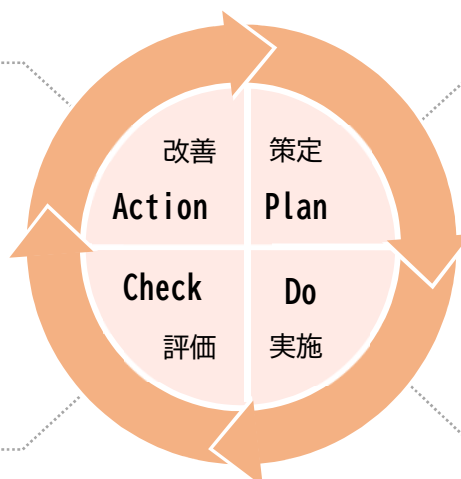
- ・ 随時施策・事業に反映
- ・ 計画中間年に量の見込み・確保方策等見直し

計画を策定

- ・ 宗像市次世代育成支援対策審議会における審議等を踏まえた計画の策定
- ・ 目標の設定

事業の実施が計画に沿っているかどうかを確認

- ・ 宗像市次世代育成支援対策審議会において点検・評価
- ・ 庁内における検証
- ・ 公表



計画に沿って事業を実施

- ・ 庁内関係各課による事業の実施
- ・ 様々な関係機関との連携・協働による事業の実施

資料編

1 宗像市次世代育成支援対策審議会委員名簿

(任期：令和5年8月1日～令和7年7月31日)

No.	分野	委員名	団体・役職名等
1	知識経験を有する者	田中 敏明	豊岡短期大学 教授
2	知識経験を有する者	永松 美雪	日本赤十字九州国際看護大学 教授
3	児童福祉関係団体を代表する者	高松 美香	NPO法人むなかた子育てネットワーク こねっと 企画理事
4	児童福祉関係団体を代表する者	小方 信二	宗像市保育協会 第二赤間保育園園長
5	児童福祉関係団体を代表する者	池淵 恵	宗像市民生委員児童委員協議会 副会長
6	教育関係者	木村 真彦	宗像市私立幼稚園連盟 東郷信愛幼稚園園長
7	教育関係者	秦 克伸	宗像市小中学校校長会 宗像市立吉武小学校校長
8	教育関係者	吉川 利幸	福岡県立少年自然の家「玄海の家」 所長
9	市民代表	堤 万里子	市民公募委員
10	市民代表	吉田 真梨奈	市民公募委員
11	関係行政機関の職員	三塩 新人	福岡県宗像児童相談所 相談第一課長
12	関係行政機関の職員	野中 多恵子	福岡県宗像・遠賀保健福祉環境事務所 健康増進課長
13	関係行政機関の職員	吉村 和浩	福岡東公共職業安定所 業務次長 (任期：令和6年7月1日～ 令和8年6月30日)

2 宗像市次世代育成支援対策審議会 審議経過

	開催日	内 容
第1回	令和6年7月22日	・「宗像市こども計画」の骨子案について
第2回	令和6年10月1日	・「宗像市こども計画」の素案について ・子ども・子育て支援事業の量の見込みに対する 確保方策（案）について
第3回	令和6年11月14日	・「宗像市こども計画」の素案について ・特定教育・保育施設の利用定員について ・パブリックコメントについて

3 市民意見提出手続（パブリック・コメント）

- 意見募集期間：令和7年1月10日から令和7年2月9日まで
- 提出意見 ：145件（30人）

4 宗像市子ども基本条例

(平成24年3月30日条例第13号、改正平成25年3月28日条例第8号、改正令和4年3月30日条例第5号)

前文

第1章 総則（第1条—第3条）

第2章 子どもの権利（第4条—第8条）

第3章 保護者、市民等、子ども関係施設及び市の役割（第9条—第12条）

第4章 子どもにやさしいまちづくり（第13条—第17条）

第5章 啓発（第18条—第20条）

第6章 子どもの権利の侵害に対する救済と回復（第21条—第26条）

第7章 施策の検証（第27条）

第8章 雑則（第28条）

附則

子どもは、夢と希望に満ちた、かけがえのない存在です。また、どの子ども自分らしく健やかに成長し、伸びる可能性を持っています。

その可能性の芽を摘み取らずに成長させることが、今、大人に問われています。

子どもは、一人ひとりが権利の主体です。あらゆる差別や暴力から守られ、豊かな愛情のもとで、生き、育ち、参加する権利があります。

大人は、子どもの最善の利益を保障しなければなりません。そのためには、子どもの気持ちをしっかりと受け止め、一緒に考えたり、体験させたり、教え導いていくことが大切です。

宗像市は、昔から交通や文化の要衝の地であり、人と人とのふれあいを大切にしてきたまちです。今もその精神がいきづいています。

子どもは、そのふれあいの中で、自分と同じように相手のことを大切にする心や、社会の一員としての役割やルールを学ぶことができます。

子どもが自らの可能性を伸ばし、自分の将来に夢を持てるまちは、すべての人にやさしく、希望に満ちたまちになります。

宗像市は、「子どもの権利」「大人の責務」「子どもにやさしいまち」を3つの柱とし、子どもの健やかな成長が保障されるまちづくりを、子どもも大人も共に手を取り合って進めていくことを宣言し、この条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、児童の権利に関する条約の理念にのっとり、子どもの権利を守るために、保護者、市民等、子ども関係施設及び市の責務並びに役割を明らかにするとともに、子どもにやさしいまちづくりの推進に関する施策の基本となる事項並びに子ど

ものの権利侵害の救済及び回復に関する事項を定めることにより、将来にわたって子どもの権利及び健やかな成長が保障されることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 子ども 市内に住所を有する18歳未満の者をいう。
- (2) 保護者 親又は親に代わり子どもを養育する立場にある者をいう。
- (3) 市民等 次に掲げるものをいう。ただし、第1号に規定する子ども及び市外に住所を有する18歳未満の者を除く。

ア市内に住所を有する者

イ市内の事務所又は事業所に勤務する者

ウ市内の学校に在学する者

エ市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体

- (4) 子ども関係施設 次に掲げる施設をいう。

ア児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する児童福祉施設

イ学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する学校

ウ社会教育法（昭和24年法律第207号）に規定する各種施設

エその他子どもが関係する施設

- (5) 虐待 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号。次号において「法」という。）第2条の児童虐待をいう。

- (6) 通告 法第6条第1項による本市福祉事務所又は福岡県宗像児童相談所への通告をいう。

(責務)

第3条 保護者は、子どもの成長及び発達についての第一義的責任を持つことを認識し、その養育する子どもの権利を保障しなければならない。

2 市民等は、子どもに関わる場又は機会において、子どもの権利を保障しなければならない。

3 子ども関係施設の設置者、管理者及び職員（以下「施設関係者」という。）は、子ども関係施設において、子どもの権利を保障しなければならない。

4 市は、あらゆる施策を通じて子どもの権利を保障しなければならない。

5 保護者、市民等、施設関係者及び市は、前各項の責務を果たすに当たっては、お互いの立場を尊重し、協力して取り組まなければならない。

第2章 子どもの権利

(安心して生きる権利)

第4条 子どもは、安心して生きる権利を有しており、その権利を保障するため、主として次に掲げることが保障されなければならない。

- (1) 命が守られ、尊重されること。
- (2) 愛情及び理解をもって育まれること。
- (3) 温かい家庭の中で、家族と共に生活すること。
- (4) 平和で安全な環境の下で生活すること。

(5) あらゆる差別及び暴力を受けず、放置されないこと。

(6) 健全な発達を阻害する環境から守られること。

(自分らしく生きる権利)

第5条 子どもは、自分らしく生きる権利を有しており、その権利を保障するため、主として次に掲げることが保障されなければならない。

(1) 個性が尊重され、その個性を伸ばすこと。

(2) 自分で考え、判断し、行動すること。

(3) プライバシーが守られること。

(4) 子どもであることにより、不当な取扱いを受けないこと。

(豊かに育つ権利)

第6条 子どもは、様々な経験を通して豊かに育つ権利を有しており、その権利を保障するため、主として次に掲げることが保障されなければならない。

(1) 学ぶこと。

(2) 遊ぶこと。

(3) 生活のリズムが守られること。

(4) 良い事、悪い事及び社会のルールについてきちんと教えてもらうこと。

(意見を表明する権利)

第7条 子どもは、自ら社会に参加し、意見を表明する権利を有しており、その権利を保障するため、主として次に掲げることが保障されなければならない。

(1) 自分の気持ち又は考えを表現するために必要なコミュニケーションの力を伸ばす機会が得られること。

(2) 自分の気持ち又は考えを表明し、尊重されること。

(3) 意思決定に参加すること。

(4) 社会参加に関して、適切な支援が受けられること。

(子どもの役割)

第8条 子どもは、自分の権利が尊重されるのと同様に、他の者の権利を尊重するよう努めなければならない。

2 子どもは、他の者の権利を侵害する行為をしないよう努めなければならない。

3 子どもは、家庭又は社会の一員としての役割を果たすよう努めなければならない。

第3章 保護者、市民等、子ども関係施設及び市の役割

(保護者の役割)

第9条 保護者は、子どもの最善の利益を第一に考え、かつ、愛情をもって子どもの成長及び発達に応じた養育をしなければならない。

2 保護者は、子どもの年齢に応じた心身の発達に関する知識及び養育について習得するよう努めなければならない。

3 保護者は、子どもが基本的な生活習慣及び社会性を身に付けるよう努めなければならない。

4 保護者は、虐待、体罰その他の子どもの権利を侵害することをしてはならない。

5 保護者は、子どもの発達に有害なものから子どもを保護しなければならない。

6 保護者は、子どもの個性に応じ、教育を受けさせるとともに、文化、芸術又はスポ

一ツに接する機会を作るよう努めなければならない。

(市民等の役割)

第10条 市民等は、子どもは「社会の宝」とであると認識し、子どもを温かく見守り、子どもが安心して過ごすことができるよう努めなければならない。

2 市民等は、地域において、子どもが意見を表明し、又は参加する機会を設けるよう努めなければならない。

3 市民等は、子どもが社会のルールに反する行為をしたときは、注意し、若しくは指導し、又は関係機関等に通報し、若しくは連絡しなければならない。

4 市民等は、虐待を受けたと思われる子どもを発見したときは、速やかに通告しなければならない。

(子ども関係施設の役割)

第11条 子ども関係施設は、子どもの最善の利益を第一に考え、かつ、愛情をもって指導又は援助を行い、子どもを育成しなければならない。

2 子ども関係施設は、子どもの年齢又は個性に応じて、自主的な活動を支援しなければならない。

3 施設関係者は、子どもの育ち及び気持ちについて理解し、把握できる力を身に付けてはならない。

4 子ども関係施設は、虐待、体罰、いじめその他の子どもの権利を侵害する行為の防止に努めるとともに、相談しやすい環境を整備しなければならない。

5 子ども関係施設は、虐待の早期発見に努めるとともに、虐待を受けたと思われる子どもを発見したときは、速やかに通告しなければならない。

(市の役割)

第12条 市は、子どもの権利を保障するため、国、他の地方公共団体及び関係機関と連携するとともに、必要な施策を実施しなければならない。

2 市は、保護者、市民等及び子ども関係施設がそれぞれの責務と役割を果たすことができるよう、必要な支援をしなければならない。

3 市は、子ども自ら又は保護者等を通じて、市政等に関する意見を求めるよう努めなければならない。

4 市は、虐待、体罰、いじめその他の子どもの権利を侵害する行為の防止及び早期発見に努めなければならない。

5 市は、前項の取組において被害を受けた子どもを発見したときは、その保護及び救済に努めるとともに、関係機関と協力し、必要な支援をしなければならない。

6 前各項に定めるもののほか、市は、さまざまな方法を通して、子どもの権利の普及及び啓発に努めなければならない。

第4章 子どもにやさしいまちづくり

(施策の推進)

第13条 市は、子どもの権利を保障し、子どもにやさしいまちづくりの施策を推進するため、行動計画を策定しなければならない。

2 市は、行動計画を策定し、又は見直すときは、第27条の宗像市次世代育成支援対策審議会の意見を聴かななければならない。

3 市は、行動計画を策定し、又は見直したときは、速やかにその内容を公表しなければならない。

(子どもの居場所づくり)

第14条 市、市民等及び施設関係者は、地域において、子ども同士が遊び等の体験を通じ、豊かに成長できるよう、安全で安心な居場所づくりに努めなければならない。

2 市は、自主的に居場所づくりをしている市民等との連携を図り、その支援に努めなければならない。

(子どもの意見表明の機会の提供)

第15条 市は、子どもが意見表明を行うことができる機会を設けるよう努めなければならない。

(子育て支援)

第16条 市、市民等及び施設関係者は、保護者が安心して子育てをすることができるよう支援しなければならない。

2 市、市民等及び施設関係者は、保護者の子育て及び仕事の両立を支援するとともに、子どもが健やかに成長できる環境づくりに努めなければならない。

(健全な発達を阻害する環境からの保護)

第17条 市、市民等及び施設関係者は、健康に有害なもの、性的虐待、過激な暴力等の有害な情報その他の子どもの健全な発達を阻害する環境から子どもを保護し、又はその環境を改善するよう努めなければならない。

第5章 啓発

(啓発)

第18条 市は、子どもの権利の普及及び啓発に努めるものとする。

(学習等への支援)

第19条 市は、家庭教育、学校教育及び社会教育の場において、子どもの権利についての学習及び研修が推進されるよう、必要な教育環境の整備に努めなければならない。

2 市は、施設関係者、医師又は保健師等の子どもの権利に職務上関係のある者に対し、子どもの権利についての理解がより深まるよう、研修の機会を提供するよう努めるものとする。

3 市は、子どもが自主的に行う子どもの権利についての学習等の取組に対し、必要な支援に努めるものとする。

(子どもの権利の日)

第20条 市は、子どもの権利についての関心及び理解を深めるため、宗像市子どもの権利の日（以下「権利の日」という。）を設ける。

2 権利の日は、11月20日とする。

3 市は、権利の日の趣旨にふさわしい事業を行うものとする。

第6章 子どもの権利の侵害に対する救済と回復

(子どもの権利救済委員)

第21条 市は、子どもの権利の侵害に迅速かつ適切に対応し、その救済及び権利の回復を支援するため、宗像市子どもの権利救済委員（以下「救済委員」という。）を置

く。

- 2 救済委員は、3人以内とする。
- 3 救済委員は、子どもの権利、福祉、教育等に関して知識経験を有する者のうちから、市長が選任する。
- 4 救済委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 救済委員は、任期の満了以外は、その意に反して職を解かれない。
- 6 前項の規定にかかわらず、市長は、救済委員が心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認める場合又は救済委員としてふさわしくない行為があると認める場合においては、その職を解くことができる。

(救済委員の職務)

第22条 救済委員は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 子どもの権利の侵害について、子どもその他関係者から相談を受け、その救済及び権利の回復のために、助言又は支援をすること。
- (2) 権利の侵害を受けている子どもについて、本人又はその関係者から救済の申立てを受け、事実の調査又は関係者間の調整をすること。
- (3) 子どもが権利の侵害を受けていると認めるときに、自らの判断で調査すること。
- (4) 必要と認めるときに、子どもの権利を侵害した者に対して、是正措置を講ずるよう勧告し、又は制度等の改善を要請すること。
- (5) 前号の勧告又は要請に対する是正措置又は制度等の改善の状況等の報告を求めること。

2 救済委員は、前項の職務を行うに当たっては、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 職務上知り得た秘密を漏らさないこと。その職を退いた後も同様とする。
- (2) 人権について十分に配慮すること。
- (3) 関係機関等と協力すること。

(救済委員に対する支援及び協力)

第23条 市は、救済委員の独立性を尊重し、その活動を積極的に支援しなければならない。

2 保護者、市民等及び子ども関係施設は、救済委員の活動に協力するよう努めなければならない。

(勧告又は要請への対応)

第24条 市は、救済委員から勧告又は要請を受けたときは、速やかに、その対応状況等を報告しなければならない。

2 市以外のものは、救済委員から勧告又は要請を受けたときは、速やかに、その対応状況等を報告するよう努めなければならない。

(勧告又は要請等の内容の公表)

第25条 救済委員は、必要と認めたときは、勧告若しくは要請又はその対応状況等を公表することができる。

(報告等)

第26条 救済委員は、毎年の活動状況等を市長に報告し、市民に公表する。

第7章 施策の検証

(子どもの権利の保障状況の検証)

第27条 市は、この条例による施策、行動計画の実施状況及び子どもの権利の保障状況について毎年度検証を行わなければならない。

2 前項の検証に当たっては、宗像市次世代育成支援対策審議会条例（平成25年条例第8号）に規定する宗像市次世代育成支援対策審議会に対し、諮問するものとする。

3 市長その他の執行機関は、審議会の報告又は提言を尊重し、必要な措置をとるものとする。

(平25条例8・一部改正)

第8章 雑則

(委任)

第28条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。ただし、第6章及び第7章の規定は平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第8条第1項の規定により策定されている計画は、この条例の相当規定に基づき策定された行動計画とみなす。

3 第22条の規定は、この規定の施行の日（以下「施行日」という。）前3年から施行日の前日までに生じた子どもの権利の侵害に関わる事項についても適用するものとする。

(準備行為)

4 第21条第3項の規定による救済委員の選任に関し必要な行為は、同項の規定の施行の日前においても行うことができる。

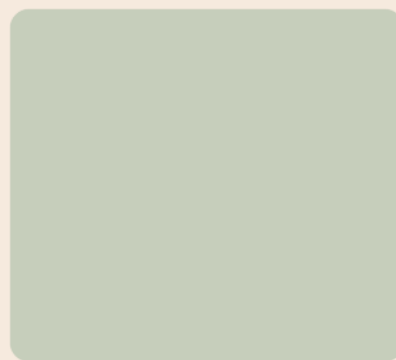
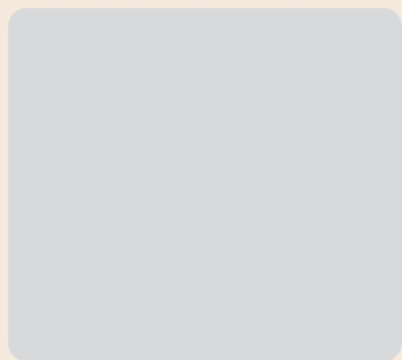
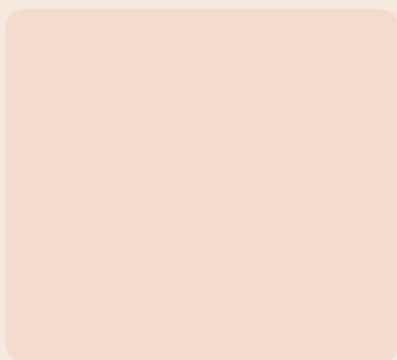
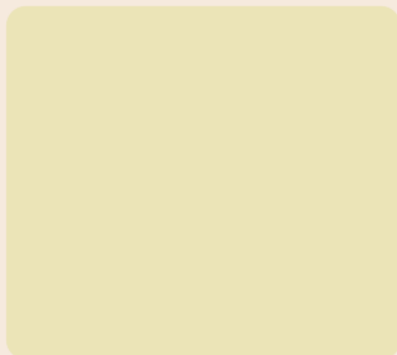
附 則（平成25年3月28日条例第8号）抄

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月30日条例第5条）

この条例は、令和4年4月1日から施行する。



宗像市こども計画

宗像市 子ども子育て部 子ども育成課（令和7年3月発行）

〒811-3492 福岡県宗像市東郷一丁目1番1号

TEL : 0940-36-1214 Email : k-ikusei@city.munakata.lg.jp